



三重県公報

令和4年5月6日(金)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
監査委員公表			
3	監査結果に対する措置の公表	(監査委員)	1
4	同件	(同)	120

監査委員公表

監査委員公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、三重県知事、各種委員会等から令和3年度定期監査の結果について措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年5月6日

三重県監査委員	伊藤	藤	隆
三重県監査委員	下野	幸助	
三重県監査委員	木津	直樹	
三重県監査委員	内田	典夫	

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 防災対策部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (新型コロナウイルス感染症対策の推進)</p> <p>(1) 国内で新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されて以降、県では、「三重県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、「三重県緊急事態措置」、「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』」等の発出の検討や「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』」等の総合的な方針の立案、県民及び事業者等への情報提供や協力要請等について、同対策本部において総合調整を行いながら、関係部局と連携して取り組んでいる。</p> <p>新型コロナウイルス感染症については、本県においても、令和2年1月以降、感染の拡大と収束が繰り返されていることから、状況に応じ、時機を逸することなく感染防止対策及び法令に基づく措置等の検討を行うとともに、県民・事業者等に対する適時適切な情報提供や協力要請を行い、感染防止につながる行動を促すことにより、感染拡大の防止に努められたい。 (危機管理課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和3年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>新型コロナウイルス感染症の県内外の感染状況を踏まえ、感染防止対策の総合的な方針の立案検討を行うとともに、各部局や市町、関係団体と連携し、県民、事業者等に適時適切に情報提供や協力要請を行い、感染拡大防止に努めました。</p> <p>令和3年3月末以降の第4波の際には、感染拡大防止に向け、4月20日に「三重県緊急警戒宣言」を発出しました。4月24日には新規感染者数が当時過去最多となり、4月26日に「三重県緊急警戒宣言」を改定し飲食店への営業時間短縮要請を行うとともに、政府に対し、「まん延防止等重点措置」の適用を要請し、5月9日から6月20日まで「まん延防止等重点措置」による対策を実施しました。その後も、感染状況の改善傾向を確かなものとするため、「三重県リバウンド阻止重点期間」として6月30日まで対策に取り組みました。</p> <p>また、7月下旬以降の第5波においては、感染状況の急激な悪化に合わせ、8月6日には「三重県緊急警戒宣言」を発出、12日に同宣言を改定し、飲食店への営業時間短縮を要請するとともに、政府に対し「まん延防止等重点措置」の適用を要請、8月20日から適用されました。さらなる感染状況の悪化により、8月27日からは「緊急事態措置」が適用され、9月30日まで対策を実施しました。その後、10月1日から14日までを「三重県リバウンド阻止重点期間」とし感染者の減少傾向を確かなものとするための対策を継続しました。</p> <p>第5波の収束に合わせ、第6波に備えるため、10月18日には「感染拡大防止アラート等の設定」、「検査体制の整備」、「ワクチン接種体制の整備」、「医療提供体制の整備」を4つの柱とした対策「みえコロナガード」を決定するとともに、12月22日には第5波における課題を洗い出し、第6波への対策をまとめた「三重県新型コロナウイルス感染症対策大綱」を公表しました。</p> <p>その後、令和4年1月以降の第6波においては、感染者が急速に増加したため、「みえコロナガード」に基づき、1月8日には「感染拡大防止アラート」を発動、1月12日には「感染拡大阻止宣言」を発出しました。さらに感染者が増加する見込みであることから、1月17日、政府に対し、「まん延防止等重点措置」の適用を要請し、1月21日から「三重県まん延防止等重点措置」による対策を実施しました。2月中旬以降、感染者数や病床利用率等が改善傾向となったため、3月6日をもって「三重県まん延防止等重点措置」は終了し、3月7日以降は、「再拡大阻止重点期間」として、感染が再び拡大しないための対策を継続しています。</p> <p>対策の実施にあたっては、「三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議」を開催し、各部局への情報共有を図るとともに、市町や関係団体と連携して、県民や事業者への情報提供を実施しました。</p> <p>併せて、飲食店への営業時間短縮の要請時には、要請の遵守状況や店舗における感染防止対策の実施状況の見回り及び要請に応じていない店舗への指導を行い、感染拡大防止に努めました。 (危機管理課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>上記措置の実施後、県民・事業者の皆様のご協力により、人流の減少がみられるとともに、新規感染者数が減少し、感染状況が改善しました。特に、令和3年10月以降は感染者数が大きく減少し、11月中旬以降、感染者がゼロとなる日も多くなり、11月24日には病床利用率も0%となりました。その後、令和4年に入り感染者が急増しましたが、2月中旬以降は減少傾向が継続しています。</p> <p>飲食店への営業時間短縮要請の遵守状況確認においては、営業時間短縮要請期間中、対象区域内の全ての対象店舗について、県職員及び委託事業者により見回りを実施し、99%以上の飲食店が要請に応じていただいていることを確認しました。また、措置期間中にあっては、要請に応じていない店舗等については法に基づき指導を行い、指導を経て改善されない場合には「個別要請」を発出し、その後も改善されない場合には「命令」を実施しました。</p> <p>このほか、措置期間中においては、市町職員及び委託事業者により、感染防止対策の実施状況の確認及び実施の働きかけを行いました。 (危機管理課)</p>
<p>令和4年度以降 (取組予定等)</p> <p>引き続き、感染状況を的確に捉え、感染防止対策の総合的な方針の立案検討を行うとともに、各部局や関係団体と連携し、県民、事業者等に適時適切に情報提供を行い、感染拡大防止に努めます。</p> <p>なお、令和4年度以降については、当該事業は、医療保健部の所管となります。 (危機管理課)</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 防災対策部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (防災人材の育成・活用による地域防災力の向上)</p> <p>(2) 令和2年度の「防災に関する県民意識調査」によると、「東日本大震災発生時には危機意識を持ったが、時間の経過とともに危機意識が薄れつつある」と答えた県民の割合は増加傾向にあり、また、風水害にかかる防災意識が、地震・津波にかかる防災意識より高くなるなど、県民の意識にも変化が見られる。 「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」の主旨である「率先して防災活動に参加する県民の割合」については、前年度実績から3.8ポイント低下の46.2%となり、令和2年度の目標値である52.5%には及ばず、目標値を達成できていない。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地域での防災活動や防災啓発の実施が抑制され影響があったことは考慮されるが、災害発生の危険性は常にあることから、県民の防災意識を常に高め、今後とも「防災の日常化」の定着を図っていく必要がある。 このため、大規模地震や激甚化・頻発化する風水害等の自然災害の危険性の周知に努めるとともに、市町やみえ防災・減災センター、三重県消防協会等と連携し、防災人材の積極的な活用、自治会や自主防災組織による地区防災計画作成への支援など、「三重県防災・減災対策行動計画」に基づいた地域防災力の向上に取り組まなければならない。 (消防・保安課、防災企画・地域支援課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>令和3年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 令和3年度は紀伊半島大水害10年の節目の年であることから、9月に「紀伊半島大水害10年シンポジウム」をオンラインにより開催するとともに、12月には桑名市において「みえ地震・津波対策の日シンポジウム」を開催し、県民の防災意識の向上を図りました。また、県政だよりやホームページ、ラジオやテレビ等のメディアを使って防災啓発を行うとともに、地震体験車を県内各地に派遣し、地震などの自然災害の危険性や災害に対する備えなどについて周知を行いました。 (防災企画・地域支援課)</p> <p>② みえ防災・減災センターにより育成した防災人材を地域や学校、企業等に派遣して、防災活動の取組を支援しました。また、市町の防災職員や自主防災組織リーダー等を対象とした研修会を開催し、地域の防災活動を担う人材の資質向上を図りました。 (防災企画・地域支援課)</p> <p>③ 地域防災体制の中核的存在である消防団の活性化を図るため、三重県消防協会と連携した消防団入団促進キャンペーンの実施や消防団充実強化促進事業を通じた、大規模災害団員等の機能別団員の導入や女性消防団員の加入促進など、消防団員の確保を含む消防団の活性化に努めました。 (消防・保安課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 9月及び12月のシンポジウムには、あわせて約270人の方にご参加をいただくとともに、その様子を撮影した動画をYouTubeに公開して多くの皆さんに視聴していただくことができるようにし、防災意識の向上を図りました。また、地震体験車による啓発件数は、令和4年2月末時点で256件、前年同時期に比べ148.0%となっており、コロナ禍で激減した地域による防災活動の取組が回復の傾向にあります。 (防災企画・地域支援課)</p> <p>② みえ防災・減災センターでは、育成した防災人材を「みえ防災人材バンク」に登録して、地域からの要望に応じて防災人材を派遣して地域の防災活動を支援しており、令和4年2月末現在の登録者数は499人となっています。令和3年度は52人がみえ防災・減災センターの「みえ防災塾」を受講しており、「みえ防災人材バンク」登録者はさらに増加する見込みです。このほかにも、市町職員や自主防災組織リーダー、医療や福祉分野等で活躍する専門職を持つ人材等を対象とした防災研修を5月から10月にかけて開催し、のべ335人が受講しました。 (防災企画・地域支援課)</p> <p>③ 近年、全国的に消防団員が減少しており、本県においても令和3年度の消防団員数は、前年度より189人減少し12,886人となっていますが、令和3年度中に、松阪市、鳥羽市及び熊野市で新たに機能別団員制度が導入され、大規模災害発災時の対応が強化されています。また、女性消防団員数は、いなべ市で新たに女性が入団し女性消防団が新設されるなど前年度より37人増加しています。 (消防・保安課)</p>
<p><u>令和4年度以降(取組予定等)</u></p> <p>① 令和4年度も、引き続き「みえ風水害対策の日シンポジウム」、「みえ地震・津波対策の日シンポジウム」の開催や、メディア・地震体験車を活用した防災啓発等を通じて、県民の皆さんの防災意識の向上を図ります。 (防災企画・地域支援課)</p> <p>② 新規事業として、県内の学生など若者を地域防災の担い手として育成し、若者の自由な発想力を生かした情報発信による若年層の防災意識の向上を図る取組を行うとともに、市町や自主防災組織等と連携して地域の防災活動を行い、地域防災力の向上を図ります。 (防災企画・地域支援課)</p> <p>③ 三重県消防協会と連携し、引き続き、青年・女性消防団員研修会・交流会や消防団入団促進キャンペーンの実施、消防団充実強化促進事業による大規模災害団員等の機能別団員の導入や女性消防団員の加入促進に努め、消防団の活性化を図ります。 (消防・保安課)</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 防災対策部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見
(効果的な防災情報の提供)

(3) 「みえ県民力ビジョン第三次行動計画」の副指標である『防災みえ. j p』から防災情報等を入手している県民の割合は、前年度から3.2ポイント上昇し、27.7%となり、令和2年度の目標値26.7%を達成した。
SNSの利用やAI技術を活用した避難情報の提供や防災情報プラットフォームの運用など、多様な手段により、防災・災害情報の提供に取り組んでいる。
県民をはじめ、外国人を含む観光客など、より多くの人に防災情報を提供し、適切な避難行動を起こさせるよう周知・啓発を進めることにより、効果的な防災情報の提供に努められたい。
また、市町における災害・避難情報等の収集及び情報伝達機関等への発信については、防災情報プラットフォームを有効に活用するなど、正確性・適時性を確保できるよう取り組まれたい。

(災害対策課)

講じた措置

令和3年度

1 実施した取組内容

県民の皆さんに避難行動等、自分の身を守るための適切な防災行動を促すため、「防災みえ. j p」をはじめ、登録制メールやTwitter、LINE、Yahoo!防災速報など多様なツールを用いて気象に関する情報等を提供しました。

特に登録制メールについては、これまでの配信内容に「竜巻注意情報」、「避難所開設・閉鎖情報」、「避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）」を追加した新たなシステムの構築を進めており、令和4年4月から配信を予定しています。

また、災害対策本部の活動においては、防災情報プラットフォームを活用し、各市町から災害や避難状況等の情報を収集し、必要な対策を実施するとともに、防災関係機関や報道機関等に迅速に情報提供を行いました。

さらに「防災みえ. j p」などの利用促進を図るため、概要やQRコードを記載したチラシを各種防災イベント等で配布したほか、登録制メールで防災情報等を提供する際には「防災みえ. j p」のアドレスを掲載するとともに、職員の名刺や災害時支援協定を締結した自動車メーカーの試乗車に「防災みえ. j p」のQRコードを掲示するなど様々な機会をとらえて啓発に取り組みました。

(災害対策課)

2 取組の成果

登録制メールの登録者数は減少傾向にあるものの、SNSの利用者数は毎年増加しており、前年と比べて、Twitterのフォロワー数が425人、LINEのお友達登録者数が1,225人増加し、県が防災情報を提供するツール全体としての利用者数は28人増加しました。

種別	令和2年1月末時点	令和3年1月末時点	令和4年1月末時点
登録制メール登録者数	42,808人	42,405人	40,783人
Twitterフォロワー数	3,003人	3,440人	3,865人
LINEお友達登録者数	15,609人	17,782人	19,007人
計	61,420人	63,627人	63,655人

(災害対策課)

令和4年度以降(取組予定等)

「防災みえ. j p」について、県内の外国人居住者の状況をふまえ、より多くの外国人に活用していただけるよう、現在の日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語のページに加え、新たにベトナム語、タガログ語のページを作成します。また、「防災みえ. j p」を紹介したチラシを各種防災イベント等で配布することに加え、講習会等の場で防災技術指導員等がスマートフォンでの「防災みえ. j p」の活用の仕方や新しくなった登録制メールの新機能を案内するなど、その普及に取り組めます。

引き続き、県民の皆さんに適切な避難行動を促すことができるよう、SNSなど様々なツールを活用して、防災情報の提供に取り組んでいきます。

(災害対策課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 防災対策部

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 第二種電気工事士免状の誤送付による個人情報の漏えいがあった。 (消防・保安課)
講じた措置
1 実施した取組内容 (1) 再発防止に向けて、第二種電気工事士免状を送付する際、免状に記載されている氏名と封筒に記載された送付先の氏名の突合を複数の職員で確認するよう手順書を修正し、複数の職員で確認を行うとともに、起案文に封筒封入及び内容物確認のチェック欄を設けて記録するなど、チェック体制の強化に取り組みました。また、所属職員を対象に個人情報の保護やコンプライアンスの徹底に関する研修を行いました。 (消防・保安課)
2 今後の方針 (取組予定等) (1) 今後も誤送付が発生することがないように、継続して免状送付時に氏名の突合を複数の職員で確認するなど個人情報の管理を徹底します。 (消防・保安課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 防災対策部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (1) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているため、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 ① 物損事故 (負担割合: 県 100%、相手 0%) (物損額: 県 0 円、相手 486,585 円) (消防学校)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 所属長から当該職員に厳重注意を行うとともに、職員会議で全職員に対し、交通事故防止の注意喚起を行いました。また、事故原因となった車内の荷物等の整理整頓を行い、交通事故防止に努めました。(消防学校) 2 今後の方針 (取組予定等) ① 引き続き、朝礼等において、交通事故防止について注意喚起を行うことで、職員の安全運転への意識を高め、交通事故防止に努めます。(消防学校)

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 戦略企画部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (広聴広報活動の推進)</p> <p>(1) 令和2年3月に「三重県広聴広報アクションプラン」を改訂し、県民との接点の拡大と充実を基本的な考え方として、「拡散性の高い情報コンテンツづくり」、「メディアの効果的な活用」の2つの取組視点、「戦略的なプロモーションの推進」、「メディアミックスによる広聴広報活動の充実」、「『質』の高い情報発信に向けた体制づくり」の3つの戦略テーマで広聴広報活動を推進しているところである。</p> <p>しかしながら、アクションプラン初年度となる令和2年度の取組結果については、評価指標である「県からの情報が伝わっていると感じる県民の割合」の実績値が31.8%と目標値の35.0%を達成できなかった。</p> <p>このため、メディアミックスによる広聴広報活動の充実等を進めることにより、県民に対して、的確かつ効果的な県政情報の提供に努められたい。 (広聴広報課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和3年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>三重県広聴広報アクションプラン(令和2年3月改訂版)に基づき、「拡散性の高い情報コンテンツづくり」「メディアの効果的な活用」の2つの取組視点をふまえ、「戦略的なプロモーションの推進」、「メディアミックスによる広聴広報活動の充実」、「『質』の高い情報発信に向けた体制づくり」の3つの戦略テーマで取組を展開しています。</p> <p>メディアミックスを意識した情報発信として、県民の皆さんに県からの情報が的確に伝わるよう、県の施策に関する情報や、県からのお知らせ・イベント情報、新型コロナウイルス感染症の緊急情報や災害時の危機管理・救急医療情報等、県民の皆さんに知っていただきたい情報を、県広報紙や新聞、フリーペーパー、テレビ、県ホームページ、ソーシャルメディアなどの多様な広報媒体を効果的に活用して発信するとともに、パブリシティ活動に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>県の方針や施策に関する情報をはじめ、県民の皆さんの命と健康を守るために必要な防災や新型コロナウイルス感染症等にかかる情報や、くらしと仕事を守るための各種支援制度等の情報を、県広報紙や新聞、フリーペーパー、テレビ、県ホームページ、ソーシャルメディアなどそれぞれの媒体の特性を生かした情報発信に取り組みました。また、県広報紙等の紙媒体に二次元コードを掲載し、県ホームページへの誘導を行うなど、メディアミックスを意識して、県民の皆さんが必要な情報を確実に入手できるように、各種広報媒体を通じて効果的・効率的に情報を発信しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県広報紙「県政だより みえ」発行部数 月約 52.5 万部 ・ 県ホームページの平均ページビュー数 月約 1,100 万ページビュー (令和4年3月末時点)
<p>令和4年度以降(取組予定等)</p> <p>県の方針・施策に関する情報や新型コロナウイルス感染症の緊急情報、災害時の危機管理・救急医療情報等の重要情報を県の責務として県民の皆さんに的確に届けるとともに、ソーシャルメディア等を活用して県民の皆さん自らが発信・紹介しやすい情報を発信することで、さらなる情報の拡散を図ります。</p> <p>また、県が提供している情報の入手手段としては、県広報紙や、新聞、フリーペーパーなどの紙媒体からの入手が上位を占めていますが、ウェブサイトやソーシャルメディア、ニュースアプリからの入手も増加傾向にあるため、それぞれの媒体の特性を生かし適切なタイミングで連携させ活用することで「県民の皆さんとの接点の拡大と充実」に向けたメディアミックスを意識した情報発信を行うとともに、効果的なパブリシティ活動にも取り組みます。</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 戦略企画部

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 三重県民経済計算（確報）の計数に誤りがあった。 (統計課)
講じた措置
1 実施した取組内容 県民経済計算の推計業務については、計数算出時にチェックリストに基づき入力用ワークシートの確認作業を行っていましたが、当該部分の確認については複数人でのチェックを行うとした項目がありませんでした。このため、推計業務を行う3人の担当者が、それぞれ入力担当外のワークシートの確認を複数人で行うようチェックリストに追加し、正確なチェックを確実にできるようにしました。
2 今後の方針（取組予定等） 見直したチェックリストを活用し、複数人で確認を行うことにより、県民経済計算の正確な算出に努めます。

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 総務部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (内部統制の円滑な運用)</p> <p>(1) 地方自治法改正により令和2年4月から内部統制制度が導入され、4月に「三重県における内部統制の方針」を策定し、5月に同方針に基づき内部統制の整備・運用に必要な基本事項を定める「三重県内部統制マニュアル」を策定して、推進部局として、内部統制体制の整備や、各所属における「内部統制リスクマネジメントシート」によるリスクの認識と対応策の検討・実施、自己評価、次年度に向けたリスク対応策の見直し等の運用を推進するため、取組を行っているところである。 引き続き、推進部局として、評価部局(防災対策部危機管理課)や組織横断的な事務を所管する部署(出納局等)などの関係部局と役割分担のうえ、連携して、内部統制の円滑な運用や職員の意識向上を図るとともに、内部統制評価報告書等を踏まえ、共通リスクの継続的な見直しや内部統制の不備の改善や是正を行うなど、職員の負担にも配慮しながら、内部統制制度がより有効に機能し実効性のあるものとなるよう取り組まれない。(行財政改革推進課)</p> <p>講じた措置</p> <p><u>令和3年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 令和2年4月に策定した「三重県における内部統制の方針」及び同方針に基づき内部統制の整備・運用に必要な基本事項を定めた「三重県内部統制マニュアル」に沿って、制度を運用しました。 【具体的な取組】 (1) 令和3年度内部統制リスクマネジメントシートの確定(5月) (2) 令和3年度内部統制リスクマネジメントシートに記載したリスク対応策の整備状況にかかる評価(自己評価、基礎評価、評価部局評価)の実施(9月~11月) (3) 評価部局において「令和2年度三重県内部統制評価報告書」をとりまとめ、監査委員の意見とともに県議会へ提出(11月) (4) 令和3年度の運用状況について自己評価を実施(3月)</p> <p>2 取組の成果 内部統制制度を導入した令和2年度に引き続き、各所属において令和3年度内部統制リスクマネジメントシートを作成してリスク対応策を整備したうえで、その整備状況及び運用状況について段階的な評価を実施し、同制度を円滑に運用することができました。</p> <p><u>令和4年度以降(取組予定等)</u> 評価部局においてとりまとめた「令和2年度三重県内部統制評価報告書」に対する監査委員や県議会からの意見をふまえ、今後も事務の適正な執行を確保するため、推進部局、評価部局及び組織横断的な事務を所管する所属等が連携しながら、不備の改善等に向けて、より効率的かつ実効性のある制度となるよう取り組んでいきます。</p>
--

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名

総務部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (服務規律の徹底及び不適切な事務処理の再発防止)</p> <p>(2) 令和2年度の知事部局職員の懲戒処分はなかったが、不適切な事務処理については、個人情報の漏えいや公表資料の誤りなどの事案が発生している。 これらの事案は、県行政に対する県民の信頼を損なうものであることから、引き続き、法令遵守及び服務規律の徹底に取り組むとともに、発生した事案の原因や背景を分析し、内部統制制度を活用するなど効果的な対策を講じることにより、再発防止に努められたい。 (行財政改革推進課、人事課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>令和3年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 県民の皆さんからの信頼をより高めていくため、職員のコンプライアンス意識を向上させるとともに、的確な業務の進め方を徹底するなど、コンプライアンスの推進に取り組みました。 【具体的な取組】</p> <p>(1) コンプライアンス推進体制の確立 各部局及び各所属において、組織マネジメントシートの「コンプライアンスの徹底」欄に記載した具体的な取組を実施しました。 各部局等の総務担当課長や各地域防災総合事務所長等を参集して「コンプライアンス推進会議」を開催し、事例の検証や再発防止に向けた取組状況について情報共有・意見交換を行いました。</p> <p>(2) コンプライアンス意識の向上 職員一人ひとりのコンプライアンス意識を向上させるとともに、所属におけるコミュニケーションの活性化と担当者の孤立感の解消を図るため、各所属で個別面談方式によるコンプライアンス・ミーティングを実施しました。</p> <p>(3) 的確な業務の進め方の徹底 令和2年度から導入した内部統制制度を運用し、各所属においてリスクマネジメントシートを作成するとともに、リスク対応策の整備状況の評価等を実施しました。 また、新規採用職員研修や新任所属長研修など、各階層別に実施する職員研修において、コンプライアンスに関する研修を実施しました。</p> <p>2 取組の成果 職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上や組織としての的確に業務を進める仕組みづくりのため、上記 1【具体的な取組】により、不適切な事務処理等の再発防止を図り、コンプライアンスの推進に取り組みました。</p>
<p><u>令和4年度以降(取組予定等)</u></p> <p>引き続き職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上にかかる取組等を実施するとともに、コンプライアンス推進会議を定期的に開催し、取組内容の進捗管理を行っていきます。 また、不適切な事務処理の再発防止や職場におけるコミュニケーションの活性化等に向けて、めざす効果が得られるよう定期的に検証を行い、より効果的な取組を進めていきます。</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名

総務部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (持続可能な財政運営基盤の確立)</p> <p>(3) 令和2年度の決算においては、実質公債費比率は12.7%と前年度から0.7ポイント改善したが、経常収支比率は96.3%と前年度に比べて0.5ポイント上昇し、財政が硬直化した状態が続いている。</p> <p>本県の財政状況は、歳入面では、県税収入が新型コロナウイルス感染症の影響等に伴い減少したが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の国庫支出金をはじめ、県債発行額や地方交付税等が増加しており、歳出面では、新型コロナウイルス感染症対策経費が大きく増加している。公債費・人件費等の義務的経費は今後も高い水準で推移することが見込まれ、また近年は、財源不足から、公営企業会計からの借入や県債管理基金への積立見送り措置を講じているなど、依然として厳しい状況にある。</p> <p>このため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や三重とこわか国体・三重とこわか大会の中止が行財政運営に与える影響にも十分に留意し、「第三次三重県行財政改革取組」(令和2年度～5年度)に基づき、県税収入の確保や未利用財産の売却・活用等の多様な歳入確保策の推進を図るとともに、公債費や社会保障関係経費等の経常的な支出の抑制、AIやRPAの活用等による業務改善の推進、事務事業の積極的な見直し、廃止や統合を含めた施設のあり方の見直しによる維持管理費の抑制等を図ることにより、将来世代に負担を先送りすることのない持続可能な財政運営の基盤を確立されたい。(行財政改革推進課、財政課)</p> <p>講じた措置</p> <p><u>令和3年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>令和4年度当初予算編成では、持続可能な財政運営を維持していくため、「第三次三重県行財政改革取組」に基づき、より一層の歳入確保策の推進を図るとともに、経常的な支出の抑制に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>令和4年度当初予算は、県税収入や地方交付税の増に加え、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や、県有地の売却などにより歳入の確保を図りつつ、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、県民の安全・安心を守るための取組などに予算を重点化する一方で、総人件費の抑制など経常的な支出の抑制に努めました。その結果、本県独自に定める財政指標である経常収支適正度は、99.2%となり、令和3年度当初予算に比べ0.1%改善しました。また、県債残高総額については4年ぶりに減少する見込みとなるとともに、県債管理基金については6年ぶりに所要額を満額積み立てることとしました。</p> <p>業務改善の推進については、AIやRPA等のデジタル技術の積極的な活用等により生産性の向上と正確性の確保の両立を図りました。</p> <p>なお、老朽化が進み、県民の生命・身体にかかわるなど極めて緊急度の高い県有施設については、施設の今後の利用需要等を踏まえつつ、長寿命化のための大規模修繕・改修を行う場合と建替を行う場合のトータルコストも考慮したうえで、既存施設の建替等の予算を計上しています。</p> <p><u>令和4年度以降(取組予定等)</u></p> <p>引き続き、多様な財源の確保と経常的な支出の抑制など歳入・歳出の両面から取り組み、的確な行政サービスの提供と財政の健全化をバランスよく実現する持続可能な財政運営に努めます。</p>
--

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名

総務部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (物品の適正管理)</p> <p>(4) 金品亡失(損傷)については、令和2年度の報告件数は141件で、前年度の186件から自動車損傷を中心に45件減少しており指導効果は現れているが、パソコン損傷の件数は増加するなど、依然として職員の不注意等による金品亡失(損傷)が発生している。 このため、引き続き、職員や各所属に対して更なる注意喚起や交通安全意識を徹底するとともに、金品亡失(損傷)の減少につながる有効な対策を図りたい。(人事課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>令和3年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 新任班長等研修等におけるコンプライアンス研修の中で、物品の適正な保管・管理に関して、注意喚起を行いました。 また、今年度も会計管理者兼出納局長との連名による依命通知を発出し、金品の適正な管理について注意を喚起しました。(令和3年5月31日)</p> <p>2 取組の成果 依命通知の発出のほか、人事担当者会議などで金品亡失の発生防止の注意喚起を行うことで、物品の適正な保管・管理に向けた法令遵守の意識徹底を図りました。</p>
<p><u>令和4年度以降(取組予定等)</u></p> <p>物品の適正管理に向け、職員の意識を高揚し、適正な取扱いを徹底するためには、継続的な取組が必要であることから、令和4年度以降も、引き続き、意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名

総務部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (県税未収金対策の推進)</p> <p>(5) 令和2年度における県税の収入未済額は約51億1,000万円であり、前年度の約30億9,200万円に比べて、約20億1,800万円増加している。このうち、新型コロナウイルス感染症にかかる特例の徴収猶予額約22億5,900万円を除くと収入未済額は約28億5,100万円となるが、依然として多額となっている。 特に、個人県民税については、県税の収入未済額のうち約44.7%、新型コロナウイルス感染症にかかる特例の徴収猶予額を除いた収入未済額の約79.3%と、大きな割合を占めているので、引き続き、三重地方税管理回収機構への派遣職員や各県税事務所に設置している市町支援相談窓口を通じて、市町や同機構との連携を強化し、未収金対策に努められたい。(税収確保課)</p> <p>講じた措置</p> <p><u>令和3年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 県税事務所における滞納整理</p> <p>① 自動車税種別割については、納期内納付キャンペーンの実施や納税環境の整備に取り組みました。また、令和3年11月、12月の2か月間を「差押強化月間」として、県内8カ所の県税事務所が徴収強化に取り組みました。</p> <p>② 高額滞納については、各県税事務所と税収確保課内の特別徴収機動担当が連携して滞納処分の強化を図りました。</p> <p>(2) 個人県民税対策</p> <p>① 特別徴収義務者の指定の徹底を更に進めるため、昨年度に引き続き、県と市町で構成する「個人住民税に関する課題検討会」において、市町における特別徴収事務の円滑な推進と特別徴収義務者の滞納対策に関する諸課題の整理、検討を行いました。</p> <p>② 三重地方税管理回収機構では平成27年度に徴収第二課を設置し、個人住民税をはじめとする市町の少額滞納事案を対象に滞納整理を実施しています。県では、この取組に専門性を有する県職員の派遣を行うなど積極的な支援を行っており、今年度も支援を継続しました。</p> <p>③ 個人県民税現年度対策の推進に向けて令和2年度に各県税事務所に設置した市町支援窓口において、研修会・情報交換会の開催、市町と連携した差押強化月間の広報や共同滞納整理など、市町と県がより一層連携を強め地域における具体的な取組を推進しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 県税事務所における滞納整理【令和4年2月末現在】</p> <p>① 納期内納付キャンペーンの実施や、納付可能なスマホ決済アプリの追加など納税環境の整備により、本年度の自動車税種別割の納期内納付率は、件数ベースで87.3%、税額ベースで86.4%となり、17年連続で上昇しています。</p> <p>② 高額滞納(30万円以上)人員については、2月末時点で年度当初より増加しており、当年度の削減目標達成に向け、引き続き取り組んでいきます。(目標：年度末において年度当初から10%以上削減)</p> <p>(2) 個人県民税対策【令和4年2月末現在】</p> <p>① 本年度の給与所得者に占める特別徴収の割合は、市町における指定徹底の取組により90.4%となり、昨年度より1.0ポイント上昇しました。</p> <p>② 三重地方税管理回収機構徴収第二課の少額滞納事案の取組については、市町から約3.2億円を引き受け、約2.5億円を徴収しており、市町における三重地方税管理回収機構への移管予告効果約1.9億円を含む取組効果は約4.4億円となっています。 なお、三重地方税管理回収機構徴収第二課における個人県民税の徴収効果は、徴収金額のうち約6千万円と推計されます。</p> <p>③ 市町支援窓口の取組については、情報交換会を全地域合計で18回開催しました。4地域で市町と県が同時期に差押等強化月間等を設定し滞納整理に取り組みました。個人県民税現年度徴収率は80.3%(昨年同月79.2%)となっています。</p> <p><u>令和4年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1) 県税事務所における滞納整理 上記①②の取組を引き続き進めます。</p> <p>(2) 個人県民税対策 上記①②③の取組を引き続き進めます。令和2年度に各県税事務所に設置した市町支援窓口については、令和4年度以降も引き続き運営するとともに、令和4年度に機能拡充により参加市町が増加する三重地方税管理回収機構徴収第二課への県からの職員派遣を増員し、市町、三重地方税管理回収機構と連携した個人住民税徴収対策の強化に取り組み、個人県民税の徴収率の向上につなげます。</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名

総務部

監査の結果
<p>2 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① 収入未済額が令和2年度末現在5,172,655,179円あり、前年度と比べて2,014,076,218円増加していた。</p> <p>(桑名県税事務所、四日市県税事務所、鈴鹿県税事務所、津総合県税事務所、松阪県税事務所、伊勢県税事務所、伊賀県税事務所、紀州県税事務所、自動車税事務所)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 収入未済</p> <p>(1) 県税事務所における滞納整理</p> <p>① 自動車税種別割については、納期内納付キャンペーンの実施や納税環境の整備に取り組みました。また、令和3年11月、12月の2か月間を「差押強化月間」として、県内8カ所の県税事務所が徴収強化に取り組みました。</p> <p>② 高額滞納については、各県税事務所と税収確保課内の特別徴収機動担当が連携して滞納処分の強化を図りました。</p> <p>(2) 個人県民税対策</p> <p>① 特別徴収義務者の指定の徹底を更に進めるため、昨年度に引き続き、県と市町で構成する「個人住民税に関する課題検討会」において、市町における特別徴収事務の円滑な推進と特別徴収義務者の滞納対策に関する諸課題の整理、検討を行いました。</p> <p>② 三重地方税管理回収機構では平成27年度に徴収第二課を設置し、個人住民税をはじめとする市町の少額滞納事案を対象に滞納整理を実施しています。県では、この取組に専門性を有する県職員の派遣を行うなど積極的な支援を行っており、今年度も支援を継続しました。</p> <p>③ 個人県民税現年度対策の推進に向けて令和2年度に各県税事務所に設置した市町支援窓口において、研修会・情報交換会の開催、市町と連携した差押強化月間の広報や共同滞納整理など、市町と県がより一層連携を強め地域における具体的な取組を推進しました。</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）</p> <p>(1) 県税事務所における滞納整理</p> <p>上記①②の取組を引き続き進めます。</p> <p>(2) 個人県民税対策</p> <p>上記①②③の取組を引き続き進めます。令和2年度に設置した市町支援窓口については、令和4年度以降も引き続き運営するとともに、令和4年度に機能拡充により参加市町が増加する三重地方税管理回収機構徴収第二課への職員派遣を増員し、市町、三重地方税管理回収機構と連携した個人住民税徴収対策の強化に取り組み、個人県民税の徴収率の向上につなげます。</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名

総務部

部局名	総務部
監査の結果	
2 財務の執行に関する意見 (2) 人件費 人件費について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ① 通勤手当において、過年度の認定誤りによる戻入が2件あった。 (総務事務課)	
講じた措置	
1 実施した取組内容 公共交通機関利用の認定状況について、事後確認で最寄り駅でないと判明したため、認定時に遡り是正処理(手当額の戻入)を行いました。 2 今後の方針(取組予定等) 引き続き、複数の職員でのチェックを徹底し、各種手当の認定について、給与条例等に基づき適正な執行に努めます。	

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名

総務部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 金品亡失（損傷） ① 双眼鏡の紛失 (税込確保課)
講じた措置
1 実施した取組内容 再発防止策として、備品管理持出簿を作成し持出及び返却の年月日、担当者等を記録して、紛失、破損のないよう管理を徹底しました。 2 今後の方針（取組予定等） 引き続き、備品の紛失、破損のないよう管理の徹底に努めます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名

総務部

監査の結果
<p>2 財務の執行に関する意見</p> <p>(4) 交通事故</p> <p>職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているため、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。</p> <p>① 物損事故 (物損額：県 129,177 円) (管財課)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>課内会議等で安全運転に対する啓発、注意喚起を行うなどし、職員の安全運転意識の向上に努めました。</p> <p>2 今後の方針 (取組予定等)</p> <p>職員の安全運転意識をさらに高めるため、今後も継続して注意喚起等を行い、事故の未然防止に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (新型コロナウイルス感染症対策の推進)</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症について、三重県内では、これまでに 14,521 の感染例と 110 事例のクラスター(令和3年9月23日時点)が確認されている。 本県においては、知事を本部長とした新型コロナウイルス感染症対策本部を中心とした体制を構築し、オール三重で感染拡大防止に向けた取組を行っている。 令和2年3月から4月までの流行時には「三重県緊急事態措置」を発出し、県民に外出自粛を求めるなど強い措置をとることで感染拡大を抑え込み、同年7月から9月の流行時には1回目の「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』」(以下「緊急警戒宣言」という。)を発出して感染拡大防止策を講じ、2年11月から3年2月の流行時には2回目の緊急警戒宣言を発出して、前回と同じく感染拡大防止策を講じることにより、県内における感染の拡大を抑制している。 令和3年4月から6月の流行時には、3回目の緊急警戒宣言と「三重県まん延防止等重点措置」を続けて発出し、感染拡大防止策を講じるとともに、同期間の終了後10日間を「三重県リバウンド阻止重点期間」とし、独自の指標である「三重県リバウンドアラート」を設定するなどの取組を行った。 また、国や近隣府県等との情報共有、県民への迅速な情報提供や呼びかけに努めるとともに、市町・医療関係者・関係団体と連携して、医療提供体制及び検査体制の強化、同定調査や健康観察を確実に実施するための保健所機能の確保、また、クラスター発生時の対応等、様々な感染症拡大防止のための対策を実施している。 しかしながら、令和2年1月以降、全国的に、また県内においても、感染の拡大と取束が繰り返されており、新たな変異株による感染者の急増など、想定が可能なあらゆる事態に対処できる体制の整備が望まれる。 これらのことから、感染症対策にかかる組織を的確かつ効率的に運営するとともに、保健所機能の維持・強化、病床・宿泊療養施設の確保、ワクチン接種の効率的な実施に向けた支援を行うなど、市町や関係団体と連携しながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止及び感染者の療養体制の整備に取り組まれない。 (感染症対策課、感染症情報プロジェクトチーム、入院・療養調整プロジェクトチームほか)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>令和3年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の感染状況に的確に対応するため、令和3年10月18日に公表した「みえコロナガード」を基に、12月22日に新型コロナウイルス感染症対策大綱を策定し、その中で、医療提供体制等にかかる第5波への対応を振り返り、評価・課題等の洗い出しを行うとともに、第6波に向けた対策を整理しました。(感染症対策課、患者情報PT、情報分析・検査PT、医療体制整備・調整PT、宿泊・自宅療養PT)</p> <p>② 感染者の増加に伴って増大する保健所や本庁業務に的確に対応するため責任と権限を行使できる臨時でない本務職員を追加配置することにより体制を強化するとともに、保健所において新型コロナウイルス感染症対策業務に従事する応援体制の整備等を行いました。(医療保健総務課)</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症患者の療養体制を整備するため、受入病床の増床、臨時応急処置施設や宿泊療養施設の確保等に取り組むとともに、感染拡大時においても必要な検査が確実に行えるよう体制強化等に取り組みました。(医療体制整備・調整PT、宿泊・自宅療養PT、情報分析・検査PT)</p> <p>④ 医療従事者等への接種や、市町が行う住民接種等について、希望する全ての県民の方のワクチン接種が円滑に進むよう、市町や関係機関等と緊密に連携し、ワクチン接種の推進に取り組みました。(感染症対策課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 令和3年11月1日付で本庁の1課2PT体制を1課4PT体制に組織改正し、15名を増員するとともに、保健所では担当職員を4名増員、さらに、12月1日付けで2名増員しました。(医療保健総務課)</p> <p>② 感染者の増加に伴って増大する保健所業務に的確に対応するため、県の応援職員350名を事前にリスト化し、感染状況に応じて順次派遣する体制を整備しました。(医療保健総務課)</p> <p>③ 重症者、中等症患者、重症化リスクの高い患者が確実に入院できるよう、457の病床を確保するとともに、患者急増時の緊急対応として、重傷者用病床を含む576の病床を確保しました。(医療体制整備・調整PT)</p> <p>④ 感染拡大時に救急医療が逼迫することを防ぐため、中等症Ⅱの患者に対して酸素投与等の医療的な処置を行う臨時応急処置施設を、津市及び四日市市に設置しました。(医療体制整備・調整PT)</p> <p>⑤ 患者増加時でも、確実に入所できるよう、宿泊療養施設を5施設665室確保するとともに、中等症Ⅰ患者や重症化リスクの高い患者を受け入れられるよう体制を整備しました。(宿泊・自宅療養PT)</p> <p>⑥ 自宅療養者への貸与用パルスオキシメーターを22,450個確保するとともに、市町や関係団体と連携し、患者の症状に対応した食事や必要物資の配送体制を整備しました。(宿泊・自宅療養PT)</p> <p>⑦ 感染拡大に伴う検査需要にも対応できるよう、検体採取体制や検査(分析)能力等の点検・検証等を行い1日当たり16,230件の検査が可能な体制を整備するとともに、感染者の早期発見や感染拡大の防止を目的に、県独自の郵送による無料PCR検査(72,061件)や、医療機関や薬局等において、感染不安を感じる方への無料検査(23,288件)、集団感染等のリスクが高い高齢者施設等を対象とした社会的検査(145,404件)を実施しました。(情報分析・検査PT)</p> <p>⑧ 医療従事者等への接種については、3月8日から6月15日までの間に、当初予定していた約58,000人に対する2回の接種が完了しました。また、各市町におけるワクチン接種を支援するための県が関与する集団接種会場(高齢者接種3か所、高齢者以降の住民接種2か所、追加接種となる3回目接種4か所)を開設し、全体で約58,501回の接種を行いました。(感染症対策課)</p>
<p>令和4年度以降(取組予定等)</p> <p>令和3年度の取組を基本にしつつ、新型コロナウイルス感染症の状況をふまえ、引き続き市町や関係団体等と連携しながら、感染拡大の防止に取り組めます。 (感染症対策課、患者情報PT、情報分析・検査PT、医療体制整備・調整PT、宿泊・自宅療養PT)</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (医師・看護職員確保対策の推進)</p> <p>(2) 厚生労働省が設定した医師偏在指標において、三重県は、全国平均を下回る「医師少数都道府県」(全国順位 33 位)とされており、全国を 335 圏域に分けた二次医療圏に関しては、東紀州圏域が「医師少数区域」(全国順位 252 位)に分類されている。</p> <p>このため、令和元年度に策定された「三重県医師確保計画」に基づき、医師修学資金の貸与等により、県内医療機関で勤務する医師の確保に取り組むとともに、三重県地域医療支援センターの「キャリア形成プログラム」の活用を促すことなどにより、医師の地域偏在及び診療科偏在の解消に取り組まれない。</p> <p>また、県内の看護職員数は増加傾向にあるが、県が令和 2 年度に試算した三重県看護職員需給推計の結果では、令和 7 (2025) 年においても、なお供給不足が見込まれている。</p> <p>このため、看護師等修学資金の貸付やハローワークにおける移動就労相談等による看護職員の人材確保、病院内保育所の設置や運営支援等の働きやすい職場環境づくりの支援による看護職員の定着促進、ナースセンター事業等による潜在看護職員の復職促進に努められたい。 (医療介護人材課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和 3 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 医師の確保については、「三重県医師確保計画」に基づき、県内の医師不足地域等で医師として一定期間勤務することにより貸与額を返還免除する三重県医師修学資金の貸与を実施するとともに、三重県地域医療支援センターのキャリア形成プログラムの活用などを働きかけました。また、地域医療対策協議会や医師派遣検討部会において、医師の偏在解消に向けた検討を行いました。</p> <p>② 看護職員の確保については、看護職員修学資金貸与制度を活用し、看護学生の県内就業の促進を図りました。また、三重県ナースセンターでは免許保持者による届出制度「とどけるん」を周知し、ナースセンターへの登録を促すとともに、ハローワークにおける移動就労相談等を含め再就職に向けた無料の就業斡旋や、復職に対し必要な研修等を実施しました。</p> <p>働きやすい職場環境づくりに向けた支援については、三重県医療勤務環境改善支援センターにおいて、勤務環境等の改善に向けた医療機関の自主的な取組を支援するとともに、子どもをもつ看護職員等が安心して働き続けられるよう病院内保育所の運営支援を行いました。 (医療介護人材課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 三重県医師修学資金貸与制度について面接等による選考のうえ、41 人に新規貸与を行った結果、貸与者の累計が 819 人となりました。また、新専門医制度については、臨床研修 2 年目の医師修学資金貸与者に対し、三重県地域医療支援センターのキャリア形成プログラムの活用などを働きかけた結果、県内の専門研修プログラムに登録した専攻医数は、89 人(令和 3 年度研修開始)となりました。</p> <p>② 看護職員修学資金制度の運用により、令和 3 年度は新たに 16 名に貸与を行いました。また、三重県ナースセンターにおいて、就業斡旋や研修等を実施した結果、493 人(令和 4 年 3 月末現在)が就職しました。</p> <p>三重県医療勤務環境改善支援センターにおいて、医療機関からの相談に延べ 203 件(令和 4 年 3 月末現在)対応しました。また、病院内保育施設の運営に対する支援を行うため、病院内保育所 25 施設に対して運営補助を行いました。 (医療介護人材課)</p>
<p>令和 4 年度以降(取組予定等)</p> <p>① 「三重県医師確保計画」に基づき、医師修学資金貸与制度の運用や、三重県地域医療支援センターにおいて地域枠医師や医師修学資金貸与者に対するキャリア形成支援と医師不足地域への派遣調整を一体的に進めるなど、医師の総数の確保や医師の偏在解消に取り組めます。</p> <p>② 三重県看護職員需給推計の結果をふまえ、看護職員修学資金貸与制度の運用や、三重県ナースセンターへの登録促進に取り組む等により、看護職員の総数の確保や、偏在の解消に係る取組を進めるとともに、病院内保育所の設置や運営支援等により勤務環境の改善を推進し、定着の促進に取り組めます。 (医療介護人材課)</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (特別養護老人ホームの入所待機者の解消及び介護人材の確保・養成)</p> <p>(3) 特別養護老人ホームの施設整備を行う事業者への支援により施設整備定員数は増加しているが、介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数については、令和2年度は259人となっており、対前年度比で81人増加し、入所の必要性の高い人が直ちに入所できない状況が続いている。</p> <p>施設整備については、地域密着型等も含めた特別養護老人ホーム施設整備定員数が10,795床となり、対前年度比で209床増加している一方で、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」の副指標の目標値である10,855床を60床下回った。</p> <p>令和2年度の介護関係職の新規求人数に対する充足率は、前年度より0.9ポイント向上し11.2%となっはいるが、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」の副指標でもある県内の介護職員数は、2年度の目標値30,948人に対して実績値が28,925人と、依然として十分な人材の確保ができていない状況にある。</p> <p>このことから、施設整備を促進するとともに、入所基準の適切な運用を施設に対して促すことにより、介護度が重度で在宅の入所待機者の解消に努められたい。</p> <p>また、良質な福祉・介護サービスが提供されるためには、人材の安定的な確保と資質の向上が求められていることから、関係機関と連携して人材の確保・養成を行われたい。(長寿介護課、医療介護人材課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>令和3年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 特別養護老人ホームの入所に当たって、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」に沿った適切な入所決定が行われるよう、26施設の調査(新型コロナウイルス感染症対策のため、書面による。)を実施し、指針の適切な運用について助言等を行いました。</p> <p>② 介護保険事業支援計画に基づく施設整備の促進のため、令和2年度に選定した令和3年度整備対象事業者に対し適正に施設整備が施工されるよう現地調査、指導等を行いました。また、令和4年度の整備計画の募集に際しては、施設整備を予定している事業者を対象に説明会を開催しました。(長寿介護課)</p> <p>③ 福祉・介護人材の確保と資質の向上のため、次の取組を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県福祉人材センターにおいて、無料職業紹介や就職フェアの開催、求人と求職のマッチング支援、小中学生・高校生等への福祉・介護の魅力発信、介護職員初任者研修の開催による資格取得支援と就職支援、潜在的有資格者の掘り起こし、介護未経験者に対する入門的研修、小規模事業所へのアドバイザー等の派遣、介護人材確保対策連携強化協議会の開催、働きやすい介護職場応援制度の運用などの取組を実施しました。 ・介護福祉士の資格取得をめざす学生や外国人留学生等への修学資金、実務者研修受講資金、離職した介護人材の再就職準備金貸付事業を実施し、新たな人材の参入促進と離職した人材の呼び戻しを図りました。 ・経済連携協定(EPA)にもとづく外国人へ国家資格の取得、日本語学習等の支援を行いました。 ・外国人技能実習生の介護技能向上のための集合研修を実施し、円滑に就労・定着できるよう支援しました。 ・介護福祉士資格の取得をめざす外国人留学生向けに介護施設等が整備する奨学金制度を支援しました。 ・地域医療介護総合確保基金を活用した三重県介護従事者確保事業費補助金で、介護従事者の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」に取り組む市町・介護関係団体を支援しました。 ・介護現場における多様な働き方導入モデル事業を実施し、介護助手の導入等により、介護現場において多様な働き方が可能となるよう取り組みました。(医療介護人材課) <p>2 取組の成果</p> <p>① 特別養護老人ホームへの調査の実施によって、入所基準の適切な運用を促すことができました。</p> <p>② 介護保険事業支援計画に基づき、令和3年度は、養護老人ホーム2施設(改築100床)の施設整備が行われました。令和4年度の施設整備については、整備計画の応募があった特別養護老人ホーム1施設(60床)、養護老人ホーム2施設(増築10床及び改築50床)の選定を行いました。(長寿介護課)</p> <p>③ 福祉人材センターでの取組により、265人(令和4年3月末現在)が福祉・介護職場に就職しました。また、介護福祉士修学資金を39人(外国人留学生25人)に、実務者研修受講資金を110人に、再就職準備金を2人に新規貸付を行った結果、貸付者の累計(令和4年3月末現在)が、それぞれ418人(外国人留学生100人)、747人、24人となりました。(医療介護人材課)</p>
<p>令和4年度以降(取組予定等)</p> <p>① 特別養護老人ホームの入所に当たっては、施設サービスを受ける必要性が高い方が優先的に入所できるよう、引き続き施設に対する現地調査を実施し、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」の適切な運用を促していきます。</p> <p>② 選定された整備対象事業者に対しては、適正な施設整備が実施できるよう指導等を行うとともに、整備計画の募集に当たっては、事業者に対する説明会の開催や施設基準に関する助言などの支援を行うほか、介護人材の確保の見込みについて確認を行うことにより、介護保険事業支援計画に基づく施設整備を着実に推進していきます。(長寿介護課)</p> <p>③ 介護人材の確保については、若者や退職を控えた元気な高齢者、外国人等の多様な人材に対し、引き続き働きかけを行うとともに、新たに介護助手等普及推進員を県福祉人材センターに配置するなど、多様な人材の介護分野への参入や定着を図る取組を実施していきます。(医療介護人材課)</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (健康づくりの推進)</p> <p>(4) 高齢化が進展する中で、県民が介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間である「健康寿命」を延ばすことが求められており、「三重の健康づくり基本計画」においては、「幸福実感を高めるための心身の健康感の向上」と並んで「健康寿命の延伸」が全体目標とされている。</p> <p>また、県内における死因の第1位であるがんについては、予防・早期発見のために重要ながん検診受診率は概ね全国平均を上回っているが、がん検診受診後の精密検査受診率は、全国平均を下回っている。</p> <p>このため、がん検診受診率の向上、また、受診動向を把握できない対象者(精検未把握率)の減少等による精密検査受診率の改善に向けて、市町と連携して取り組むとともに、生活習慣病対策については、疾病の早期発見・早期治療による重症化予防などの対策に取り組まれない。</p> <p>また、企業における健康経営の取組の促進等により、地域や職域における「健康づくり」が展開されるよう取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(健康推進課、医療政策課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和3年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 平成29年度に策定した「第3次三重県自殺対策行動計画」、「第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」、「三重の健康づくり基本計画中間評価」に基づき、「健康寿命の延伸」、「幸福実感を高めるための心身の健康感の向上」をめざし、企業、関係機関・団体、市町と連携して健康づくりの取組を推進しました。</p> <p>平成30年度に県内全市町で開始した「三重とこわか健康マイレージ事業」により、県民が主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、社会全体でその動機づけと継続を支援するための周知啓発を行いました。</p> <p>さらに、企業における主体的な健康経営の取組を推進するため、令和元年度に創設した、「三重とこわか健康経営カンパニー」認定制度における県内企業の認定や、「三重とこわか健康経営大賞」の表彰を継続して実施するとともに、「三重とこわか健康経営促進補助金」により、認定企業の取組を加速させるための支援を行いました。</p> <p style="text-align: right;">(健康推進課)</p> <p>② 医療関係者や教育委員会等との連携により小学校や中学校においてがん教育授業を実施するとともに(5校300人余)、市町のがん検診や精密検査に関する取組を支援する「がん予防・早期発見推進事業」や人々の行動を望ましい方向に誘導するナッジ理論をはじめとした新たな手法を活用するなど、がん検診の重要性に対する普及啓発や、がん検診受診率や精密検査受診率向上に向けた取組を実施しました。</p> <p style="text-align: right;">(医療政策課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 「三重とこわか健康マイレージ事業」を全市町で継続して行い、マイレージ特典協力店及びマイレージ取組協力事業所は、1,200店舗を超えています。(令和4年3月末現在)。</p> <p>また、「三重とこわか健康経営カンパニー」として191企業を認定し、その中から7企業を「三重とこわか健康経営大賞」として表彰するとともに、5企業の取組を「三重とこわか健康経営促進補助金」により支援しました。</p> <p style="text-align: right;">(健康推進課)</p> <p>② 地域保健・健康増進事業報告による試算値によると、乳がん、子宮頸がん、大腸がん、胃がん、肺がんの検診受診率はこれまで概ね改善方向で推移してきており、直近の令和元年度の値については概ね横ばいに推移しました。また、精密検査受診率の直近の平成30年度の値についても概ね横ばいに推移しました。</p> <p style="text-align: right;">(医療政策課)</p>
<p>令和4年度以降(取組予定等)</p> <p>① 企業、市町、関係機関・団体等と連携し、社会全体で継続して健康づくりに取り組む気運の醸成を図るとともに、新しい生活様式に対応した個人の主体的な健康づくりや企業の健康経営を推進し、地域や職域における健康づくりの展開を図ります。</p> <p style="text-align: right;">(健康推進課)</p> <p>② 各種がん検診の受診率および精密検査受診率向上の取組がより一層進展するよう、引き続きがん検診の受診率や精密検査受診率の向上に資する取組を進めるとともに、ナッジ理論をはじめとした新たな手法を活用し、受診勧奨に取り組む市町を支援します。</p> <p style="text-align: right;">(医療政策課)</p>

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 新型コロナウイルスワクチン予診票の誤送付による個人情報の漏えいがあった。 (感染症対策課) (2) 新型コロナウイルス感染症の陽性者の発生情報について、行動歴等の公表までに日数を要した。 (感染症情報プロジェクトチーム)
講じた措置
1 実施した取組内容 (1) 課内において、個人情報管理を徹底し、発送作業時に二重チェック体制とするなど、適切な事務処理を行うことを確認しました。なお、誤送付となった送付先には、正しい接種券付き予診票を再発行するとともに、誤封入となった予診票を回収しました。 (感染症対策課) (2) 休日・夜間等の医療機関等との情報連絡体制について、改めてすべての保健所に対し、発生情報が速やかに収集できるよう再確認しました。 (患者情報プロジェクトチーム) 2 今後の方針 (取組予定等) (1) 引き続き発送作業時に二重チェックを行うとともに、個人情報管理を徹底し、適切に事務処理を行います。 (感染症対策課) (2) 引き続き医療機関からの発生情報を速やかに収集できるよう情報連絡体制を整えていきます。 (患者情報プロジェクトチーム)

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① 収入未済額が令和2年度末現在 26,255,075 円あった。 (医療介護人材課、長寿介護課、桑名保健所、津保健所)</p> <p>② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (医療介護人材課、健康推進課、津保健所)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 収入未済</p> <p>①② (医師修学資金等貸付金返還金) (看護師養成貸付金返還金) (高齢者住宅整備資金貸付金元利収入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保健部債権管理マニュアルに基づき、回収促進に取り組みました。 ・部長を会長とする「医療保健部所掌未収金対策会議」を開催し、債権処理計画（未収金の回収・整理目標）を決定、公表しました。 ・決定した債権処理計画に基づき、計画的な債権回収に努めました。特に徴収強化月間には、電話、文書による催告の強化や連帯保証人に対する催告を行い未収金の回収と新たな未収金の発生防止に努めました。 ・期限までに納付を行えなかった債務者に対して面談、訪問を行い、改めて納期限を設定したうえ、返還計画書を作成し、計画的な債権回収に努めました。 (医療介護人材課、長寿介護課) <p>(雑入)</p> <p>(被爆者健康管理手当返還金)</p> <p>医療保健部債権管理マニュアルに基づき、回収促進に取り組んだ結果、桑名保健所分について全額収納済みとなりました。</p> <p>津保健所分については、平成31年4月より債権者に対し電話にて返還交渉を実施していましたが、令和2年3月から、架電するも不通により連絡が取れない状況となり、債権処理計画の回収目標を達成できませんでした。 (桑名保健所、津保健所)</p> <p>(契約違約金)</p> <p>債権者が破産手続きを申請したのち、破産管財人から令和3年4月に最後配当確定の通知があったため、配当金 621 円を収納し、残額 12,909 円を不納欠損処分としました。 (津保健所)</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）</p> <p>ア 収入未済</p> <p>①② (医師修学資金等貸付金返還金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務者の返還計画に基づき未収金の徴収を行った結果、令和3年11月15日に完済となりました。 <p>(看護師養成貸付金返還金) (高齢者住宅整備資金貸付金元利収入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」、「三重県公債権の徴収に関する条例」及び「医療保健部債権管理マニュアル」に基づき、未収金の適切な回収・整理による管理を行います。 ・医療保健部所掌未収金対策会議において年度当初に債権処理計画を立て、この計画に基づき計画的に、催告、督促、訪問徴収等を行い、未収金の発生防止と減少に努めます。 ・債務者や連帯保証人が死亡している債権については、相続関係を調査し、催告対象者を拡大していきます。 ・滞納している債務者に対して、分割納付等により返済計画書の作成を指導し、計画的な債権回収を図っていきます。 (医療介護人材課、長寿介護課) <p>(雑入)</p> <p>(被爆者健康管理手当返還金)</p> <p>津保健所分について、債権処理計画の回収目標を達成すべく、住民票等により債権者の現住所を確認し、場合によっては訪問による返還交渉も検討していきます。</p> <p>(契約違約金)</p> <p>引き続き、債権の適正な管理に努めていきます。 (津保健所)</p>

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 旅費</p> <p>① 【登録販売者試験】</p> <p>公務出張に使用する自家用車について、所属長の承認を受けていなかった。 (尾鷲保健所)</p> <p>イ その他の支出事務</p> <p>① 資金前渡交付伺に履行確認の記録がなかった。 (医療保健総務課)</p> <p>② 資金前渡交付伺に履行確認の記録がなかった。 (薬務課)</p> <p>③ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。 (松阪食肉衛生検査所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 旅費</p> <p>① 自家用車による公務出張の際には、出張伺い時に当該自家用車が所属長の承認を受けているかきちんと確認をするよう、職員へ周知徹底しました。 (尾鷲保健所)</p> <p>イ その他の支出事務</p> <p>①② 資金前渡の交付を行う際、あわせて履行確認を行うよう注意し、処理漏れがないようにしました。 (医療保健総務課、薬務課)</p> <p>③ 電子入札システムのマニュアルを活用し、開札事務については複数人で確認を行うよう徹底しました。 (松阪食肉衛生検査所)</p> <p>2 今後の方針 (取組予定等)</p> <p>ア 旅費</p> <p>① 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き職員への周知徹底を行い、適切な事務処理に努めます。 (尾鷲保健所)</p> <p>イ その他の支出事務</p> <p>①② 引き続き適正な会計事務処理に努めていきます。 (医療保健総務課、薬務課)</p> <p>③ 電子入札システムの研修や出納局主催の会計研修を受講し、適切に事務所処理が行えるよう努めます。 (松阪食肉衛生検査所)</p>

<p>監査の結果</p>
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(3) 交通事故</p> <p>職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているため、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。</p> <p>① 物損事故 (負担割合: 県 100%、相手 0%) (物損額: 県 0 円、相手 101,661 円) (長寿介護課)</p> <p>② 物損事故 (物損額: 県 104,885 円) (桑名保健所)</p> <p>③ 物損事故 (物損額: 県 199,980 円) (鈴鹿保健所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>① 所属内で公用車損傷発生の情報共有を行い、適切な公用車の運行を行うよう周知を行いました。(長寿介護課)</p> <p>② 所属内で事故発生の情報共有を行い、注意喚起を行うとともに、所内で実施した交通安全研修を全職員が受講し、安全意識の向上を図りました。(桑名保健所)</p> <p>③ 所内職員に当該事案の情報共有を行い、運転時の注意を徹底するよう指導するとともに注意喚起を行いました。また、全職員が安全運転助言検査を受検する等、様々な機会を通じて交通安全意識が向上するよう周知を行いました。(鈴鹿保健所)</p> <p>2 今後の方針 (取組予定等)</p> <p>① 引き続き、課内会議等の場で公用車運転時の交通安全について注意喚起を行い、適切な公用車の管理に努めます。(長寿介護課)</p> <p>② 引き続き、所内のミーティングや研修等の場で、公用車運転時の交通安全について注意喚起を行い、職員の安全運転意識を高め、適切な公用車の管理に努めます。(桑名保健所)</p> <p>③ 引き続き、所内のミーティングや研修等の場で、公用車運転時の交通安全について注意喚起を行い、職員の安全運転意識を高め、適切な公用車の管理に努めます。(鈴鹿保健所)</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (生活困窮者への支援)</p> <p>(1) 生活保護に至る前の生活困窮者に対しては自立支援策の充実・強化を図ることを目的として、生活困窮者自立支援法に基づき、相談窓口を設置し、複合的課題を抱えた人の相談に幅広く対応するなど取り組んでいる。そうしたなか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の停滞は、県民生活にも深刻な影響を与えており、休業や失業等に伴う減収により、生計を維持することが困難となっている生活困窮者が急増し、相談件数が増加している。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化に伴い、住居確保給付金の支給要件が緩和されたり、新たに緊急小口資金等の特例貸付が設けられたりしたが、既に特例貸付の借入限度額に達していても、就労による自立に結び付いていない世帯も生じている。</p> <p>このため、市町や関係機関等と連携して、令和3年7月に新たに創設された新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を活用するなど、各種の支援策にも取り組んでいるところである。</p> <p>引き続き、市町や関係機関等と連携しながら、相談しやすい環境の整備を進めるなど、生活困窮者の実情に応じた適切な支援の実施に努められたい。 (地域福祉課)</p> <p>講じた措置</p> <p>令和3年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、休業や失業等に伴う減収により、生活に困窮した方に対応するため、以下の取組を実施しました。</p> <p>(1) 生活福祉資金の貸付</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少となった世帯や個人事業主などの生活を支援するため、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例措置(限度額の拡大等)への対応として、事業主体である三重県社会福祉協議会に貸付原資等の補助を行いました。</p> <p>(2) 住居確保給付金の支給</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響等で離職や廃業、収入が減少したことにより、住居を失った方又は失う恐れのある方に対し、家賃相当額を生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金として支給し、住居及び就労の機会の確保に向けた支援を行いました。</p> <p>(3) 生活困窮者自立相談支援機関の相談体制の強化</p> <p>県が所管する郡部(多気町を除く)14町を対象とした自立相談支援機関(三重県生活相談支援センター)では、新型コロナウイルス感染症拡大にともない、新規相談や住居確保給付金の申請が急増したことから、令和2年度から、相談支援員1名及びアウトリーチ支援員1名を増員するなど、相談支援体制を強化し、町等の関係機関と連携した相談支援を行いました。また、増加する外国人からの相談対応として、引き続き多言語チャットやタブレット端末によるビデオ通訳等を導入した相談支援を行いました。</p> <p>(4) 生活困窮者自立支援金の支給</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、生活福祉資金の特例貸付が既に借入限度額に達しているなどして、さらなる貸付を利用できず、就労や生活保護の受給にもつながっていない世帯に対し、新たに令和3年7月から県を含む福祉事務所設置自治体を実施主体となり、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の支給を行いました。 (地域福祉課)</p> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 三重県社会福祉協議会では、令和2年3月25日から特例貸付の受付を開始し、令和4年2月末までに、20,918件、73億3,387万円の貸付を実施しています。 令和3年度の住居確保給付金の支給実績(県所管の14町対象)として、令和4年1月末までに、7世帯に対し、1,530,960円の支給を行いました。(参考:令和2年度 45世帯 6,631,180円) 三重県生活相談支援センターへの新規相談件数は、令和2年度に541件(対前年比約4.6倍)と急増し、令和3年度も昨年度よりは減少しているものの、依然として多くの相談が寄せられています。そのため、引き続き昨年度充実させた相談支援体制を維持し、相談者に寄り添った丁寧な聴き取りを行うとともに、各種支援制度利用等の助言を行いました。また、ひきこもり状態にある方など生きづらさを抱える方に対しては、アウトリーチ支援員による丁寧な相談支援を行っています。 新たに創設された生活困窮者自立支援金については、令和4年2月末までに、延べ15名(初回12名、再支給3名)への支給を行っています。 (地域福祉課) <p>令和4年度以降(取組予定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活福祉資金の特例貸付については、今後膨大な債権管理業務や生活再建に向けた相談支援業務が生じる見込みであることから、実施主体である三重県社会福祉協議会における適切な債権管理・相談支援業務の実施及び職員の負担軽減に向けて、国に対し、事務手続きの簡素化や安定的な財源確保に関する働きかけを行います。 住居を失った方又は失う恐れのある方に対し、引き続き、住居確保給付金を支給し、関係機関等と連携しながら、自立に向けた支援に取り組みます。 さまざまな課題を抱えた生活困窮者等の相談に適切に応じ、自立に向けた支援に取り組むため、アウトリーチ支援員の増員により、三重県生活相談支援センターにおける相談支援体制のさらなる充実を図ります。 国における制度改正の状況を注視しつつ、生活困窮者自立支援金の支給等を通じ、生活福祉資金貸付制度を利用してなお、就労による自立など生活再建につながっていない世帯に対する支援に取り組みます。 (地域福祉課)
--

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (保育所待機児童の解消)</p> <p>(2) 保育所待機児童については、令和2年3月に策定した第二期「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」(2年度～6年度)に基づき、0人を目標に取組を進めており、減少傾向ではあるが、3年4月1日現在では50人となっている。 待機児童が生じている市町において保育所の整備が進められているが、待機児童が生じている4市町のうち3市町については、保育所で働く保育士の数が、令和3年4月1日時点で前年の合計795人から24人減少している。 このため、令和元年10月から実施された「幼児教育・保育の無償化」の影響も考慮し、待機児童が生じている市町の状況を十分に把握・分析のうえ、市町が実施する保育所整備等に対する適切な支援を行うとともに、保育士の確保に向け、新たな保育士の育成・就業支援や、労働環境の改善による離職の防止、潜在保育士の現場復帰の支援等の待機児童解消に向けた取組をより一層進められたい。(少子化対策課)</p> <p>講じた措置</p> <p>令和3年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 保育所等の整備 市町が実施する保育所等の創設、増改築等に対して、施設整備費補助や国への交付申請事務などの支援を行いました。</p> <p>(2) 保育士確保</p> <p>① 保育士確保のための研修事業や保育士の職場環境改善のための補助事業などを行いました。 ・保育士・保育所支援センター(三重県社会福祉協議会に委託)に潜在保育士復帰支援専門相談員を配置し、ハローワークと連携した「保育のおしごと相談会」(年66回)の開催や就労相談を行いました。また、保育士の早期離職防止を図るため、新任保育士就業継続支援研修(県内2箇所各2回)を行うとともに、職場環境改善のため、保育所経営者・管理者職場環境改善等研修(オンライン)を実施しました。 ・保育士の経験年数や研修による技能の習得による処遇改善の仕組みについて、その要件となるキャリアアップ研修(オンライン(障がい児保育を除く))を実施しました。 ・新たに保育士をめざす学生の修学や保育補助者の雇上費、潜在保育士の就職支援準備金等の修学資金貸付事業等を行いました。 ・待機児童の多くを占める低年齢児(0～2歳)は、育児休業からの復帰等による保育所入所希望が多いため、年度当初から保育士を加配している市町に費用の一部を補助しました。 ・保育士の負担軽減を図るため、保育の周辺業務(事務、清掃等)に地域の多様な人材(保育支援者)を活用する事業を実施する市(6市)に対して補助を行いました。</p> <p>② 保育士・保育所支援センターのWebサイト「みえのほいく」において、県内の保育施設の状況や保育士に関する求人・求職情報など、保育士をめざす方等が必要とするきめ細かな情報を提供しました。 また、感染症の影響により保育所での実習が中止になるなど、これから保育所への就労を希望する方にとって、現場の情報を収集することが困難になっている状況を踏まえ、当サイト内において、各保育所等が実施している職場環境改善の取組(人材育成やキャリアアップの支援、処遇改善や休暇取得率向上のための取組など)を紹介できるページを作成しました。</p> <p>③ 保育所等における労働環境の整備を進めていくために、「令和時代の働きやすい保育所運営定着事業」として、保育所の働きやすい職場環境づくりに向けて、管理職層を対象とした研修や保育所への講師派遣を行うとともに、魅力ある保育の職場の情報発信を行いました。(少子化対策課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 保育所等の創設、増改築等を支援した結果、今年度は認定こども園4施設、保育所5施設を整備しました。</p> <p>(2) 保育のおしごと相談会、管理者・経営者マネジメント研修(令和3年9月～12月)、新任保育士就業継続支援研修(受講者数169人)及びキャリアアップ研修(受講者数3,172人)を実施しました。また、保育士を目指す学生に保育士修学資金の貸付を行いました(新規30人・前年度継続28人)。 ・保育士・保育所支援センターのWebサイト「みえのほいく」内で、県内の保育所・認定こども園における働きやすい職場環境づくりの取組などについて掲載しました。(私立:188園 公立:21市町(未確定)) ・「令和時代の働きやすい保育所運営定着事業」においてICT等の活用や感染症対策など管理職層等を対象としたオンライン研修(5回)、県内保育所(5園)への講師派遣を行いました。また、県内の魅力ある保育所について県のホームページ等で情報発信することで働きやすい職場環境改善を支援しました。(少子化対策課)</p> <p>令和4年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 保育所や認定こども園の施設整備に対して引き続き支援を行うとともに、保育士確保のために保育士の就業継続や処遇改善につながるキャリアアップ研修、修学資金貸付等を引き続き実施していきます。</p> <p>(2) 今後もWebサイト「みえのほいく」を活用し、潜在保育士等が必要とするきめ細かな情報の発信に努めます。 ・保育士を目指す学生にアンケート調査を行い、保育士を志望するきっかけや保育士の魅力などを把握し、次世代の保育士を確保する取組を進めます。また、現役保育士への実態把握調査を行い、保育士の離職防止や魅力的な職場作りを支援します。(少子化対策課)</p>
--

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (少子化対策の推進)</p> <p>(3) 第2期「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)の「希望がかなう少子化対策」においては、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」を基本目標として掲げ、県の合計特殊出生率を、2020年代半ばに、希望出生率である1.8台に引き上げることを数値目標の一つとしている。</p> <p>総合戦略に基づき、これまで、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」(以下「スマイルプラン」という。)において、さまざまな主体による取組の促進を図っているところであるが、令和2年の合計特殊出生率(概数)は前年を0.02下回り1.45となり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による出産環境や雇用情勢の悪化の影響により、結婚や子どもを持つことに対する理想と現実のギャップがより大きくなっていることが懸念されている。</p> <p>このため、引き続き、スマイルプランに基づき、社会全体で少子化対策を進めるために、市町や企業、関係団体等さまざまな主体と協創し、出逢いの支援や男性の育児参画の推進等、ライフステージごとの切れ目のない取組を進められたい。(少子化対策課)</p> <p>講じた措置</p> <p>令和3年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>令和2年3月に策定した第二期「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざし、市町や企業・団体など多様な主体との連携も図りながら、少子化対策の気運醸成を図るとともに、「子ども・思春期」、「若者／結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」に「働き方」を含めたライフステージ毎に切れ目のない取組を実施しました。</p> <p>男性の育児参画の推進においては、第8回「ファザー・オブ・ザ・イヤール in みえ」パパの育児フォトコンテストを実施し、「テレワークなど多様な働き方の実践」「育休を取得したパパの様子」など、「男性の育児や家事」にかかわる写真や動画を募集し、優秀な作品を表彰するとともに、ショッピングセンター等での展示等を行い、男性の育児参画の推進に向けた気運醸成に取り組みました。</p> <p>また、男性の育児休業の取得促進が図られる中、「ゴロゴロ育休」や「取るだけ育休」など、中身を伴わない育児休業・育児参画が課題となっており、「男性の育児参画の質の向上」の実現に向け、これから父親になる方を主な対象に、市町や企業と連携し、「パートナーとともに育休」の実践に向けたワークショップを展開しました。</p> <p>加えて、「父親も積極的に育児に参加すべき」という考え方を有する割合の高い若い世代の意欲を維持し男性の育児参画につなげていくため、「NEXT親世代」である中学生を対象としたワークショップに取り組みました。</p> <p>出逢い支援においては、新型コロナウイルス感染症が拡大し、出逢いに関するイベントが自粛される中、「みえ出逢いサポートセンター」において、結婚を希望する方に対する丁寧な相談対応、市町や団体等が行う新たな生活様式に応じた出逢いイベントの開催等の支援を行うとともに、県内を3地域に分けて市町とともにプロジェクトチームを立ち上げ、相談会・交流会等を協働で開催し、地域における出逢いの機会の創出を図りました。(少子化対策課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 男性の育児参画の推進に向けた啓発イベントや情報発信等に取り組むことにより、男性が積極的に育児に参画することへの理解の促進につなげました。また、現在育児をしている男性や、これから父親になる予定の男性を対象としたワークショップの開催を通じ、男性育児参画の質の向上につなげました。加えて、「NEXT親世代」である中学生を対象としたワークショップに取り組み、若い世代に対し、「パートナーとともに育休」の重要性への理解を広めました。</p> <p><主な成果></p> <p>ファザー・オブ・ザ・イヤール in みえ応募件数：H30 651件、R元 599件、R2 1,350件、R3 2,001件 パートナーとともに育休ワークショップ：計3回開催 65人 NEXT親世代ワークショップ：中学校計4クラス開催 132人</p> <p>(2) 結婚を希望する方に対し、相談対応や出逢いの場の情報提供等を行うとともに、市町と連携し、地域における出逢いの場を創出しました。</p> <p><主な成果> (累計 令和4年3月末時点)</p> <p>みえ出逢いサポートセンターLINE登録者 R元 一人 R2 761人 R3 1,048人 出逢い応援団体 R元 178団体 R2 183団体 R3 196団体 市町と連携した出逢いの場の創出 参画市町：20 開催日数：15日 参加人数：141人 (少子化対策課)</p> <p>令和4年度以降(取組予定等)</p> <p>「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現に向けて、子育て、医療、教育等の関係機関・団体、企業、市町等との協創をより重視し、少子化対策を進めるための気運の醸成を図るとともに、引き続き、ライフステージ毎に切れ目のない取組を進めていきます。</p> <p>男性の育児参画については、育児・介護休業法の改正による「男性版産休」の創設等を契機とし、より男性が育児に積極的に参画することができるよう、「みえの育児男子プロジェクト」の取組を通じた普及啓発や情報発信により男性の育児参画に向けた気運醸成を図るとともに、男性の育児参画の質の向上に向けた取組を実施します。</p> <p>出逢い支援については、みえ出逢いサポートセンターにおいて、結婚を望む人のニーズに応じたきめ細かな情報提供や相談対応、市町や出逢い応援団体による出逢いに関するイベント等の開催支援を行います。加えて、結婚支援に取り組む市町と連携し、地域における広域的な出逢いの機会の創出を図るとともに、結婚や子育てに適した地域の魅力を発信し、これから結婚する方にも選ばれたい三重県づくりに取り組めます。(少子化対策課)</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (児童虐待の未然防止及び早期発見、早期の適切な支援)</p> <p>(4) 児童虐待相談対応件数は、平成 24 年度以降、1,000 件を超える高い水準で推移しており、令和 2 年度は 2,315 件と 6 年連続で過去最多を更新している。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による外出の自粛や在宅勤務の増加が児童虐待の増加につながることで危惧されているとともに、学校等で子どもを見守る機会が減少することにより、児童虐待を早期に発見することができないというリスクも高まっている。</p> <p>このため、児童福祉司等の専門職の増員や、県内全ての児童相談所で A I を活用した児童虐待対応支援システムの運用を開始する等、児童相談所における対応力の強化を図るとともに、市町、教育関係機関、警察、母子保健関係機関や医療機関等との連携強化にも取り組んでいるところである。</p> <p>今後も、児童相談所の対応力の強化や関係機関との連携を更に進めるとともに、身近な場所で支援業務を行うよう位置付けられている市町に対し、児童相談対応能力の向上に対する計画的な支援に努めることにより、児童虐待の未然防止や早期発見、早期の適切な支援に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(子育て支援課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和 3 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>①児童相談所の対応力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待への初期対応とその後の再発防止に向け、全ての児童相談所に導入した A I を活用した児童虐待対応支援システム (A i C A N) の活用や、児童福祉司や児童心理司等の専門職の増員を進めました。 ・北勢地域で増加する外国人児童の虐待に対応するため、鈴鹿児童相談所に外国人支援員を配置し、外国人児童の支援にあたりるとともに、見守りを行い虐待の再発防止に努めました。 <p>②関係機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童に係る課題を共有するため、司法、警察、医療、母子保健、市町、福祉、教育、施設、里親等の機関・団体で構成する県要保護児童対策協議会をオンラインで開催しました。(2月16日) ・要保護児童の早期発見及び適切な支援を実施するため、医療機関と県との児童虐待防止に対する認識や情報共有を図るため、県児童虐待対応協力基幹病院連絡会議をオンラインで開催しました。(3月25日) ・各児童相談所単位で開催している、警察、県・市町教育委員会、市町児童福祉など関係機関相互の情報共有・意見交換を行う、児童虐待にかかる関係行政機関職員研修会について、県内 4 会場 (一部オンライン開催) において開催しました。(10月～2月) <p>③市町への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町における子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するなど、市町とともに現状の分析や課題・方向性の検討など、市町を支援するため全市町を対象に定期協議を実施しました。(7月～2月) ・市町職員の資質向上を図るため、職員研修会 (8月12日、2月8日、3月15日) や情報交換会 (7月9日) を開催しました。 ・各市町における要保護児童の早期発見や支援に係る情報共有の場である要保護児童対策地域協議会に児童相談所職員が参加したほか、同協議会の運営強化やケースマネジメントの向上のため、アドバイザー (8市町、11回)、スーパーバイザー (3市町13回) を派遣しました。 <p>(子育て支援課)</p> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A I を活用した児童虐待対応支援システムを全児童相談所に導入したことで、対応の迅速化や業務の効率化が図られ、判断の質の向上や人材育成につながりました。 ・関係機関との連絡会議等の開催により、児童虐待に関する現状の情報共有とその後の連携の必要性について、理解を深めることができました。 ・市町の定期協議等を通じ、今年度までに子ども家庭総合支援拠点が 18 市町で設置されました。 ・市町児童福祉主管課長会議や研修会等の開催、アドバイザー派遣等により、市町の児童相談対応力の強化が図られました。また、こうした取組を通じて、児童相談所と市町との相互理解の促進と連携強化につながりました。 <p>(子育て支援課)</p>
<p>令和 4 年度以降 (取組予定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 (2022) 年度までの実現をめざし、国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン (新プラン)」に対応するため、児童福祉司や児童心理司などの専門職の増員を進め、児童相談所の体制強化に努めます。 ・ A I を活用した児童虐待対応支援システムを運用し、児童相談所におけるアセスメントのさらなる精度向上を図り、適切な支援及び子どもたちの安全安心につなげます。 ・これまでの電話相談に加え、SNS を活用した相談体制を整備することで、より相談しやすい環境を整備します。また、各関係機関との連絡会議等を開催し、情報共有等の連携を図ることで、今後の児童虐待の早期発見及び早期対応につなげていきます。 ・新プランにおいて、令和 4 年度までに全市町での設置が目標とされた「子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進するため、アドバイザーの派遣や研修会を開催し、専門的な助言を行います。 ・北勢地域で増加する外国人児童の虐待に対応するため、これまでの鈴鹿児童相談所に加え北勢児童相談所にも外国人支援員を配置し、外国人児童の支援にあたりるとともに、虐待の再発防止に努めます。 <p>(子育て支援課)</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (子どもの発達支援体制の充実)</p> <p>(5) 子どものこころとからだの発達支援にかかるニーズは年々高まっており、三重県立子ども心身発達医療センターでは、初診の申込から受診までに長期間を要することから、市町や医師会等から改善の要望が出されてきたところであり、新型コロナウイルス感染症が感染拡大する中で、通常の医療体制を継続するための対策も講じつつ、常勤の医師を増員するなど対応が進められてきたが、初診までの待機期間は依然として解消されていない。</p> <p>引き続き、待機期間の改善のため、医師の人材育成を進めるとともに、地域の医療機関との役割分担を進め、初診体制を構築するため、実践研修等の技術的支援を行い、地域における医療体制を確保されたい。</p> <p>また、待機期間中の症状の重篤化を防ぐため、待機期間中の患児・家族を「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」や地域の療育機関等につなげるとともに、当該アドバイザーの養成により全ての市町へ配置を進め、発達に課題のある子どもたちへの早期支援体制の整備を図られたい。</p> <p>さらに、「CLMと個別の指導計画」の保育所等への導入を推進し、途切れのない発達支援体制の充実に努めるとともに、専門的な体制のもと、地域支援を行い、子どもの発達支援にかかる県全体の総合力の向上に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(子育て支援課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>令和3年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>①診療体制の充実・地域連携について</p> <ul style="list-style-type: none"> 発達障がいの課題を抱える肢体不自由児に対し、専門性の高い医療、療育の提供に取り組むとともに、隣接する国立病院機構三重病院と相互連携を図りお互いの診療機能を生かした医療を提供しました。 初診申込時に状況等を聴き取り、保護者の同意が得られ、かつ居住市町の療育等の引継ぎが可能なケースについては、市町の相談窓口につなげました。 地域の医療機関とのネットワークの構築と役割分担を進め、地域の医療機関での初診患者の受入れを拡大するため、小児科医を対象とした発達障がいに関する連続講座を開催し、地域との連携による支援体制の構築をめざしました。 <p>②途切れのない発達支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町へ保健・福祉・教育の機能が連携した総合相談窓口の設置又は機能の整備への働きかけを行いました。 市町職員の受入れによるみえ発達障がい支援システムアドバイザーやCLMコーチの養成により、市町の総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材育成を支援しました。(アドバイザー4市2町6名、コーチ1市1町2名) 発達障がい児等に対する支援ツール「CLM (Check List in Mie) と個別の指導計画」の保育所・幼稚園等への導入促進を行いました。 <p style="text-align: right;">(子育て支援課)</p> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 発達障がいの課題を抱える肢体不自由児に対し、整形外科だけでなく精神科医や保育士がアセスメントを行うなど、診療科を超えた医師やメディカルが連携しながらリハビリを進めることができました。 三重病院との合同医局会の開催、双方の病院での院長回診の実施、また、三重病院小児科によるセンター入院児の回診など、日常的に双方の医師が往来できるような環境づくりができています。 初診待機中のケースのうち108件(令和3年度末)を市町の相談窓口につなげ可能な支援を依頼しました。 すべての市町において、保健・福祉・教育の機能が連携した総合窓口の設置又は機能の整備が行われました。 「CLMと個別の指導計画」を導入している保育園、幼稚園の割合は令和3年度末で60.5%となり、発達障がい児への早期発見・早期支援の支援体制の充実に努めました。 令和3年度末でアドバイザーは累計87名、CLMコーチは累計9名となり、市町の専門人材の育成が進みました。 <p style="text-align: right;">(子育て支援課)</p>
<p><u>令和4年度以降(取組予定等)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの取組を継続していくとともに、隣接する三重病院や併設する県立かがやき特別支援学校との連携を進め、医療・福祉・教育が連携した専門的な体制のもと、地域支援を行い、県全体の総合力の向上に努めます。 初診までの待機期間長期化の改善のため、引き続き地域の小児科医を対象とした連続講座を行うとともに、初診待機中の患児・家族への支援を強化し、市町のみえ発達障がい支援システムアドバイザーや地域の療育機関等と連携を図ることで、待機期間中の症状の重篤化を防ぎます。 「CLMと個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所に加え、新たに小学生への導入を促進し、途切れのない子どもの発達支援体制のさらなる充実をめざします。 <p style="text-align: right;">(子育て支援課)</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (障がい者に対する差別解消及び虐待防止の取組)</p> <p>(6) 障がい者に対する差別解消については、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」(以下「条例」という。)に基づき、障がい者に対する理解や社会的障壁の除去の重要性などについて、普及啓発を行うとともに、障がい者やその家族等からの相談に応じる専門相談員を配置するなどの取組を進めている。</p> <p>障がい者に対する虐待防止については、未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うため、施設や市町の職員に対する研修や、虐待事案の発生した施設等に対する改善に向けた指導等を行っているところであるが、令和2年度の障害者福祉施設等における施設従事者等による虐待の認定件数は、前年度から4件減少したものの、依然として15件(速報値)発生している。</p> <p>このため、引き続き、条例の趣旨等について、普及啓発を進めるとともに、東京2020パラリンピック競技大会や、三重とこわか大会の開催に向けた準備を通して進んだ障がい者への理解が、さらに深まるよう取組まれたい。</p> <p>また、障がい者虐待の未然防止、早期発見と迅速で適切な対応を行うため、施設や市町の職員に対し、障がい者虐待防止・権利擁護研修を実施するとともに、虐待事案の発生した施設等に対しては、専門家チームを活用しながら改善状況を確認し、必要に応じて是正勧告を行うなどの指導を行われたい。(障がい福祉課)</p> <p>講じた措置</p> <p><u>令和3年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 (障がい者差別の解消に向けた取組)</p> <p>(1) 平成31年4月1日全面施行された「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨や令和3年6月公布の障がい者差別解消法の改正等について、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しながら、県民を対象とした「こころのバリアフリー推進イベント」(オンライン開催)や関係団体が実施する研修会等での説明、各種オンライン会議等での啓発資料の配布やメールマガジンへの掲載など、機会をとらえて普及啓発に取り組みました。また、専門相談員を障がい福祉課に配置し、障がい者やその家族等からの相談に対応するとともに、解決が困難な相談事案についての助言・あっせん制度における諮問機関として、三重県障がい者差別解消調整委員会を設置し、障がいを理由とする差別の解消に向けた体制の整備を図っています。さらに、国、県、市町の関係行政機関職員、障がい者、障がい者の福祉に関する事業に従事する者、事業者、労働者、教育関係者、まちづくり団体関係者、社会福祉団体関係者、学識経験者などで構成するネットワークである、三重県障がい者差別解消支援協議会を開催し、合理的な配慮の事例等の検証や共有を図るなど、関係機関と連携して障がい者差別の解消に向けた取組を進めました。また、関係団体の研修会において相談事例の共有や検証を行いました。</p> <p>・三重県障がい者差別解消支援協議会(第1回 8/25(中止)、第2回 2/22) (障がい福祉課)</p> <p>(障害者福祉施設等における虐待防止の取組)</p> <p>(2) 障がい者虐待の問題に関する専門性を強化し、対応力の向上を図るため、障がい者虐待に関する知識や経験のある学識経験者、医療関係者、司法関係者、福祉関係者等で構成される専門家チーム会議を開催し、障がい者への虐待(疑いも含む。)事例について、分析・評価を行い、専門的助言を得、事業者への改善指導に当たりました。(専門家チーム会議 1日開催)</p> <p>また、三重県障害者虐待防止・権利擁護研修、三重県強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)、三重県強度行動障害支援者養成研修(実践研修)、三重県相談支援従事者初任者研修等の実施により、市町職員や施設職員等の理解促進と資質の向上を図りました。(障がい福祉課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 障がい者やその家族等からの相談に応じる専門相談員を配置して相談体制を強化するとともに、助言・あっせん制度における諮問機関として三重県障がい者差別解消調整委員会を設置し、紛争解決のための体制強化を図ることができました。また、関係団体の研修会における相談事例の共有や検証のほか、三重県障がい者差別解消支援協議会(2/22)において、相談事例等を関係機関で共有し、障がいを理由とする差別を解消するための取組に関して関係者間で協議を行うことで、相談対応等における円滑な連携を図りました。(障がい福祉課)</p> <p>(2) 専門家チーム会議の開催により、専門的助言を得て事業所指導の参考とし、対応力の向上を図ることができました。また、研修等の実施により、市町職員や施設職員等の意識の醸成と資質の向上を図ることができました。(障がい福祉課)</p> <p><u>令和4年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1) 引き続き、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」や「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づき、オンラインの活用などさまざまな機会をとらえて普及啓発活動に取り組むとともに、専門相談員による障がい者やその家族等からの相談への対応や、解決が困難な相談事案についての助言・あっせん制度により、障がいを理由とする差別の解消に向けた体制の整備を図ります。また、相談事例や合理的な配慮の事例などについて、三重県障がい者差別解消支援協議会等において検証や共有を行い、障がい者差別の解消を図るための取組を進めます。(障がい福祉課)</p> <p>(2) 引き続き、専門家チームの活用により障がい者虐待への対応力の向上を図るとともに、研修等の実施により市町職員や施設職員等の資質の向上を図ることで、虐待の防止・早期発見・迅速で適切な対応に努めます。(障がい福祉課)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務以外の事務の執行に関する意見</p> <p>事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 民生委員による書類の一時紛失による個人情報への漏えいがあった。(地域福祉課)</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金に係る研修会において、誤解釈を指導したことにより混乱が生じた。(子育て支援課)</p> <p>(3) 児童扶養手当の誤支給があった。(子育て支援課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 各市町及び三重県民生委員・児童委員協議会を通じ、個人情報の適切な管理の徹底について、民生委員・児童委員一人ひとりへの注意喚起を行いました。(地域福祉課)</p> <p>(2) 本事案は、令和2年3月の母子父子寡婦福祉資金(修学資金)の制度改正に伴う県及び市町福祉事務所担当者向け説明会での質疑応答において、貸付上限額に関する誤った解釈を伝えたために、修学資金申請者への正しい説明がされず、混乱を招いたものです。</p> <p>年度末の説明会であったことと人事異動が重なったため、同年5月まで誤った解釈について気づかず、同年5月以降、すべての申請者に再説明を行いました。</p> <p>また、当該福祉資金の償還は授業料の減免や奨学金支給後6か月以内とされていますが、申請者の経済状況等を勘案して分割償還や償還猶予を認めることも可能なため、申請者の資金繰りへの影響が少なくなるよう柔軟な対応を行うとともに、生活福祉資金等各種制度についても情報提供を行いました。(子育て支援課)</p> <p>(3) 本事案は、児童扶養手当システムの認定作業ミスと、決裁の段階で添付された帳票に対象者の認定内容が計上されていないこと及び対象者の書類添付が漏れていたことが重なり、認定誤りを見つけないことができなかったことにより、誤支給となった案件です。</p> <p>対象者は併給調整を必要とする遺族年金受給者で、遺族年金にかかる書類の追加提出分があれば、児童扶養手当支給額の調整を行うべきところを追加提出分について見落とし、結果として認定作業ミスによる誤払いが生じました。</p> <p>令和元年9月から令和2年10月までの誤払い分(合計412,860円)の返納について、対象者本人に説明し、令和3年4月に返納について了解を得て、分割返納していただいています。(子育て支援課)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>(1) 再発防止の徹底に向けて、民生委員・児童委員向け研修の機会等を通じて、個人情報の適切な管理の徹底について再度周知を行います。なお、本事案は、民生委員・児童委員が高齢者宅への訪問活動中、個人情報の記載された書類を一時的に紛失したのですが、訪問先家庭からの連絡により、事案発生から約1週間後に当該書類は同宅内に置き忘れていたことが判明しており、個人情報の漏えいがあった事実は確認されていません。(地域福祉課)</p> <p>(2) 再発防止策として、対外的な説明の場における発言については、事前に組織内で確認した内容とし、所属長と情報共有を行うものとします。また、質疑応答についても、即答せず、持ち帰り確認のうえ、回答することとします。(子育て支援課)</p> <p>(3) 班内ミーティングにおいて、他の業務担当との意見交換を行い、再発防止策について意見を出し合い、提出書類受付簿を作成し、提出のあった書類に未処理がないかどうか確認を行うこととしました。</p> <p>児童扶養手当届出書類については、併給調整や受給者の支給要件を確認できる書類など追加提出されることも多いため、書類受付担当者で事務処理担当者を別々とし、複数人で受付から処理までの状況を定期的に確認することとしました。(子育て支援課)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① 収入未済額が令和2年度末現在 559,178,065 円あった。 (子育て支援課、障がい福祉課、津保健所、伊賀保健所、北勢福祉事務所、多気度会福祉事務所、紀北福祉事務所、紀南福祉事務所、児童相談センター、国児学園、子ども心身発達医療センター)</p> <p>② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (地域福祉課、子育て支援課、障がい福祉課)</p> <p>③ 督促状を発付していなかった。(子育て支援課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア</p> <p>①② 部長を会長とする「子ども・福祉部所掌未収金対策会議」を開催し、債権処理計画（未収金の回収・整理の目標）を決定・公表し、収納促進に取り組みました。 決定した債権処理計画に基づき、計画的な徴収に努めました。特に徴収強化月間には、電話、文書による催告及び自宅への訪問の強化や、連帯保証人に対する催告を実施することなどにより、未収金の発生防止と徴収に努めました。 未収債権管理徴収事務支援員を配置し、地域機関の職員とも連携し、滞納者の現状把握、未収金の徴収に努めました。 地域機関においても、所内未収金対策会議などを開催し、未収金の徴収を計画的に事務所全体で進行管理するとともに、各担当が連携して徴収に取り組みました。 債務者の生活状況を勘案し、分納等の対応を行うことにより、納付が滞らないように取り組みました。 新たな未収金の発生と増加を防ぐため、面談を行い相手方の状況を確認し、一括での納入が難しいと思われる場合は、分納を提案する等早期の解消に努めました。 催告状の返戻等に対して、所在調査や相続調査を実施し、適正な債権管理を図りました。 (地域福祉課、子育て支援課、障がい福祉課、津保健所、伊賀保健所、北勢福祉事務所、多気度会福祉事務所、紀北福祉事務所、紀南福祉事務所、児童相談センター、国児学園、子ども心身発達医療センター)</p> <p>③ 児童扶養手当返還金について、子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）などの臨時特例給付金支給事務との調整により納付指導ができなかった月があったものの、前年度と比較し、計画的に債権回収を図るよう努めています。(子育て支援課)</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）</p> <p>ア</p> <p>①② 「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」、「三重県公債権の徴収に関する条例」に基づき、未収金の適切な回収・整理による管理を行います。 子ども・福祉部所掌未収金対策会議において年度当初に債権処理計画を立て、この計画に基づき計画的に、催告、督促、訪問徴収等を行い、未収金の発生防止と減少に努めます。 未収債権管理徴収事務支援員を引き続き配置し、未収金の徴収に努めます。 未収金担当者会議や研修会を行い、債権管理の適切な執行を周知徹底します。 地域機関においても、所内未収金対策会議などを開催し、未収金の適切な管理・徴収を図ります。 (地域福祉課、子育て支援課、障がい福祉課、津保健所、伊賀保健所、北勢福祉事務所、多気度会福祉事務所、紀北福祉事務所、紀南福祉事務所、児童相談センター、国児学園、子ども心身発達医療センター)</p> <p>③ 適切な時期に文書での催告等を行うよう努めます。(子育て支援課)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 子ども・福祉部

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア その他の支出事務</p> <p>① 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。 (児童相談センター)</p> <p>(3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 金品亡失 (損傷)</p> <p>① 建屋の鍵の紛失 (修繕額 9,900 円) (女性相談所)</p> <p>(4) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているため、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。</p> <p>① 物損事故 (物損額: 県 150,817 円) (児童相談センター)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(2)</p> <p>ア その他の支出事務</p> <p>① 仕様書の不備、及び電子調達システムへの見積比較価格誤入力により入札を中止したことから、起案時の入札チェックリストの添付を再度徹底するとともに、複数職員による確認を徹底し、再発防止に努めました。 (児童相談センター)</p> <p>(3)</p> <p>ア 金品亡失</p> <p>① ・ マスターキーで施錠し、直ちに業者に取り換えを依頼しました。 ・ キーボックスを壁掛け式にし、どの鍵が持ち出されているか職員がすぐわかるようにしました。 ・ 鍵の管理簿を整備し、鍵の持ち出し、返却の際には別の職員がチェックするなど複数人で鍵の管理を行うようにしました。 ・ 鍵を紛失した職員には厳重注意を行い、今後このようなことがないように十分理解させました。 ・ 事件の顛末と講じた措置について、所内ミーティングで全職員に説明し、鍵の取り扱いには十分注意するよう周知徹底を行いました。 (女性相談所)</p> <p>(4)</p> <p>① 運転者が交通事故再発防止レポートを作成し、所属内会議等で情報を共有し、安全運転の徹底について注意喚起を行うとともに、交通安全研修への参加を働きかけました。 (児童相談センター)</p> <p>2 今後の方針 (取組予定等)</p> <p>(2)</p> <p>ア その他の支出事務</p> <p>① 同様の事案が再度発生しないよう、引き続きチェック体制の強化や職員への周知の徹底を行い、適切な事務処理に努めます。 (児童相談センター)</p> <p>(3)</p> <p>ア 金品亡失</p> <p>① 所内ミーティング等の機会をとらえて、全職員に金品の取扱いについて十分注意していくよう周知徹底を図っていきます。 (女性相談所)</p> <p>(4)</p> <p>① 引き続き、所属内会議等、あらゆる機会を通じて交通事故防止に関する注意喚起を行い、適切な公用車の運転に努めます。 (児童相談センター)</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 環境生活部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (埋立て等による災害の未然防止)</p> <p>(1) 令和2年4月から「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」を施行し、土砂等の埋立て等を行う事業者等に対して必要な規制を行うことにより、土砂等の崩落等による災害の未然防止及び生活環境の保全を図っている。</p> <p>しかし、特に条例施行前の行為については、崩落等の危険性があっても、条例の規定が適用されないなどの課題がある。</p> <p>このため、国の動向を踏まえつつ、県民の不安を払拭するため、関係法令を所管する部局や市町と十分に連携を図り、土砂等の崩落等の危険性がある箇所を把握し、必要な取組を実施されたい。(大気・水環境課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和3年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の施行に伴い、条例の周知や適切な運用に努めてきましたが、令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、当該条例の適用箇所以外も含め、県独自の緊急点検(46箇所)及び国から依頼のあった「盛土による災害防止に向けた総点検」(146箇所)を、関係部局(環境生活部、農林水産部、県土整備部)や市町等と連携しながら実施しました。</p> <p>総点検の結果、災害防止措置などの是正等が必要な箇所が2箇所あり、所管部局から関係法令に基づく是正指導等を行っています。(大気・水環境課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 総点検等の結果、ただちに崩落等の危険のある箇所がないことが確認できたほか、災害防止措置などの是正等が必要な箇所についても、改めて適切な是正指導等を行うことができました。また、総点検等の結果を速やかに公表することで、県民の不安の払拭につなげることができました。(大気・水環境課)</p>
<p>令和4年度以降(取組予定等)</p> <p>① 引き続き、「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の適切な運用に努めます。また、総点検の結果、是正措置等が必要となった2箇所の監視とともに、問題とならなかった箇所についても関係部局(環境生活部、農林水産部、県土整備部)や市町等と連携しながら必要に応じてパトロールを行っていきます。(大気・水環境課)</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 環境生活部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (ダイバーシティ社会の実現及び多文化共生社会づくりの推進)</p> <p>(2) ダイバーシティ社会の実現については、「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」(平成29年12月策定)に基づき、県民にその考え方の浸透を図る取組を進めている。また、多文化共生社会づくりの推進については、「三重県多文化共生社会づくり指針(第2期)」(令和2年3月策定)に基づき、多様な文化的背景を持つ住民が地域社会と一緒に築き、多文化共生から生まれる活力が地域の課題解決に生かされるよう取組を進めている。</p> <p>LGBTをはじめとする多様な性的指向や性自認については、社会の理解不足により偏見を持たれたり、社会生活上の制約を受けたりする課題が存在する。このため、性の多様性が理解され、全ての人の人権尊重、多様な生き方を認め合う社会の実現を目的に、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を令和3年3月に制定している。このことから、同条例等に基づき、県民への広報・啓発活動や研修等の実施、相談対応の充実などの取組を推進されたい。</p> <p>また、令和2年末の県内外国人住民数は、対前年比354人減の54,854人と減少したが、過去2番目に多い人数となり、新型コロナウイルス感染症の影響などから、外国人住民数の変動が予想され、外国人住民からの相談の増加や医療機関への受診増加が見込まれる。このことから、引き続き、社会情勢を踏まえ、市町や国等の関係機関とも連携し、外国人住民の健康面や生活面での支援の充実などの取組を一層推進されたい。 (ダイバーシティ社会推進課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和3年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 条例を周知するためのリーフレットを作成しました。 ② 条例やパートナーシップ宣誓制度等について各種広報媒体を活用して周知を行いました。 ③ 性の多様性に関する相談窓口「みえにじいろ相談」を令和3年4月に開設し、10月からはSNS相談も開始しました。併せて相談窓口の広報用カードを作成しました。 ④ 性の多様性に関する企業向けガイドブックを作成するとともにオンライン研修を実施しました。 ⑤ 外国人住民からの生活全般に関する相談に11言語で対応する「みえ外国人相談サポートセンター(Mie Co)」において、外国人住民の様々な困りごとへの相談対応を実施するとともに、専門家による相談会を開催しました。 ⑥ 外国人住民が必要とする行政情報や生活情報を、多言語情報提供ウェブサイト「Mie Info」において提供しました。 ⑦ 「三重県日本語教育推進計画～生活者としての外国人の日本語習得に向けて～」に基づき、総括コーディネーターの指揮のもと、有識者で構成する総合調整会議の設置や、地域日本語教育コーディネーターの育成を行いました。 (ダイバーシティ社会推進課) <p>2 取組の成果</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 条例リーフレット(7,000部)は市町・経済団体・教育機関等へ配布しました。 ② 県政だよりみえ4回、三重TV2回、FM三重3回、新聞1回、フリーペーパー2回の広報を行いました。 ③ 相談窓口の広報用カード(40,000枚)は市町・経済団体・教育機関等へ配布しました。(相談件数 電話53件、SNS14件:2月末現在) ④ 企業向けガイドブック(1,500部)は市町・経済団体等へ配布し、研修を実施しました(参加者数:50名) ⑤ 「みえ外国人相談サポートセンター(Mie Co)」において、外国人住民の日常生活上の悩みなどに対して情報提供を行うとともに、関係機関につなぐなど相談者に寄り添った対応を行いました。また、新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ、平日に加え、日曜日も窓口を開設し、相談体制の拡充を図りました。 (相談件数1,700件、うち新型コロナウイルス感染症関連相談件数912件:2月末現在) ⑥ 「Mie Info」において、新型コロナウイルス感染症関連情報、県営住宅の入居者募集、県が実施する研修、行政・生活情報などを掲載しました。 (文字情報64件、うち新型コロナウイルス感染症関連情報27件:2月末現在) ⑦ 地域の個別課題にきめ細かく対応する「地域日本語教育コーディネーター」を育成するための、実践的な研修を実施しました。(受講終了者数:6人) (ダイバーシティ社会推進課)
<p>令和4年度以降(取組予定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町や関係機関と連携しながら性の多様性に関する取組を推進し、社会全体の理解を広げていきます。 ・ガイドブックの活用や研修の実施により、企業における性の多様性にかかる理解促進を図ります。 ・「三重県多文化共生社会づくり指針(第2期)」に基づき、多様な主体と連携して医療通訳者の育成や災害時に外国人を支援する人材の育成等に取り組みます。 ・「みえ外国人相談サポートセンター(Mie Co)」における専門家(弁護士等)による相談会の定期開催や相談員に対する研修などにより、相談体制を充実させます。 ・「三重県日本語教育推進計画」に基づき、地域日本語教育コーディネーターの活動を支援しつつ、各主体による日本語教室の新規開設の促進や、日本語教育関係者のネットワーク化などにも取り組みます。 (ダイバーシティ社会推進課)

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 環境生活部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (交通事故防止対策の推進)</p> <p>(3) 令和2年の交通事故死者数は73人(前年比-2人)となり、統計が残る昭和29年以降の最少を更新した。また、負傷者についても3,732人(前年比-956人)と減少している。</p> <p>しかし、人口10万人当たりの交通事故死者数は全国ワースト4位の状況であるとともに、飲酒運転事故件数は37件(前年比+1件)となっており、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」の目標値である交通事故死者数71人以下、飲酒運転事故件数32件以下を達成していない。また、交通事故死者数のうち高齢者の死者数は39人(前年比-3人)と減少しているが、高齢者の占める割合は53.4%(前年比-2.6ポイント)と5割を超えている。</p> <p>このため、引き続き、関係機関等と連携を図り、高齢者や交通弱者(歩行中・自転車乗用中)が関係する交通事故対策に重点を置いた取組や飲酒運転の根絶に向けた取組などを行うとともに、令和3年3月制定の「三重県交通安全条例」、7月制定の「第11次三重県交通安全計画(3年度～7年度)」に基づく取組を進めることにより、交通事故防止に努められたい。 (くらし・交通安全課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和3年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 「第11次三重県交通安全計画」を策定するとともに、「三重県交通対策協議会」の構成機関・団体との連携・協力のもと、各季交通安全運動等を通じて、高齢者の交通事故の防止や、横断歩道での歩行者優先の徹底、シートベルト着用の徹底など効果的な広報啓発活動を展開しました。</p> <p>② 「第3次三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす基本計画」を策定するとともに、飲酒運転根絶に向け、規範意識の定着のための教育および知識の普及・啓発を行うとともに、再発防止のため、飲酒運転違反者に対してアルコール依存症に関する受診促進および飲酒運転とアルコール問題に関する相談等の取組を推進しました。</p> <p>③ 高齢者の交通事故防止に向け、高齢者のニーズに応じて、安全運転サポート車等の普及促進、特に後付け安全運転支援装置の購入者に助成を行う市町への補助を前年度から継続して実施しました。また、運転免許証自主返納制度、「自主返納サポートみえ」の周知を行いました。(令和4年2月末現在:50事業者等)</p> <p>④ 三重県交通安全研修センターにおいて、身体能力の変化を自覚できる高齢者向けの研修など、子どもから高齢者までの幅広い県民の皆さんを対象に、それぞれの年代に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育に取り組みました。(2月末現在:利用者2,134人、指導者養成・資質向上講座受講者811人、高齢者講習受講者数126人) (くらし・交通安全課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>令和3年中の交通事故死者数は62人と、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」目標値である67人以下を達成し、統計が残る昭和29年以降最少を更新しました。</p> <p>交通事故死傷者数についても、前年から405人減少の3,400人となり、目標値である3,800人以下を達成しました。</p> <p>また、高齢運転者事故件数についても、前年から82件減少の581件となり、目標値である670件以下を達成するとともに、飲酒運転事故件数についても、前年から9件減少の28件となり、目標値である29件以下を達成しており、令和3年中については、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」の主要指標および3つの副指標すべてについて目標値を達成することができました。 (くらし・交通安全課)</p>
<p>令和4年度以降(取組予定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「三重県交通対策協議会」の構成機関・団体との連携・協力のもと、四季の交通安全運動等において、交通事故防止や交通ルールの遵守等に係る効果的な広報啓発活動を展開します。 ・高齢者の交通事故防止対策として、市町や関係団体と連携の上、安全運転サポート車等の普及啓発に加えて、高齢運転者の運転継続に向けた取組を進めます。 ・県交通安全研修センターにおいて、子どもから高齢者まで幅広い県民の皆さんを対象に、施設、設備の強みを生かした参加・体験・実践型の交通安全教育に取り組みます。また、地域や職域で活動する交通安全教育指導者の育成なども展開します。 ・飲酒運転撲滅のためには再発防止対策が重要であることから、アルコール依存症に関する受診の更なる促進、飲酒運転防止相談などの取組を推進します。 (くらし・交通安全課)

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 環境生活部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (産業廃棄物不法投棄等の未然防止及び早期是正)</p> <p>(4) 新たに確認された産業廃棄物の不法投棄件数は、令和2年度は40件と前年度からは減少したものの平成25年度から概ね増加傾向にあり、依然として高い水準にある。また、過去に発生した産業廃棄物の不適正処理に係る行政代執行の収入未済額は、令和2年度末現在で約62億7,351万円と前年度より約4億4,909万円増加し、今後も、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」にかかる行政代執行の事案終了までは増加が見込まれている。</p> <p>このため、同法の期限である令和4年度末までに確実に事業が終了するよう取り組むとともに、新たな不法投棄の発生を未然に防止するため、産業廃棄物処理業者等が不適正処理をしないよう、引き続き、監視・指導を行うとともに、排出事業者が責任をもって適正処理を行うよう、電子マニフェスト及び優良産廃処理業者認定制度の活用促進に取り組まれない。</p> <p>また、不法投棄を大規模化させないためにも、市町や関係機関との連携を強化するとともに、廃棄物ダイヤル110番をはじめとする各種通報制度などにより県民や民間事業者の協力を得て、不法投棄の早期の発見に努め、早期に是正させるよう取り組まれない。</p> <p>(廃棄物・リサイクル課、廃棄物監視・指導課、廃棄物適正処理プロジェクトチーム)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和3年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 排出事業者の処理責任を徹底するため、環境技術指導員による排出事業者への訪問を行い、電子マニフェスト及び優良産廃処理業者認定制度の活用を進めています。(廃棄物・リサイクル課)</p> <p>② 不法投棄の早期発見・是正のため、監視パトロールの民間業務委託、近隣縣市との合同路上検査、ヘリによる上空からのスカイパトロール、監視カメラの活用、ドローンを用いた廃棄物の測量、不法投棄通報のFM啓発放送、排出事業者責任を意識づけるための建設業者を対象としたセミナー、解体工事現場集中パトロール、違反者への行政処分等令和2年度までの取組に加え、令和3年度には、より機動的な運用が可能な小型ドローンやスマートフォンを用いた通報を可能とする「スマホ110番」を導入し、活動の拡充を図りました。併せて、解体工事に係る関係機関・団体との連絡調整会議を設置し、建設系廃棄物について意識共有を図りました。(廃棄物監視・指導課)</p> <p>③ 生活環境保全上の支障等がある3つの産業廃棄物不適正処理事案(四日市市大矢知・平津事案、桑名市源十郎新田事案、桑名市五反田事案)の行政代執行について、産廃特措法に基づく国の支援を得て、令和4年度末までに対策を完了するよう支障除去対策工事を実施しています。(廃棄物適正処理プロジェクトチーム)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 電子マニフェスト活用率は、平成27年度実績より24.1ポイント増加し、73.7%となりました(令和2年度)。優良認定処理業者の認定件数については、令和3年度当初より18件増加し、406件となりました(令和4年1月31日現在)。(廃棄物・リサイクル課)</p> <p>② 通報制度の広報として、FM放送、電柱広告等を実施した結果、廃棄物監視・指導課に寄せられた県民からの通報件数は144件(令和4年3月末現在)です。(過去3年間の通報件数：平成30年度123件、令和元年度139件、令和2年度166件)。通報いただいた事案については、即座に現場確認、改善指導等を実施し、大規模事案となることの未然防止に努めました(なお、発見された不法投棄件数は、令和元年度58件、令和2年度40件、令和3年度34件)。</p> <p>また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反した事業者等に対しては、改善命令2件、事業停止13件、事業許可取消2件、施設使用停止1件の行政処分を行いました。(令和4年3月末現在)</p> <p>(廃棄物監視・指導課)</p> <p>③ 四日市市大矢知・平津事案において、令和3年度は、廃棄物埋立区域の法面工や覆土工を進めるとともに、継続的なリスク管理を行うための管理用道路の舗装工に着手しました。</p> <p>桑名市源十郎新田事案において、令和3年度は、PCBの高濃度汚染箇所の掘削工を実施するとともに、VOC汚染の対策として熱処理工に着手し、発生するPCB廃棄物等の処理を行いました。</p> <p>桑名市五反田事案において、令和3年度は、遮水壁外で汚染が残留する一部エリアについて、浄化促進のため井戸を新設して揚水浄化を行うとともに、水処理施設の撤去工事に着手しました。</p> <p>(廃棄物適正処理プロジェクトチーム)</p>
<p>令和4年度以降(取組予定等)</p> <p>① 排出事業者の処理責任を徹底するため、引き続き電子マニフェスト及び優良産廃処理業者認定制度の活用を促進し、廃棄物処理にかかる県民の安全・安心を確保します。また、排出事業者が優良な産廃処理業者を選定しやすい環境をつくるため、業界団体と連携し、優良認定処理業者の育成に向けた取組を進めます。(廃棄物・リサイクル課)</p> <p>② 引き続き、様々な手法による監視・指導に加え、ドローンの監視手法での活用方法を検討するとともに、小型ドローンや、スマートフォンで操作・確認が可能な監視カメラの活用、「スマホ110番」の本格運用などにより、監視・指導の強化に繋げるとともに、悪質な違反者に対しては、行政処分等厳正な対処を継続していくことにより、不法投棄の早期発見・早期是正に取り組んでいきます。(廃棄物監視・指導課)</p> <p>③ 各事案について、産廃特措法期限である令和4年度末までに対策を完了できるよう工事を確実に進めていきます。(廃棄物適正処理プロジェクトチーム)</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 環境生活部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (RDF焼却・発電の終了に伴う市町等への支援及び事業の検証・総括)</p> <p>(5) 三重ごみ固形燃料発電所でのRDFの焼却・発電は、令和元年9月17日をもって終了したことから、ポストRDFに向けて関係市町が設置した検討会等への参画や市町間の調整、情報提供等の技術的支援を行うとともに、「ポストRDFに向けた施設整備等補助金」により、施設整備等に対する支援を進めてきた。 今後は、引き続き、技術的支援や施設整備等に対する支援を的確に行うとともに、企業庁と役割分担・連携のうえ、環境政策の視点を含めた事業全体の検証を行い、関係市町からの意見も踏まえ、事業の総括に向けた取組を進められたい。(廃棄物・リサイクル課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>令和3年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 関係市町等が新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、関係市町が設置する新たなごみ処理施設整備に向けた検討会への参画や広域的なごみ処理体制の枠組みに関する調整などの技術的支援を引き続き行いました。 また、関係市町等がポストRDFへの移行に向けて実施した施設整備等に対して、平成30年度に創設した県単独の補助制度「ポストRDFに向けた施設整備等補助金」により財政支援を行いました。 事業の総括については、事業を運営してきた企業庁と連携し、環境政策の視点を含めた事業全体の検証を行うとともに、令和3年7月から11月にかけて、関係市町等に対して本事業に関する事業構築や事業期間、環境対策等について意見照会し、令和4年3月に中間報告を取りまとめました。(廃棄物・リサイクル課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 広域的なごみ処理体制の整備に関して、関係市町等が開催する策定委員会に参画する等、技術的支援を行いました。 ・東紀州環境施設組合(構成市町:尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町) ごみ処理施設整備基本計画策定委員会〔令和3年度実績:2回(10月、2月)〕 ・香肌奥伊勢資源化広域連合(構成市町:多気町、大紀町、大台町) ごみ処理基本構想策定業務検討会〔令和3年度実績:4回(11月、1月、3月(2回))〕 また、令和3年度にポストRDF体制への移行に向けた施設整備等を実施する1団体(南牟婁清掃施設組合)に対し、計19,140千円の補助金を交付しました。 事業の総括については、令和4年3月に中間的な報告を取りまとめました。(廃棄物・リサイクル課)</p>
<p><u>令和4年度以降(取組予定等)</u></p> <p>① 関係市町等が新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、引き続き関係市町が設置した検討会等への参画や市町間の調整等の支援を行います。 また、関係市町等がポストRDFへの移行に向けて実施した施設整備等に対して、「ポストRDFに向けた施設整備等補助金」により財政支援を行います。 事業の総括(最終報告)については、RDF焼却・発電所の解体などのすべての業務が終了し、事業の収支が確定した段階で速やかに行います。(令和5年3月を予定)(廃棄物・リサイクル課)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 環境生活部

監査の結果
<p>2 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① 収入未済額が令和2年度末現在6,273,548,252円あり、前年度と比べて449,063,447円増加していた。 (廃棄物・リサイクル課、廃棄物処理適正プロジェクトチーム)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア</p> <p>① a 分納を行っていた法人清算人（代表取締役）が、個人における破産手続きを開始したことから清算人としての任を終えることになり、指導及び督促等を行う相手が不存在となったことから、当債権を整理対象とし、令和2年3月23日付けで三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例第11条第1号の規定による徴収停止を行いました。なお、令和3年度には、法人の登記事項証明書を取得し徴収停止時と状況に変化がないことを確認しています。 (廃棄物・リサイクル課)</p> <p>b 産業廃棄物の不適正処理に係る行政代執行費用は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の8の規定により実施した対策事業に要した費用であり、その徴収については、行政代執行法の規定を準用し、国税滞納処分の例により徴収できることとなっています。 このため、令和3年度においても、引き続き、原因者（滞納者）の財産調査を行うとともに、面談等による生活状況の把握に努め、納付指導を行いました。 (廃棄物適正処理プロジェクトチーム)</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア</p> <p>① a 令和元年度（令和2年3月23日）に、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例第11条第1号の規定による徴収停止を行ったことから、3年経過後（令和5年3月24日以降）に、徴収停止事由に該当しているかどうか再確認した後、当該債権を放棄し不納欠損処分を行う予定です。 (廃棄物・リサイクル課)</p> <p>b 代執行費用の費用求償について、引き続き滞納者の財産調査等を行い、換価可能な資産の把握に努めるとともに、滞納者と面談を行い、分納誓約を履行するよう指導します。 また、財産調査等の状況を踏まえ、可能な限り分納額を引き上げるよう指導します。 (廃棄物適正処理プロジェクトチーム)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 環境生活部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 ① 【新型コロナウイルス感染症に関するテレビスポット制作・放送業務委託】 ・変更契約時に、変更理由を決裁文書に記載していなかった。 (人権センター)
講じた措置
1 実施した取組内容 (2) 支出に関する事務 ア ① 変更契約時に、変更理由を決裁文書に記載するよう、変更契約伺い決裁時の確認を徹底することとしました。 (人権センター) 2 今後の方針 (取組予定等) (2) 支出に関する事務 ア ① 引き続き適正な事務の執行に努めます。 (人権センター)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 環境生活部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務の執行に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 公有財産の管理</p> <p>① 普通財産の貸付に係る公有財産使用許可(貸付)台帳を整理していなかった。(文化振興課)</p> <p>② 普通財産の貸付に係る管財課長への報告を行っていなかった。(文化振興課)</p> <p>③ 行政財産の貸付に係る管財課長への報告を行っていなかった。(人権センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>ア</p> <p>① 指摘があった事項について整理するとともに、今後遺漏の無いよう注意喚起を図りました。(文化振興課)</p> <p>② 指摘があった事項について報告するとともに、今後遺漏の無いよう注意喚起を図りました。(文化振興課)</p> <p>③ 指摘があった事項について報告するとともに、今後遺漏の無いよう注意喚起を図りました。(人権センター)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>ア</p> <p>① 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き適正な事務処理に努めていきます。(文化振興課)</p> <p>② 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き適正な事務処理に努めていきます。(文化振興課)</p> <p>③ 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き適正な事務処理に努めていきます。(人権センター)</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 地域連携部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (地籍調査事業の促進)</p> <p>(1) 地籍調査は、土地をめぐる行政活動・経済活動全ての基礎データを築くものであるが、令和2年度における地籍調査の実施面積は5.0 km²と、第7次国土調査事業十箇年計画(令和2年度～11年度)に基づく県計画における目標値7.0 km²を下回っている。 地籍調査の遅れは、円滑な土地利用や今後発生が懸念される大規模災害時の迅速な復旧・復興等にも支障をきたすおそれがあることから、法務局等の関係機関と連携し、新技術の導入や国直轄事業による測量成果の積極的な活用等により、市町において効果的・効率的な地籍調査事業が進むよう支援をされたい。 (水資源・地域プロジェクト課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>令和3年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 地籍調査の進捗を図るうえで、法務局、財務事務所をはじめ、公有財産管理者や公共事業を所管する部署との連携を円滑に進めるために三重県地籍調査連絡会議を開催し管轄する法令の解説や留意事項について情報共有しました。</p> <p>② 新技術の導入促進にむけて農林水産部が実施している「航空レーザ測量」と国土交通省が山間部で実施する「リモートセンシングデータ」を用いた地籍調査において相互のデータ利活用促進を図るために農林水産部と地域連携部にて合同勉強会を開催し、内容を市町担当者にも周知しました。</p> <p>③ 県自ら地籍調査の進捗を伸ばしていくために、国土調査法第19条5項の指定申請の試行を行い、国交省の審査を経て、不動産登記法第14条1項地図として法務局へ送付を行いました。</p> <p>④ 地籍調査に関する最新法令知識の習得や、実務能力の向上にむけて、県主催の研修を9月3日にウェブ開催し国、県、市町から約60名の参加があり実務関係者にむけての講義を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>第三次行動計画指標の進捗について、多気町において新たに被災想定区域での事業実施に至ったことから、主指標となる同区域内での地籍調査取組市町数は23から24へ増加しました。また、副指標においても玉城町で効率的な手法で地籍調査に取り組んでいることから19から20へ増加しました。</p>
<p><u>令和4年度以降(取組予定等)</u></p> <p>① 市町に対して、新技術の導入や国直轄事業の成果を活用した地籍調査などを推進するよう、普及啓発や情報提供を行うことで、市町の理解や協力が得られるよう努めます。また、国に対しては、予算確保や市町が活用しやすい制度拡充に向けた要望活動を継続的に行っていきます。</p> <p>② 効果的かつ効率的な地籍調査の実施にあたっては、南海トラフ地震等の大規模災害時に備えた防災・復旧対策の推進や、インフラ整備の円滑化など、国の予算要求の考え方にも着目し、限られた財源の中で、優先度が高いと考えられる地区を重点的に推進します。</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 地域連携部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (生活交通の確保及び活性化)</p> <p>(2) 人口減少や厳しい経営環境等により、公共交通機関における減便や縮小が進んでいることから、移動手段の確保が困難な地域が増えてきている。 このため、関係市町、国、事業者と連携し、バス路線等の維持・活性化に向け、公共交通の利用促進を図るとともに、高齢者をはじめとする車を運転できない県民が、円滑に移動できる環境づくりに向け、地域の实情に応じた住民に身近な移動手段の確保や、自動運転技術など新技術を活用した次世代モビリティの導入に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(交通政策課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>令和3年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 高齢化が進む郊外型団地等都市部や交通不便地域における移動手段の確保をめざし、市町等と連携し、次世代モビリティ等の活用や、交通分野と福祉分野等との連携による4つの取組をモデル事業として選定し、市町や交通事業者等とともに地域の实情に応じた移動手段の確保に取り組みました。 また、同モデル事業の成果、課題解決のための要点、次世代モビリティ等の活用や福祉分野等との連携を行ううえで要する情報や手続などを整理したマニュアルを活用し、新たな移動手段の確保に取り組む地域が拡大するよう、地域公共交通会議などを通じ、市町等に対し働きかけや支援を行いました。</p> <p>2 取組の成果 移動手段の確保に向けた各取組により、県民の日常生活の利便性が向上するとともに、県内市町で移動手段確保に取り組む機運醸成が進んでいます。</p>
<p><u>令和4年度以降(取組予定等)</u></p> <p>引き続き、県民の移動手段の確保に向け、地域の实情に応じた次世代モビリティ等の活用及び交通分野と福祉分野等との連携や地域での助け合い等によるモデル事業を市町と共に実施し、地域で本格的に定着させるとともに、他地域における取組につなげていきます。</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 地域連携部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (移住の促進)</p> <p>(3) 「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」の主旨標である「県および市町の施策を利用した県外からの移住者数」は、移住者の集計を始めた平成 27 年度以降、毎年度、前年度実績を上回る増加を続け、令和 2 年度末における 6 年間の累計は 1,919 人となった。</p> <p>引き続き、市町や関係部局と連携し、就労情報や地域での暮らし方に関する情報等、移住者が求める情報を多様な手段できめ細かく提供することにより、移住の促進を図るとともに、移住者が自分に合った暮らしを続けていくことができるよう、移住者が抱える課題やその解決策等を地域と共有することにより、地域における受入体制の充実を図られたい。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により新しい働き方が注目される中、ワーケーション等、場所にとらわれない働き方に関心のある人へのアプローチを行い、移住者の掘り起こしに努められたい。 (地域支援課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和 3 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一部取組が中止となりましたが「ええとこやんか三重 移住相談センター」を中心に、オンライン相談など IT ツールも積極的に活用し、きめ細かな相談対応を行いました。</p> <p>② 移住希望者が継続的に先輩移住者や地域と関わり交流することで、移住の実現につなげるための取組である「三重暮らし魅力発信サポーターズスクエア事業」については、市町や三重暮らし応援コンシェルジュと連携しながら進めました。地域の人たちと交流しながら三重での豊かな暮らしを体験するオンラインツアーを南伊勢町で実施したほか、フィールドワーク等を通じ、地域の課題について地域の人たちと共に考えることで、自分に合った暮らしを実現するためのきっかけづくりとするプログラムを一部オンラインに変更して伊賀市で実施しました。</p> <p>③ 地方移住に向けた人の流れを三重に向けられるよう、テレワークやワーケーション等「場所」にとらわれない働き方に関心のある層を新たなターゲットとして、ワーケーション実践者等に暮らし体験を促し、移住希望者や地域の人たちと交流、継続的な関わりを持ってもらう事業を鳥羽市で実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で一旦は延期したものの、感染症の再拡大により中止せざるを得ませんでした。</p> <p>④ 受け入れ側の態勢充実の一環として、また、移住後においても、移住者が孤立しないよう、移住者の受け入れを希望する地域の人々や市町職員などを対象に、全 5 回の人材養成講座を実施しました。この講座では、移住希望者のニーズや移住者からの聞き取りなどにより把握した課題とその解決策などをお互いに共有し、県内全域に横展開することで、県全体における受け入れ態勢のレベルアップを図りました。</p> <p>⑤ 移住促進庁内連携関係課長会議や市町・県地域機関担当者との会議などにより関係部局等と連携し、テレワーク等「場所」にとらわれない働き方をする人などへのアプローチや情報発信に取り組みました。</p> <p>⑥ 移住支援事業の活用に向け、雇用経済部や市町、労働局等との連携強化を図り、情報共有や制度の周知等を行いました。また、市町職員を対象とした会議や研修会を開催し、県と市町の連携を深め、移住促進に向けた課題や先進事例等について情報共有を行うことで、市町の取組を支援しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>上記の取組を実施したところ、令和 3 年度(令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日)の県および市町の施策を利用した県外からの移住者数の県内合計は、372 人でした。 ※前年同期 313 人</p>
<p>令和 4 年度以降(取組予定等)</p> <p>令和 4 年度以降の方向性</p> <p>① 持続可能な地域づくりにも寄与する移住という視点から、県外の若者と地域づくりに取り組む人々との交流の促進や、受け入れ態勢の充実を図ります。</p> <p>② 大阪・関西万博やリニア中央新幹線等により注目される「関西圏・中京圏」の人や仕事の流れを取り込むための情報発信の充実や、テレワークをはじめとする「転職なき移住」という新たな動きに対する企業へのアプローチなどに取り組みます。</p> <p>③ 「ええとこやんか三重 移住相談センター」を中心に、きめ細かな相談対応を行うとともに、全国フェアへの出展や他県と連携した移住プロモーション、HP 等での情報発信を行います。地方移住に向けた人の流れや関心の高まりを、三重への移住につなげられるよう、対面での相談対応等も重視しながら、オンラインを積極的に活用したハイブリッドでの事業実施など、相談会等のさらなる充実を図ります。また、移住希望者と県内の地域の人たちが継続的につながる仕組みである「三重暮らし魅力発信サポーターズスクエア」の取組を、市町や「三重暮らし応援コンシェルジュ」と連携しながら進めます。</p> <p>④ 市町の担当者会議や研修会を通じて、県と市町の連携を深め、移住促進に向けた課題や効果的な手法等について情報共有することで、市町の取組を支援します。また、東京 23 区在住者等の地方への移住を後押しする移住支援事業について、引き続き市町と連携し実施します。</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 地域連携部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (南部地域の活性化の推進)</p> <p>(4) 南部地域では、若者の人口流出及び高齢化が顕著であることから、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」において「南部地域における若者の定住率」を主指標に掲げ南部地域の活性化に取り組んでいるが、令和2年度の実績は50.1%と、目標の53.0%を達成することができなかった。</p> <p>このため、関係部局や団体、民間企業等と連携を図りながら、南部地域活性化基金を有効に活用し、若者の定住につながる施策等を推進するとともに、地域づくりに関わる関係人口の取組を進め、地域の活力の維持につなげる等、南部地域の活性化を一層推進されたい。</p> <p>また、東紀州地域においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、令和2年の観光消費額が前年比約21%減となるなど大きく落ち込んでいることから、(一社)東紀州地域振興公社等と連携し、東紀州地域産品の高付加価値化や販路拡大等の支援を行うとともに、アフターコロナも見据えた観光客受入体制の整備等に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(南部地域活性化推進課、東紀州振興課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和3年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 民間企業等と連携し雇用の創出をめざす取組や複数市町が連携して行う若者の地元就職・Uターン就職を促進する取組、市町が連携して行う安心して暮らすための取組を基金等により支援しました。</p> <p>② 関係人口の取組(度会県)では、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、交流イベントの実施は難しい状況でしたが、SNSでの情報発信を強化したほか、民間企業のスキームを活用した関係人口創出の取組を行いました。また、地域おこし協力隊を対象とした研修会やオンライン交流会の開催、SNSを活用した隊員の活動内容の情報発信など、隊員の人材育成やネットワーク化に向けた取組を行いました。</p> <p>③ 南部地域の魅力を児童・生徒に認識してもらうため県内学校の南部地域への体験教育旅行の実施を支援するとともに、コロナ収束後も教育旅行の行先として継続的に南部地域を選んでもらえるよう、宿泊施設等の受入環境の整備・改善に取り組みました。また、熊野古道センターでの体験教育旅行の受入や、県内の小中学校や旅行会社への「熊野古道伊勢路 謎解きノート」の配布による来訪に向けての働きかけを行いました。</p> <p>④ 8月29日に国道42号「熊野尾鷲道路」の尾鷲北IC～尾鷲南IC区間が開通した機会を活かして、東紀州地域の周遊と消費喚起を促すための取組を実施しました。</p> <p>⑤ 1日単位で歩ける熊野古道のウォーキングコースを紹介する初心者向けのチュートリアル動画及び熊野古道の道中や周辺のおすすめスポットを紹介する360度動画を制作しました。</p> <p>⑥ (一社)東紀州地域振興公社では、東紀州地域に縁のある人物などをAR(拡張現実)でアニメキャラクター化した「ARで甦る東紀州八英傑～熊野古道で出逢う物語～」の公開・インスタ投稿キャンペーンなど、情報発信や来訪者受入環境整備に取り組んでいるほか、バイヤーの紹介や商談会の提案、テストマーケティングの実施などに加え、商品の改良・開発から流通までの一貫したブランディング支援に取り組みました。</p> <p style="text-align: right;">(南部地域活性化推進課、東紀州振興課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 基金を活用し、若者の働く場の確保に向けた様々な市町の取組が行われました。コロナが落ち着いた秋頃には、現地での体験イベント等を実施することができ、就業・移住につながるなどの成果が出ています。</p> <p>② 情報発信に力を入れた結果、度会県民の登録者数を効果的に増やすことにつながりました。また、地域おこし協力隊の活動内容の情報発信や研修会を通じ、隊員間のネットワーク構築の機会創出に寄与しました。</p> <p>③ 多くの子どもたちが制度を活用し南部地域へ来訪しました(延べ629校、児童・生徒39,411人)。熊野古道センターでも多くの教育旅行の受入を行い、熊野古道のレクチャーや尾鷲ヒノキの箸づくり体験などを行ったほか、(一社)東紀州地域振興公社による教育旅行への語り部派遣の実績も増えました。</p> <p>④ 「東紀州へいらっしゃい!熊野尾鷲道路開通記念キャンペーン」では、約800件の応募がありました。</p> <p>⑤ 「ARで甦る東紀州八英傑～熊野古道で出逢う物語～」は、アクセスユーザー数は4,785人、総撮影回数は7,030回と好調に推移しています。産業面では、ブランディング支援などを実施するとともに、インフルエンサーに東紀州の特産品を提供しInstagramで特産品のPRなどを行いました。</p> <p style="text-align: right;">(南部地域活性化推進課、東紀州振興課)</p>
<p>令和4年度以降(取組予定等)</p> <p>① 南部地域活性化推進協議会において課題解決に向けた検討を行うとともに、基金等により市町の取組を支援します。また、関係人口の取組、地域おこし協力隊の人材育成等の取組を一段と進めます。</p> <p>② 引き続き南部地域への体験教育旅行を実施する県内学校の支援を行うとともに、教育旅行の目的地として南部地域が選ばれるよう取り組みます。</p> <p>③ 熊野古道への来訪者の一層の満足度向上に向けた取組を進めます。また、公社や奈良県、和歌山県等と連携し、熊野古道伊勢路を軸とし、周辺地域も含めて長期間楽しめる「拠点滞在型観光」の推進や、スケールメリットを活かした情報発信などに取り組みます。</p> <p>④ 公社では、東紀州地域の観光地域づくりのかじ取り役を務め、多様な関係者と連携しながら、地域を活性化させ、持続可能な地域社会を維持していくことをめざします。また、産業では、地域産品の高付加価値化や販売支援に取り組みます。</p> <p style="text-align: right;">(南部地域活性化推進課、東紀州振興課)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 地域連携部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (1) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 ① 【三重県伊勢庁舎南側駐車場法面除草業務委託】 ・ 予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (南勢志摩地域活性化局)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 設計書の作成など予定価格算定に係る積算根拠が明確になっているか、改めて決裁時等において複数の職員でチェックを行うことを徹底しました。 (南勢志摩地域活性化局) 2 今後の方針 (取組予定等) ① 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。 (南勢志摩地域活性化局)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 地域連携部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (1) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 補助金等 ① 【スポーツ団体等活性化補助金】 ・実績報告書の審査に必要な書類が添付されていなかった。 (スポーツ推進課)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 審査に必要な書類を確認するなど適正な事務処理を徹底させるとともに、今後添付漏れのないように課内で注意喚起を図りました。 (スポーツ推進課) 2 今後の方針 (取組予定等) ① 事務処理方法について、課内で周知徹底を図り、適切な事務処理に努めます。 (スポーツ推進課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 地域連携部

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (1) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ウ 旅費 ① 【電子マニフェストシステム操作研修会の支援】 ・公務出張に使用する自家用車について、所属長の承認を受けていなかった。 (津地域防災総合事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 公務出張に使用する自家用車届出書提出者を再確認し室長、課長による職員のスケジュール管理を徹底することにより再発防止に努めました。 (津地域防災総合事務所) 2 今後の方針 (取組予定等) ① 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。 (津地域防災総合事務所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 地域連携部

監査の結果	
2 財務の執行に関する意見	
(1) 支出に関する事務	
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
エ その他の支出事務	
① 手数料の支払先誤りにより歳出戻入を行っていた。	(鈴鹿地域防災総合事務所)
② 携帯電話料金の引落し口座の登録誤りにより歳出戻入を行っていた。	(津地域防災総合事務所)
③ 資金前渡交付伺に履行確認の記録がなかった。	(南勢志摩地域活性化局)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 誤った認識により支払先の把握が正確でなかったことから、所属内で事例を共有し、改めて出納員や副務者によるチェックを徹底するようにしました。	(鈴鹿地域防災総合事務所)
② 支出審査確認時に十分な確認が行われていなかったことから、所属内で打ち合わせを行い、出納員や副務者による複数でのチェックを改めて徹底するようにしました。	(津地域防災総合事務所)
③ 指摘があった事項について適正な事務処理を徹底させるとともに、局内で注意喚起を図りました。	(南勢志摩地域活性化局)
2 今後の方針 (取組予定等)	
① 引き続き上記の取組により適正な事務処理に努めます。	(鈴鹿地域防災総合事務所)
② 引き続き上記の取組により適正な事務処理に努めていきます。	(津地域防災総合事務所)
③ 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。	(南勢志摩地域活性化局)

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (県産農林水産物の認知度向上及び販路拡大)</p> <p>(1) 県産農林水産物の認知度向上や販路拡大については、ブランド力向上の取組などにより、成果は上がってきているが、首都圏や外食産業における県産食材の需要減少による出荷の低迷に加え、販売価格の下落により、県内農林水産事業者に経営不安が広がっている。</p> <p>県では、県産食材の消費拡大を図るため、県内量販店等と連携した販売促進活動に取り組み、県産農林水産物の販売サイトを立ち上げるとともに、国の国産農林水産物等販売促進緊急対策事業を活用し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により積みあがっていた県産農水産物の在庫解消に努めた。</p> <p>現在も、県産農林水産物の需要減少や価格の下落等が生じ、農林水産事業者の経営を圧迫するなど影響を与えていることから、経営安定に向けた支援や県産農林水産物の需要喚起の取組を引き続き進められたい。</p> <p>(農林水産総務課、フードイノベーション課、担い手支援課、農産物安全・流通課、農産園芸課、畜産課、水産振興課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和3年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の対応については、農林水産事業者等への聞き取り調査や現場訪問を継続的に実施し、県の補正予算や国の支援事業を活用しながら、県産農林水産物の消費拡大や販路拡大、農林水産事業者に対する生産支援に取り組みました。</p> <p>② 県産農林水産物の販路拡大に向け、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって影響を受けた高級食材やGAP等認証食材を中心に、都市圏等に対して県産食材の情報提供や県内事業者との商談会の開催などきめ細かなプロモーションに取り組みました。</p> <p>(農林水産総務課、フードイノベーション課、担い手支援課、農産園芸課、畜産課、水産振興課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症への対応については、消費拡大や販路拡大に向けた取組として、県内量販店や直売所等(協力店舗311店)と連携した県産農畜水産物の消費喚起キャンペーンを実施し、県産食材が当たる抽選に昨年度を上回る応募がありました(第1回抽選(令和3年9月～11月)19,227通、第2回抽選(令和3年11月～令和4年1月)41,437通の応募)。応募総数に基づいた県産農畜水産物の消費にかかる経済効果は、約9,000万円と推計されました。また、養殖マダイ、伊勢茶、県産牛肉、熊野地鶏の学校給食への食材提供に向けた生産者団体への支援を行いました。(＜県産牛肉＞市町数：19市町、供給量：6,419kg、＜茶＞市町数：19市町、供給量：133,352パック、＜熊野地鶏＞市町数：10市町、供給量：1,465kg、＜養殖マダイ＞市町数：16市町、供給量：2,572kg)さらに、県産米の中食等業務用途への販売活動、企業と連携した伊勢茶のティーバッグとマイボトルの活用促進によるオフィスでの飲用機会の拡大に取り組みました。</p> <p>(伊勢茶応援企業：170社、販売協力店：195店舗)</p> <p>② 県産農林水産物のプロモーションについては、都市圏等ラグジュアリーホテル(2ヶ所)において、これまでのプロモーション活動を通じて紹介してきた食材や新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた高級食材など、のべ37品の県産食材が採用されました。</p> <p>また、オンライン商談会を開催(令和4年2月、参加バイヤー数：23人、参加事業者数：19事業者)し、県産食材の販路拡大に向けた商談(52件)を行いました。</p> <p>(農林水産総務課、フードイノベーション課、担い手支援課、農産園芸課、畜産課、水産振興課)</p>
<p>令和4年度以降(取組予定等)</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症への対応については、引き続き生産者や事業者、関係団体の声を聴きながら、金融支援や販売促進など実情に応じた各種対策を講じていきます。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の収束後も見据え、首都圏等でのターゲットに合わせたきめ細かなプロモーションを含めた新たな販路開拓の取組支援などを、関係者と一体となってい、県産農林水産物の国内外での認知度向上、販路拡大に取り組んでいきます。</p> <p>(農林水産総務課、フードイノベーション課、担い手支援課、農産園芸課、畜産課、水産振興課)</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (農林水産業における就業者の確保、育成及びその定着の促進)</p> <p>(2) 農林水産業における就業者数は、高齢化や後継者不足等により大きく減少しており、農林水産業を担う人材の確保、育成及びその定着は喫緊の課題となっている。</p> <p>就業者の支援のほか、雇用の受け皿となる経営体の育成や、スマート技術の導入促進、雇用環境の改善、人材育成等に取り組んできたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、令和2年度の新規就業者数は目標を達成できなかった。</p> <p>新規就業者数は、農林水産業の事業継続に直結し、集落や漁村の維持にも影響を与えることから、引き続き、就業者の確保、育成及びその定着に向け取り組まれない。(担い手支援課、森林・林業経営課、水産振興課)</p> <p>講じた措置</p> <p>令和3年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>次代のみえの農林水産業を担う人材を確保・育成し、その定着を図るため、県内農林水産業への新規就業の促進、多様な経営感覚を持った雇用力のある経営体等の育成、生産技術の見える化や、作業の自動化・効率化につながるスマート農林水産業に取り組みました。具体的には、下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業では、就業就職フェア等を通じ、就農希望者に対して支援制度等の各種情報の発信、農業経営体とのマッチングを進めました。また、新規就農者の受け入れ意向がある農業法人等に対して専門家派遣を行い、雇用労務管理に係る支援を行いました。さらに、就農者を育成する農業研修教育機関である農業大学の学生確保のため、オープンキャンパス、農業のプロモーション動画による就農意欲喚起、社会人を対象にした就農研修等に取り組みました。加えて、施設栽培における環境制御技術の見える化などスマート技術の導入促進、産地にある使用されなくなった温室等の「居ぬき」物件と就農者や若手農業者等とのマッチングに取り組みました。 ・林業では、名古屋や大阪での就業ガイダンスや首都圏での移住相談会において、就業希望者への相談対応を行ったほか、高校生を対象にした林業職場体験研修や、開講3年目となる「みえ森林・林業アカデミー」における林業体験講座、久居農林高校における林業職業教育などを実施し、担い手の確保に取り組みました。新たな視点や多様な経営感覚をもち、スマート技術にも対応できる人材の育成を進める同アカデミーでは、既就業者を対象に3つの基本コースや、より専門性の高い技術を習得できる選択講座を実施しました。 ・水産業では、都市部の若者等を本県漁業に呼び込むオンライン漁師育成機関「漁師 Seeds」の構築や雇用の受け皿となる法人経営体の育成に取り組むとともに、漁協等が行う漁師塾および真珠塾の運営支援、三重県漁業担い手対策協議会による新規漁業就業者を対象にした座学講座の開催支援を行いました。また、大紀町及び南伊勢町において事業承継にかかる相談窓口を漁協に設置し、「居ぬき」の物件をあっせんする仕組みづくりに取り組みました。さらに、水産業のスマート化に向け、魚類養殖では、AIを活用した完全自動給餌システムの開発に取り組みました。真珠養殖ではICTブイによる水温・塩分情報の提供、藻類養殖ではICTブイによる水温・潮位・静止画像の提供により、漁場環境を見える化し、適正養殖管理を推進しました。(担い手支援課、森林・林業経営課、水産振興課) <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業では、市町やJA等の関係機関と連携した各種取組を通じて、就農希望時から経営発展までの各段階における切れ目ない支援や、農業法人等の雇用力のある農業経営体の労働環境の改善を進めることができました。また、農業大学における各種課程、研修等(養成課程、みえ農業版MBA養成塾、ビジネス人材研修等)の学生、受講生の確保を図ることができました(令和3年度養成課程入校者35名、令和4年度養成課程入校予定者37名)。加えて、居ぬき物件のマッチングの結果、若手農業者に1件の遊休イチゴ栽培施設が移譲されました。 ・林業では、就業ガイダンス等で27名に対し相談対応を行ったほか、高校生を対象とした林業職場体験研修には4校25名の生徒が参加しました。みえ森林・林業アカデミーの林業体験講座では10名の受講生が森林・林業の基礎やチェーンソー操作等を学ぶ講座を受講しました。また、同アカデミーでは、本年度から、久居農林高校と連携して森林・林業関係への就業者確保等を目的とした林業人材育成の取組を開始し、1年生27名を対象に若手林業従事者から仕事のやりがいや夢などを聞く授業を実施するとともに、2年生に対しては高性能林業機械操作体験やチェーンソー体験を、3年生に対してはチェーンソー伐採作業にかかる特別教育などを実施しました。さらに、同アカデミーの3つの基本コースについては30名の受講者を迎え、オンライン講座のシステムを活用しながら、スマート技術の活用方法など先進的で幅広い知識やスキルの習得を図ることができました。 ・水産業では、オンライン漁師育成機関の構築にあたり、新規漁業就業者向けの県内漁業紹介動画など36本を製作しました。また、ハンズオン支援を行った漁業団体「魚々錦会」が一般社団法人に移行しました。みえ真珠塾(10月)及び錦漁師塾(11月)の短期研修には各1名、新規漁業就業者を対象に開催した座学講座(12月)には17名が参加しました。さらに、居ぬき物件については、1件が新規就業希望者等に移譲されました。加えて、魚類養殖では、完全自動給餌システムにより、給餌コストの1割以上削減や、給餌作業の省力化が図られることが明らかになりました。(担い手支援課、森林・林業経営課、水産振興課) <p>令和4年度以降(取組予定等)</p> <p>引き続き、市町や関係団体等と連携し、ICT技術を活用するなど新型コロナウイルス感染症対策を図りながら、就業・就職フェアや体験研修会などさまざまな機会を通じて、三重の農林水産業の魅力を広く情報発信します。また、県内外のさまざまな人から選ばれ、若者等が魅力を感じる「持続可能な農林水産業」の実現に向け、施策を総合的に展開していきます。(担い手支援課、森林・林業経営課、水産振興課)</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (豚熱対策の推進)</p> <p>(3) 豚熱対策については、野生いのししへの経口ワクチン散布をはじめ、飼養豚へのワクチン接種、飼養衛生管理基準の徹底、小動物の侵入防止対策等の予防措置を講じ、感染拡大阻止に取り組んできたが、令和2年度には、ワクチン接種を済ませた農場において、ワクチン接種前の離乳豚に豚熱の感染が確認され、全頭処分を実施した。</p> <p>また、3年4月には同様の殺処分事案が発生するとともに、感染源の一つとされる野生いのししへの豚熱感染が県南部まで拡大し、豚熱の清浄化までには至っていない。</p> <p>養豚農家に対する支援については、防疫措置の支援をはじめ、風評被害対策と経営支援対策に取り組んでいるが、豚熱発生農場での全頭処分については、養豚農家に負担が大きいため、その必要性についての見直しを国へ要望している。</p> <p>感染源対策や飼養衛生管理基準の遵守徹底により豚熱の感染拡大を防ぎ、次の殺処分事案が発生しないように取り組まれたい。</p> <p>(農林水産総務課、担い手支援課、農産物安全・流通課、家畜防疫対策課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和3年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>豚熱の対策については、発生とまん延防止に向け、「野生いのしし対策」と「農場を守る対策」の2本柱で取組を進めているところです。具体的には、「野生いのしし対策」として、野生いのししに対する計画的かつ効果的な経口ワクチンの散布、野生いのししの生息頭数低減のための捕獲強化に取り組みました。</p> <p>「農場を守る対策」としては、飼養豚への適切なワクチン接種の継続、養豚農場における飼養衛生管理の強化に向けた指導、離乳豚舎への野生小動物の侵入防止対策の実施支援等に取り組みました。</p> <p>また、6月と11月に国へ提出した本県の要望書では、豚熱の対応に関して、ワクチン接種農場で感染が確認された場合に、一律で全頭殺処分を行うのではなく、発生豚舎等に留めることができるよう、ウイルスの拡散防止対策を早急に検討し確立することなどを提言、要望しました。</p> <p>(農林水産総務課、担い手支援課、農産物安全・流通課、家畜防疫対策課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>「野生いのしし対策」では、県内全域における調査捕獲を通じた捕獲強化を実施するとともに、養豚農場周辺での重点捕獲など、指定管理鳥獣捕獲等事業(県主体)を通じたさらなる捕獲強化を展開しました。また、県全域で野生いのししへの経口ワクチン散布を実施しました。特に県南部においては、野生いのししの検査陽性事例が増加傾向にあることを鑑み、養豚農場近郊で経口ワクチン散布を行いました。</p> <p>「農場を守る対策」としては、県内全ての養豚農場でワクチン接種適期に接種が行われているか、家畜保健衛生所による飼養豚の抗体検査を実施、ワクチン接種適期の把握と農家指導に努めました。また、離乳豚舎への小動物の侵入防止・離乳豚の感染リスク低減対策として、豚舎への亀甲網の設置やネズミ等捕獲用粘着シート等の設置、豚舎内空間を消毒するための消毒薬噴霧装置の導入等支援事業を展開しました。さらに、飼養豚を豚舎間で移動させる際の感染防止対策として、離乳豚の豚舎間移動に利用する専用台車の導入や豚舎間通路の清掃消毒を容易にするための通路舗装資材への支援事業を実施しました。</p> <p>加えて、養豚農場における野生動物侵入防止対策の強化促進をするため、感染源となる野生いのししや豚熱ウイルスを媒介すると懸念される小動物等の野生動物の生息状況を農場周辺に設置するセンサーカメラで監視し、養豚農家にリアルタイムに情報提供するしくみを構築し、養豚農家の危機管理意識の醸成を図りました。</p> <p>なお、豚熱対策に係る国への制度改正要望では、まだ進展は見られませんが引き続き、ワクチン接種農場における殺処分のあり方の見直し等、現場の声も踏まえつつ様々な機会をとらえ、国に要望していきます。</p> <p>(農林水産総務課、担い手支援課、農産物安全・流通課、家畜防疫対策課)</p>
<p>令和4年度以降(取組予定等)</p> <p>豚熱に係る野生いのしし対策は、地道で継続的な取組が必要となることから、野生いのししの豚熱感染状況把握に行っている調査捕獲は、今後とも市町、猟友会等と連携を取り県内全域を対象地域として実施していきます。また、野生いのししへの経口ワクチン散布は、今までの実績を加味したうえで、養豚農家近郊に出没する野生いのししにターゲットを絞った計画を推進します。</p> <p>農場を守る対策としては、県内全養豚場で飼養豚の抗体検査を実施し、ワクチン接種適期を把握していくことで、ワクチン接種に係る衛生指導等を継続実施します。また、農場に病原体を持ち込まないよう、各農場の飼養衛生管理基準の適正化を図るため、今後とも家畜保健衛生所等による農家指導を定期的に行います。</p> <p>(農林水産総務課、担い手支援課、農産物安全・流通課、家畜防疫対策課)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

監査の結果
<p>2 財務以外の事務の執行に関する意見</p> <p>事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。</p> <p>(1) 工事契約締結後に、積算誤りが判明した事案があった。(四日市農林事務所)</p> <p>(2) 自損事故に係る警察官への報告を行っていなかった。(津農林水産事務所)</p> <p>(3) 発注工事において土壌汚染対策法に基づく手続きの未届事案が 3 件あった。(津農林水産事務所)</p> <p>(4) 工場検査の復路において最寄りの駅まで利害関係者の車による送迎を受けていた。(松阪農林事務所)</p> <p>(5) 発注工事において土壌汚染対策法に基づく手続きの未届事案が 12 件あった。(松阪農林事務所)</p> <p>(6) 発注工事において土壌汚染対策法に基づく手続きの未届事案が 14 件あった。(伊勢農林水産事務所)</p> <p>(7) 発注工事において土壌汚染対策法に基づく手続きの未届事案が 2 件あった。(熊野農林事務所)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 積算時のチェックを従来の 3 名体制から 1 名加えて 4 名体制にするとともに、改定したチェックシートの活用等により、チェック体制の更なる強化を図りました。また、農業基盤整備課主催の設計審査にかかる研修の受講等により職員の資質向上に取り組みました。さらに、所内の違算対応マニュアルを新たに作成して危機管理体制も整える等、発注・契約事務の無謬性に努めました。(四日市農林事務所)</p> <p>(2) 当該自損事故については、令和 3 年 7 月 8 日、津南警察署に報告を行いました。当該職員に対しては、事故報告があった際にも厳重注意を行っていますが、改めて交通安全意識の徹底及び公有財産の適正管理について注意しました。併せて全職員に対しても注意喚起するとともに、軽微な自損事故であっても、道路交通法に基づき警察官に報告する義務があることを周知しました。また、津地域防災総合事務所主催の交通安全研修への参加を促し、交通安全意識の向上に努めました。(津農林水産事務所)</p> <p>(3) 令和 3 年 5 月に当該年度の土壌汚染対策法に基づく届出の対象となる事業の一覧表を作成し、届出が必要な案件をしっかりと認識できるようにしました。なお、令和 3 年度については、届出の対象となる事業はありません。(津農林水産事務所)</p> <p>(4) 利害関係者との関係において、県民の疑惑や不信を招く行為を行うことのないよう、コンプライアンスミーティング等を実施し意識の向上を図りました。(松阪農林事務所)</p> <p>(5) 令和 3 年 5 月に当該年度の土壌汚染対策法に基づく届出の対象となる事業の一覧表を作成し、届出が必要な案件をしっかりと認識できるようにしました。その時点で届出対象とした 7 件及びその後届出対象となった 3 件(合計 10 件)について届出を行っています。(松阪農林事務所)</p> <p>(6) 令和 3 年 5 月に当該年度の土壌汚染対策法に基づく届出の対象となる事業の一覧表を作成し、届出が必要な案件をしっかりと認識できるようにしました。その時点で届出対象とした 5 件について届出を行っています。(伊勢農林水産事務所)</p> <p>(7) 令和 3 年 5 月に当該年度の土壌汚染対策法に基づく届出の対象となる事業の一覧表を作成し、届出が必要な案件をしっかりと認識できるようにしました。その時点で届出対象とした 6 件及びその後届出対象となった 7 件(合計 13 件)のうち、環境室との協議により届出不要となった 1 件を除く 12 件について届出を行っています。(熊野農林事務所)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>(1) 正確な積算、チェック体制の強化、職員の資質向上及び危機管理能力の強化等を図り、適切な発注及び契約事務に努めます。(四日市農林事務所)</p> <p>(2) 引き続き、所内会議や交通安全研修などの機会を利用して、職員の交通安全意識の向上に取り組み、交通事故の未然防止に努めていきます。(津農林水産事務所)</p> <p>(3) (5)～(7) 毎年度当初に、県土整備部技術管理課から土壌汚染対策法に基づく届出の義務について周知される内容を確認し、土壌汚染対策法に基づく届出の対象となる事業の一覧表を作成することにより、再発防止に努めます。(津農林水産事務所、松阪農林事務所、伊勢農林水産事務所、熊野農林事務所)</p> <p>(4) 同様の事案が再度発生しないよう、引き続きコンプライアンス意識の向上に努めていきます。(松阪農林事務所)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① 収入未済額が令和2年度末現在 82,027,942 円あり、前年度と比べて 1,126,780 円増加していた。 (担い手支援課、農産物安全・流通課、森林・林業経営課、水産振興課)</p> <p>② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (担い手支援課、農産物安全・流通課、森林・林業経営課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>①② (収入未済、債権処理計画未達成)</p> <p>a 貸付金等</p> <p>経営不振や生活困窮から未収金が発生しており、債務者の状況に応じて、書面・電話・面談による催告を行い、また、本人だけでは解決が困難な案件等は、連帯保証人等へも償還に向けた協力の要請や催告等を行いました。</p> <p>(a) 農業改良資金貸付金及び違約金</p> <p>催告回数 41 回 (電話：38 回、資産調査 3 回)</p> <p>取組の結果、令和3年度当初の未収金 37,783,621 円 (15 件) のうち、1,001,618 円を回収しました。 (担い手支援課)</p> <p>(b) 新規就農者総合支援事業費補助金返還金及び延滞金</p> <p>令和3年度当初の未収金 2,597,487 円 (2 件) のうち、1 件については個人民事再生計画の期間満了となり、計画に戻づく債権回収が完了していたことから、令和3年11月に 1,100,000 円を不納欠損処理しました。 (担い手支援課)</p> <p>(c) 林業・木材産業改善資金貸付金及び違約金</p> <p>令和3年度当初の未収金 8,594,889 円 (3 件) について、催告 (訪問・面談：1 回、電話：4 回)、財産調査 (1 回) の取り組みを行いました。 (森林・林業経営課)</p> <p>(d) 沿岸漁業改善資金貸付金及び違約金</p> <p>催告回数 36 回 (訪問・面談：3 回、電話：26 回、書面：7 回)</p> <p>取組の結果、令和3年度当初の未収金 28,107,703 円 (14 件) のうち、473,000 円を回収しました。 (水産振興課)</p> <p>b 旧三重県中央卸売市場施設使用料等</p> <p>生活困窮から未収金が発生しており、債務者の状況に応じて、電話・面談による催告を行いました。</p> <p>催告回数 3 回 (訪問・面談 2 回、電話 1 回)</p> <p>取組の結果、令和3年度当初の未収金 4,944,242 円 (40 件) のうち、145,117 円を回収しました。 (農産物安全・流通課)</p> <p>2 今後の方針 (取組予定等)</p> <p>引き続き、三重県債権管理マニュアルに基づき、催告・回収に努めていきます。 (担い手支援課、農産物安全・流通課、森林・林業経営課、水産振興課)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア その他の支出事務</p> <p>① 資金前渡交付伺に履行確認の記録がなかった。 (みどり共生推進課)</p> <p>② 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。 (松阪農林事務所)</p> <p>③ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。 (尾鷲農林水産事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア その他の支出事務</p> <p>① 資金前渡の交付を受け支払いを行った際には、履行確認日の記載および検査者の押印または署名を行うよう周知徹底しました。 (みどり共生推進課)</p> <p>② 開札後に、積算内容に誤りがあることが判明したため入札を中止しました。工事の積算にあたっては、今回の事案を含めこれまでの発生事例を職員間で情報共有し議論を重ねたうえで、あらためてチェック体制の見直しを行い再発の防止に努めました。 (松阪農林事務所)</p> <p>③ 仕様書等の内容確認について、チェック体制を見直し、他課と相互にチェックする等の体制強化を行い、再発防止に努めました。 (尾鷲農林水産事務所)</p> <p>2 今後の方針 (取組予定等)</p> <p>ア その他の支出事務</p> <p>① 取組内容のとおり事務処理を適切に実行し、再発防止を図っていきます。 (みどり共生推進課)</p> <p>② 引き続き、再発防止に向けて職員の意識のさらなる向上とチェック体制の強化を図り、適正な入札の執行に努めていきます。 (松阪農林事務所)</p> <p>③ 引き続き再発防止に向けてチェック体制の強化を図り、適正な入札執行に努めます。 (尾鷲農林水産事務所)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

監査の結果	
3	財務の執行に関する意見
(3)	財産管理等の状況
	財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
	ア 金品亡失 (損傷)
①	郵便切手の紛失 (損害額 140 円) (四日市農林事務所)
②	ドローンの損傷 (修繕額 100,331 円) (尾鷲農林水産事務所)
③	公用車の損傷 (修繕額 168,577 円) (畜産研究所)
講じた措置	
1	実施した取組内容
	ア 金品亡失 (損傷)
①	切手の受払ごとに複数職員で確認するとともに、職員の使用枚数はその都度総務企画課職員が確認することとし、再発防止の徹底を図りました。(四日市農林事務所)
②	当該事案については機器の不具合によるものでしたが、ドローンに限らず、公用車を含む物品について慎重な操作及び使用前点検を職員全員に周知徹底し、適正な備品管理に努めました。(尾鷲農林水産事務所)
③	当該公用車の破損箇所を修繕し、その後令和元年8月2日付けで相手方との示談が成立しました。また、当該職員に厳重注意するとともに、全職員に対し交通安全についての注意喚起を行いました。(畜産研究所)
2	今後の方針 (取組予定等)
	ア 金品亡失 (損傷)
①	上記取組の実施により、以降切手の紛失はありません。複数職員での確認等により、引き続き再発防止の徹底に努めます。(四日市農林事務所)
②	引き続き、適正な備品管理に努めます。(尾鷲農林水産事務所)
③	引き続き全職員に対する注意喚起を随時行い、安全意識の向上を図り再発防止に努めます。(畜産研究所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 公共用地の未登記</p> <p>① 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 586 筆、118, 127. 48 m²ある。 (桑名農政事務所、四日市農林事務所、津農林水産事務所、松阪農林事務所、伊勢農林水産事務所、伊賀農林事務所、熊野農林事務所)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 29 年度に策定した「未登記解消第 9 次 5 ヶ年計画」及び未登記土地調査分析表（未登記カルテ）をもとに、6 月～7 月にかけて関係農林（農政、農林水産）事務所と打合せを行い、優先順位及び必要な費用の確認を行うとともに、境界測量を行うなど未登記解消を進めました。</p> <p>また、農業農村整備関係室長会議において進捗状況の確認を行うとともに、1 月に関係農林（農政、農林水産）事務所と打合せを行い、今年度の進捗確認及び令和 4 年度の取組箇所の確認を行いました。</p> <p>なお、第 9 次 5 ヶ年計画の 56 筆に対し、令和 2 年度末までに 86 筆の未登記解消に取り組み、令和 3 年度は、12 筆を解消し 98 筆の取り組みとなりました。</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）</p> <p>現在まで残っている未登記案件は、現地不明、相続人多数、境界測量費用が膨大にかかる等の処理困難な事案が大半を占めていますが、今年度「未登記解消第 10 次 5 ヶ年計画」を新たに作成し、引続き処理優先順位を決めることにより計画的に未登記解消を図っていきます。</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(4) 交通事故</p> <p>職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているため、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。</p> <p>① 物損事故 (物損額：県 0 円廃車) (伊勢農林水産事務所)</p> <p>② 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 138,820 円) (畜産研究所)</p> <p>③ 物損事故 (負担割合：県 20%、相手 80%) (物損額：県 0 円廃車、相手 46,120 円) (中央農業改良普及センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 当該職員及び上司に対して嚴重注意を行うとともに、全職員に対しても交通安全意識及び金品の適正管理に関する注意喚起を行いました。</p> <p>また、所属独自の「交通安全講習」を実施し、安全運転の重要性を再認識するとともに、出納局主催の安全運転助言検査に参加し、各自の運転特性を確認しました。</p> <p>さらに、各室が毎月の「交通安全重点取組」を宣言し、安全運転の意識向上に努めることに加え、月初めに前月の交通事故発生状況と当月の安全運転のポイントを示したメールを全職員に送付し、一層の安全運転を心がけるよう呼び掛けています。(伊勢農林水産事務所)</p> <p>② 事故発生後、職場全体の交通安全研修を実施しました。その後も所内職員会議や各課ミーティング、所内全職員に対するメール送信等により、随時注意喚起を行い、交通安全意識の向上を図りました。(畜産研究所)</p> <p>③ 交通安全に対する意識を高く保つため、次の交通安全につながる取り組みを行いました。交通安全啓発のビデオ視聴、ドライバーのための「安全ルール理解度診断」、KM式安全運転助言検査を行い、自らの運転の見直しを促すとともに、無事故・無違反チャレンジ 123 に、各課でチームをつくり取り組みました。また、公用車の自主点検をこまめに行い、異常・不調に対して速やかな改善に務めるとともに公用車の鍵置き場に安全運転 5 則を掲示し、運転前の注意を促しています。(中央農業改良普及センター)</p> <p>2 今後の方針 (取組予定等)</p> <p>① 引き続き、今後実施される交通安全研修等への積極的な参加を促すとともに、「交通安全重点取組」やメールによる啓発を継続し、交通事故の未然防止、安全運転の意識向上に努めていきます。(伊勢農林水産事務所)</p> <p>② 引き続き注意喚起を行い、安全運転意識の向上に努めます。(畜産研究所)</p> <p>③ 引き続き、全員会議の場等を活用し、交通安全に対する意識を高く保つため、交通安全啓発ビデオの視聴やヒヤリハットの事例も含め交通安全に関する注意喚起を行っていきます。</p> <p>また、公用車等による出張時には運転前の注意・声かけを行い、安全運転の意識向上に努めていきます。(中央農業改良普及センター)</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 雇用経済部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (新型コロナウイルス感染症に関する経済対策の推進)</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、県内経済への影響を最小限に抑えるため、リーマン・ショック時を上回る規模の資金繰り支援や資金支援、販路開拓・サプライチェーンの強化支援など、感染拡大により影響を受けた事業者を支援し、令和2年3月以降、切れ目のない経済対策に取り組んでいる。</p> <p>令和2年度は、県内の感染状況や経済状況を踏まえたうえで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた中小企業・小規模企業の感染防止対策の徹底や事業継続に向けて、延べ5,703件、約24億円の補助金交付決定を行った。</p> <p>しかしながら、令和2年1月以降、全国的に、また県内においても、感染の拡大と収束が繰り返されており、新たな変異株による感染者の急増など、想定が可能なあらゆる事態に対処できる体制の整備が望まれる。</p> <p>引き続き、市町、経済団体、金融機関、支援機関等関係者と連携しながら、感染拡大防止を支援するとともに、県内経済及び雇用の実態を的確に把握し、これまで以上にきめ細かく支援を届けることも視野に入れ、経済対策を迅速かつ総合的に進められたい。</p> <p>(雇用経済総務課、国際戦略課、雇用対策課、三重県営業本部担当課、ものづくり産業振興課、中小企業・サービス産業振興課、企業誘致推進課)</p> <p>講じた措置</p> <p>令和3年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大により、飲食業をはじめとするあらゆる産業において甚大な影響を受けたため、本県ではリーマン・ショック時を上回る規模の資金支援や販路開拓の支援など、感染症の拡大により影響を受けた事業者の方々を全力で応援し、令和2年3月以降、切れ目のない経済対策を実施してきました。</p> <p>令和3年度においても、引き続き中小企業・小規模企業の事業継続や雇用の維持・確保に向けた取組を切れ目なく支援するとともに、県内経済の活性化に向けてDX(デジタルトランスフォーメーション)による経営力強化などに取り組んでいるところです。</p> <p>2 取組の成果 (資金繰り対策、資金支援)</p> <p>中小企業・小規模企業の事業継続に支障が生じることのないよう、引き続き切れ目のない資金繰り支援を行うとともに、感染拡大の影響を克服し、事業再生・再成長に向けた取組に対して資金面からも支援を行っています。コロナ関連融資については、3月末時点の累計で4,119億円以上が信用保証協会にて保証承諾されています。また、新型コロナウイルス感染症対応資金等を利用している中小企業・小規模企業が、順調に借入を返済し、事業を発展的に継続できるよう支援を行う経営改善コーディネーターを、三重県中小企業支援ネットワークの事務局である三重県信用保証協会に配置し、経営課題等を抱える事業者を商工会・商工会議所、金融機関などの関係機関と連携して支援しているところです。</p> <p>(雇用の維持・確保への支援)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の長期化により、雇用状況の悪化が懸念されるため、引き続き「みえ労働力シェアリング支援拠点」を設置し、在籍出向をはじめとした一時的な労働力の融通が多く企業で活用され、従業員の雇用維持・確保が図られるよう、関係機関と連携しながら取組を進めています。(相談件数:237件、マッチング件数:1件2名※2月末時点)また、「おしごと広場みえ」では、これまでの対面式に加え、オンラインによる就職相談や模擬面接等(512件※2月末時点)を引き続き実施するほか、Web合同企業説明会の開催など、学生と県内企業との交流機会の確保等に取り組んでいます。</p> <p>(感染拡大防止策への支援)</p> <p>顧客や従業員の感染防止に向けて対策を行っている事業者を対象に、CO2センサー等の購入経費について支援する感染防止対策強化推進補助金を交付し、より一層の感染防止対策につなげました。(交付件数:5,165件、362,280,600円)また、県民の皆様が安心して飲食店等を利用できるよう、現地確認を含めた感染防止対策に関する認証制度「あんしん みえリア」を創設し、認証店の拡大に取り組んでいます。(認証店数:飲食店4,068店、観光事業者1,217店※3月末時点)</p> <p>(県内経済の活性化に向けた支援)</p> <p>県内産業をけん引する中小企業・小規模企業がコロナ禍を乗り越え、さらなる成長を実現できるよう、「三重県新型コロナ克服生産性向上・業態転換支援補助金」(680件、972,085千円)による事業継続・業態転換への支援や「デジタルものづくり推進拠点」を中心とした県内製造業のDXを推進していきます。加えて、「海外サプライチェーン多元化・販路拡大支援補助金」(35件、28,752千円)により県内企業の海外ビジネスを支援しています。</p> <p>令和4年度以降(取組予定等)</p> <p>県内の雇用経済情勢を踏まえ、引き続き現場の声をしっかりと把握し、市町や商工団体、金融機関などと連携して、タイムリーに県内中小企業・小規模企業の事業継続や雇用維持に向けた支援を行っていきます。あわせて、県内企業がさらなる成長を実現できるよう、DXの推進や脱炭素社会の実現などの視点を取り入れつつ、アフターコロナを見据えた支援策をきめ細かに展開していきます。</p>
--

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 雇用経済部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (観光産業の振興)</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、県内の観光産業は深刻な影響を受け、令和2年の県全体の観光消費額は前年比2,281億円減の3,283億円となり、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」の令和2年度の数値目標である5,700億円を大きく下回った。令和2年の県内の延べ宿泊者数についても、前年比353万人減の507万人、外国人延べ宿泊者数については、前年比33.0万人減の5.9万人となり、どちらも大幅に減少した。</p> <p>依然として国内外からの誘客は厳しい状況にあるが、安全・安心な観光地づくりを行うとともに、全国的な感染状況に応じた誘客促進の施策を打ち出すなど、県内観光産業への新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に止められたい。</p> <p>その上で、コロナ禍において再発見できた地域の魅力も活かし、市町、観光関連事業者及び観光地域づくり法人(DMO)等と連携して、魅力的な観光地づくりを進めるとともに、観光におけるDXを推進するなど、三重県の観光産業が持続的に発展できるよう取り組まれたい。</p> <p style="text-align: right;">(観光政策課、観光魅力創造課、海外誘客課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和3年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 官民一体で設置した「みえ観光の産業化推進委員会」において、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、旅行や体験施設等の割引クーポンの発行など、旅行需要や消費を喚起するための取組を実施し、県内観光関連産業の早期回復を支援しました。また、「答えてラッキー!スマホでみえ得キャンペーン」では、観光客の周遊促進と消費拡大を図りながら、データの収集・分析を行いました。さらに、(公社)三重県観光連盟と連携し、マーケティングデータの収集・分析・提供や、広域プロモーションの推進など全県DMO機能の充実に取り組みました。加えて、志摩市の大王崎地域を対象に、REVICと連携して観光地の構造改善に向けた実証事業を実施しました。(観光魅力創造課)</p> <p>② インバウンド誘客については、SNSや動画等オンラインを活用した情報発信等に取り組みました。また、これまでの台湾とフランス(欧州)に加えて新たにタイにも海外レップ(営業代理人)を設置するとともに、オンラインで県内の観光地等の魅力を紹介するバーチャルツアーやオンライン商談会の実施を通じて、これまで築いてきた現地旅行会社との関係の維持強化を図りました。(海外誘客課)</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内観光事業者に対し、「三重県観光事業者支援金」を支給することで、打撃を受けている観光地の再生を図りました。また、安全・安心な観光地づくりを促進するため、観光事業者版「みえ安心おもてなし施設認証制度」を設けるとともに、県内宿泊事業者が行う感染防止対策や前向きな投資に対し、「県内宿泊事業者感染防止対策等支援補助金」を交付しました。(観光政策課)</p> <p>④ 多様化する旅行者のニーズに対応するため、旅行者の属性や嗜好に関するデータを蓄積して一元管理し、そのデータを活用して旅行者のニーズに沿った情報をタイムリーに発信するための仕組みを備えた「三重県観光マーケティングプラットフォーム」を構築しました。(観光政策課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 「答えてラッキー!スマホでみえ得キャンペーン」の令和3年12月末日時点の登録者数は31,336名で、アンケートへの回答は83,181件あり、利用者は順調に推移しています。(令和3年4月時点:24,325名,54,378件)(観光魅力創造課)</p> <p>② アジア市場の旅行会社を対象にオンライン商談会を実施し、県内事業者と計443回の商談を実施しました。また、海外レップについて、現地旅行会社等へのセールスを行うとともに、現地旅行博への出展や現地での観光PRセミナーの開催等を通じて、効果的なプロモーションに取り組みました。(海外誘客課)</p> <p>③ 「三重県観光事業者支援金」を549事業者に対し支給しました。また、令和4年3月末時点で、観光事業者版「みえ安心おもてなし施設認証制度」に基づき1,217施設を認証するとともに、「県内宿泊事業者感染防止対策等支援補助金」を487施設に対し交付決定を行いました。(観光政策課)</p>
<p>令和4年度以降(取組予定等)</p> <p>① 引き続き、新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けた観光関連産業を支援するため、これまでの事業成果等を検証のうえ、旅行需要や消費の喚起に努めます。また、観光の産業化と持続可能な観光地づくりを推進するため、県内の地域DMO等観光地域づくりを行う団体への支援や、拠点滞在型観光に資するコンテンツのブランディング、周遊ルートの創出や、REVICと連携した観光地の構造改善等に取り組みます。(観光魅力創造課)</p> <p>② 訪日旅行再開後の外国人旅行者の誘致を図るため、アフターコロナにおける旅行ニーズの変化を踏まえながら、引き続きSNS等オンラインを活用した情報発信や海外レップによる現地でのセールス活動等を行うとともに、日本政府観光局(JNTO)と連携してその知見と発信力を活用したプロモーションや、「滞在型観光」の促進等に取り組みます。(海外誘客課)</p> <p>③ 三重県観光マーケティングプラットフォームのデータを活用し、一人ひとりの興味・関心、タイミングに合わせた情報発信を行うとともに、周遊キャンペーンを実施します。また、観光事業者やDMOがデジタルを活用した、戦略的な観光マーケティングを実施できるよう支援します。(観光政策課)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 雇用経済部

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 観光客実態調査報告書に掲載した図表に誤りがあった。 (観光政策課)
講じた措置
1 実施した取組内容 (1) 複数職員によるチェック体制を強化するとともに、チェック箇所のマニュアルを作成し、チェック時に活用しました。 (観光政策課)
2 今後の方針 (取組予定等) (1) チェックマニュアルを活用しながら、今後も複数職員によるチェック体制を継続して、チェック機能を強化していきます。 (観光政策課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 雇用経済部

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① 収入未済額が令和2年度末現在2,590,932,133円あった。 (雇用経済総務課、雇用対策課、中小企業・サービス産業振興課、観光政策課)</p> <p>② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (雇用経済総務課、雇用対策課、観光政策課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) ア</p> <p>①② ※意見②の債権処理計画の目標未達成については、(a)、(b)、(c)が対象となります。</p> <p>(a) 光熱水費負担金</p> <p>令和2年9月に分割納付を条件に和解を行ったことから、回収目標であった全額回収には至りませんでした。和解条項に基づき一部債権を回収しました。電話連絡・訪問により定期的に催告を行い、令和3年12月までは一部債権を回収したものの、令和4年1月から連絡が取れない状況となり、納付が滞り始めたため、債務者の所在調査を開始しました。その後、債務者と連絡が取れ、令和4年1月から3月までの債権についても回収しました。 (雇用経済総務課)</p> <p>(b) 中小企業従業員住宅家屋貸下料</p> <p>現時点で未収金の残っている2件のうち、1件については和解条項に基づき、他1件については納付誓約書に基づき、それぞれ返済を求めています。一昨年以降、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、訪問による督促は差し控え、定期的に電話での督促を実施しているところです。</p> <p>また、目標額の設定については、債務者から提出された納付誓約書に基づくほか、和解案件については、履行期限までに完納できるよう、残額と支払期限までの残り月数を勘案して設定しています。</p> <p>貸し付けを行った2社はすでに倒産しており、連帯保証人も死亡しているため、現在は親族が日々の生活の中で工面し返済を行っているところですが、生活困窮により計画どおりに納付されなかったことから、目標達成には至りませんでした。</p> <p>引き続き、電話による督促により計画的な債権回収に努めています。 (雇用対策課)</p> <p>(c) 中小企業高度化資金</p> <p>「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」に基づき適正に債権管理・回収を実施するとともに、「都道府県の債権管理に関する対応指針」に基づき債権分類を行い、適切な債権管理を実施しました。</p> <p>さらに、債権回収会社であるサービサーと平成31年度より3か年にわたる複数年委託契約を結び、高度な法的判断等の必要な案件について、回収業務を委託しました。 (中小企業・サービス産業振興課)</p> <p>(d) 中小企業設備近代化資金</p> <p>適切に回収目標の設定を行うとともに、債権回収会社であるサービサーに債権回収業務を委託し、債務者別処理方針を策定のうえ債権管理・回収に取り組みました。なお、当該貸付金については、新規貸付を行わず、新たな未収金は発生していません。 (中小企業・サービス産業振興課)</p> <p>(e) サンアリーナ使用料</p> <p>令和3年12月、配達証明郵便にて催告状を送付し、債務者に対する催告を行ったところ、債務者の死亡が判明したことから、法定相続人の調査を開始しました。 (観光政策課)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>(1) ア</p> <p>①② ※意見②の債権処理計画の目標未達成については、(a)、(b)、(c)が対象となります。</p> <p>(a) 光熱水費負担金</p> <p>分割納付が2回以上期限内に支払われなかったことから、和解条項に基づき、一括払いの請求を行っていくとともに、法的手段(強制執行)等の対応を実施していきます。 (雇用経済総務課)</p> <p>(b) 中小企業従業員住宅家屋貸下料</p> <p>今後も、定期的に電話による督促に加え、新型コロナウイルス感染症の状況もふまえて訪問が可能な場合は、訪問による督促も実施するなど、納入が滞らないよう管理していきます。 (雇用対策課)</p>

(c) 中小企業高度化資金

「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等に基づき、適正に債権管理・回収を行います。具体的には、「都道府県の債権管理に関する対応指針」に基づき、「正常先」、「再生支援先」、「回収処理先」に債権分類を行い、適切な債権管理・回収を実施していきます。

正常先については、組合・組合員企業等を積極的に訪問し、経営状況の把握を行い経営改善の取組を支援していきます。また、延滞の未然防止の観点から、単年度、複数年度の条件変更により、企業の体力回復を図るための対策を講じます。

再生支援先については、定期的に訪問し、経営状況の把握を行うとともに、返済状況を見守りながら、継続的な経営支援を実施し、返済額の増額を図っていきます。

回収処理先については、競売、任意売却等により担保物件の処分を進めるとともに、必要に応じて弁護士等へ回収業務、法的措置等の委託を行っていきます。また、連帯保証人の資産調査等を実施して返済能力を考慮した保証債務の履行を求めていきます。

回収困難な先については、債権回収会社であるサービスと債権回収業務に関して委託契約を結び、引き続き債権管理・回収をより強固に行っていきます。
(中小企業・サービス産業振興課)

(d) 中小企業設備近代化資金

債権回収会社であるサービスに債権の管理・回収業務を委託し、債務者別処理方針を策定のうえ債権管理・回収に取り組みます。
(中小企業・サービス産業振興課)

(e) サンアリーナ使用料

今後、相続関係の調査を継続し、催告対象者を特定した上で、収納未済額の回収に向けて取り組みます。
(観光政策課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 雇用経済部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア その他の支出事務 ① 資金前渡交付伺に履行確認の記録がなかった。 (津高等技術学校)
講じた措置
1 実施した取組内容 (2) ア ① 資金前渡の交付を受け支払いを行った際には、履行確認を記録するよう周知徹底しました。 (津高等技術学校) 2 今後の方針 (取組予定等) (2) ア ① 取組内容のとおり事務処理を適切に実行し、適切な会計事務処理に努めます。 (津高等技術学校)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 雇用経済部

<p>監査の結果</p>
<p>3 財務の執行に関する意見 (3) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているため、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 ① 物損事故 (物損額：県 116,160 円) (関西事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>1 実施した取組内容 (3) ① 事務所職員のミーティングにおいて、本件及び各職員が経験したヒヤリハット事例を共有するとともに、事故を未然に防止するために気を付けている点や、万一の事故発生時における連絡体制、二次被害防止のための措置等を確認し合うなど、注意喚起を促しました。(関西事務所)</p> <p>2 今後の方針 (取組予定等) (3) ① 公用車使用前には、運転予定者に対して安全運転を行うよう注意喚起を行うとともに、引き続き、事務所職員のミーティングにおいて、各職員が経験したヒヤリハット事例や共有・事故を未然に防止するために気を付けている点、万一の事故発生時における連絡体制、二次被害防止のための措置等を定期的に確認します。(関西事務所)</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (河川堆積土砂対策の推進)</p> <p>(1) 河川堆積土砂対策は、河川の流下能力を回復させ、洪水被害の防止・軽減に極めて有効であることから、関係市町や農林水産部と情報共有しながら、災害復旧事業や河川維持事業のほか、民間事業者による砂利採取の活用などの取組により、約 56 万m^3の土砂を撤去した結果、令和 2 年度末の堆積土砂は 286 万m^3 (推計値) となった。</p> <p>しかし、依然として多量の堆積土砂が残っており、近年頻発する豪雨等の発生時には、甚大な洪水被害をもたらすおそれがあることから、引き続き治水安全上の優先度等を十分検討し、着実に堆積土砂対策を進められたい。 (河川課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和 3 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>令和3年度においても、通常の降雨により堆積した土砂は河川事業により、異常出水で堆積した土砂は災害復旧事業により撤去を行いました。</p> <p>これに加えて、砂利採取を活用して、河川堆積土砂の全体量の減少に取り組みました。</p> <p>また、市町管理区間を含めた河川全体の情報共有を行い、連携して堆積土砂の撤去に取り組むとともに、河川への土砂の流出を低減するうえで、土砂の発生抑制対策が重要であることから、農林水産部が上流域で実施する森林整備事業において、下流河川の堆積状況を考慮した箇所となるように連携して取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>令和 3 年度は、河川事業により約 24 万m^3 (R2 約 13 万m^3)、砂利採取の活用により約 12 万m^3 (R2 約 16 万m^3) の堆積土砂を撤去する見込みです。これに加えて、令和 2 年度および令和 3 年度の異常出水に伴う堆積土砂については、災害復旧事業により約 11 万m^3 (R2 約 27 万m^3) を撤去する見込みです。(実績は 5 月に集計予定)</p> <p>このうち、5 河川においては、河川の上下流で撤去を実施するなど、市町と連携した堆積土砂の撤去を実施する予定です。</p> <p>また、農林水産部が所管する「災害に強い森林づくり推進事業 (みえ森と緑の県民税)」の令和 3 年度実施候補箇所の選定にあたり、河川の状況を考慮して調整した結果、下流河川への効果が見込まれる 10 箇所について、事業を実施しています。</p> <p>さらに、これまでの堆積土砂撤去実績と当該年度の撤去箇所について、河川課及び各建設事務所のホームページにて段階的 (公表時期: 7 月、10~2 月) に公表しています。</p>
<p>令和 4 年度以降 (取組予定等)</p> <p>今後も、河川パトロール等により河川内の堆積土砂及び雑木等の状況確認を行い、河川管理上、優先度の高い箇所を市町と協議を行い、堆積土砂の撤去及び河川内の雑木の伐採を進めていきます。</p> <p>また、令和 3 年に発生した台風等の影響により堆積した土砂については、引き続き災害復旧事業で撤去する予定です。</p> <p>さらに、引き続き、市町や農林水産部と情報共有を行い、市町管理区間を含めた河川全体の堆積土砂の効果的な撤去や発生抑制対策を進めるとともに、砂利採取制度の拡充により、官民連携の強化も図りながら取り組みます。</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 県土整備部

監査の結果
<p>2 財務以外の事務の執行に関する意見</p> <p>事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 発注工事において土壌汚染対策法に基づく手続きの未届事案が2件あった。(桑名建設事務所)</p> <p>(2) 発注工事において土壌汚染対策法に基づく手続きの未届事案が4件あった。(鈴鹿建設事務所)</p> <p>(3) 発注工事において土壌汚染対策法に基づく手続きの未届事案が2件あった。(津建設事務所)</p> <p>(4) 発注工事において土壌汚染対策法に基づく手続きの未届事案が6件あった。(松阪建設事務所)</p> <p>(5) 発注工事において土壌汚染対策法に基づく手続きの未届事案が6件あった。(伊勢建設事務所)</p> <p>(6) 発注工事において土壌汚染対策法に基づく手続きの未届事案が7件あった。(伊賀建設事務所)</p> <p>(7) 発注工事において土壌汚染対策法に基づく手続きの未届事案が2件あった。(熊野建設事務所)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>a 再発防止のため、令和3年4月に土壌汚染対策法に基づく届出の義務について周知する通知を发出了しました。(技術管理課)</p> <p>b 令和3年5月に各発注機関において当該年度の土壌汚染対策法に基づく届出の対象となる事業の一覧表を作成し、届出が必要な案件をしっかりと認識できるようにしました。一方、漏れなく届出事務を行うため、この一覧表を令和3年6月に届出先(各地域防災総合事務所環境室等)へ事前に情報提供を行いました。(技術管理課、桑名建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、伊賀建設事務所、熊野建設事務所)</p> <p>c 令和3年5月に届出対象とした77件及びその後に届出対象となった3件(合計80件)のうち、工事未着手箇所14件、環境室との協議により届出不要となった4件を除く62件について届出を行っています。(桑名建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、伊賀建設事務所、熊野建設事務所)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>毎年度当初に、土壌汚染対策法に基づく届出の義務について周知するとともに、土壌汚染対策法に基づく届出の対象となる事業の一覧表を作成し、届出先(各地域防災総合事務所環境室等)へ事前に情報提供を行います。(技術管理課、桑名建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、伊賀建設事務所、熊野建設事務所)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (8) 保存期間満了前の公文書を誤って廃棄していた。(北勢流域下水道事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 廃棄予定のために集約していた他の公文書ファイルと、保存期間の満了していない公文書ファイルを同室保管したことにより、混在させてしまい誤って一緒に廃棄してしまいました。 公文書が、適切に保管されなかったことから、誤って廃棄処分を行ってしまったため、次のとおり、公文書管理を徹底することにより、再発防止に努めました。 a 廃棄対象の公文書ファイルと、保存が必要な公文書ファイルを、同じ部屋で保管しないよう徹底しました。 b やむを得ず移動させた公文書は、長期間別の場所に仮置きせず、本来の保管場所に戻すことを徹底しました。 c 公文書廃棄の際には、担当課が責任をもって廃棄年度を再確認するよう、職員への周知徹底を行いました。 d 事務所内全職員を対象に、文書管理に関する研修会を2回実施しました。(北勢流域下水道事務所)
2 今後の方針(取組予定等) 公文書の廃棄時には細心の注意を払い、同様の事案が発生しないよう職員への周知徹底を行い、適正な公文書管理に努めます。(北勢流域下水道事務所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① 収入未済額が令和2年度末現在 107,235,503 円あり、前年度と比べて 106,244 円増加していた。 (港湾・海岸課、住宅政策課、桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所)</p> <p>② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (県土整備総務課、道路管理課、河川課、港湾・海岸課、施設災害対策課、住宅政策課)</p> <p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>①～②</p> <p>a 【弁償金】</p> <p>当債権は工事受注者の施工不良に対して、県が行った補修工事費用です。平成31年3月の水管理・国土保全局の会計検査において、平成27年度に四日市建設事務所が発注した、二級水系朝明川水系田光川砂防設備災害復旧工事の床固工取付護岸の根入れが不足しているとの指摘を受けました。会計検査後に現地を確認したところ、左岸護岸工 43.3m について必要な根入れ深さ 1m が確保されておらず、施工不良であることが判明しました。</p> <p>本来は工事受注者が補修工事を行うべきですが、工事受注者が破産手続に入り、工事受注者による補修工事が見込めなかったこと、また根入れ不足をそのまま放置すると、洗堀が進行し護岸が崩壊する恐れがあり、早期の対応が必要であったことから、県が補修工事を発注し、令和元年5月29日から工事に着手し、令和元年10月10日に完成しました。</p> <p>この補修工事費については、工事受注者の破産管財人が全額を破産債権として認めていることから、令和2年3月5日付けで破産管財人に対して納入通知書を送付しましたが、他に未確定の破産債権があり、地域機関の出納閉鎖日である令和2年4月30日までに納付がないため、収入未済となりました。</p> <p>破産管財人に対して、令和2年4月15日付けで督促状、4月30日及び12月4日付けで催告状を送付しました。</p> <p>令和3年2月5日に開催された債権者集会で、破産債権が確定した旨の報告があり、3月25日に1,330,807 円の配当金を収納しました。</p> <p>令和3年5月14日に開催された債権者集会(任務終了計算報告集会)後、裁判所により同日付けで破産手続終結決定となったことから、不納欠損処分の手続きを行い、7月1日に18,362,493 円を不納欠損としました。 (四日市建設事務所)</p> <p>b 【行政代執行費用】</p> <p>当債権は、廃船撤去にかかる行政代執行費用です。債務者は、令和元年9月から分割納付を開始しており、これまでに、710,000円(令和4年3月末)を納付しています。</p> <p>面談や電話にて、債務者の生活状況の確認を行いました。また、財産調査を行いました。未収金に充当できる財産は確認できませんでした。</p> <p>なお、令和3年度債権処理計画(回収対象)の目標額 240,000 円に対し、令和4年3月末現在の実績額は 240,000 円でした。今後も債権回収に努めていきます。 (港湾・海岸課)</p> <p>c 【県営住宅使用料等】</p> <p>新たな滞納金の発生防止と収入未済額の減少を目的に、入居者とその連帯保証人に対して、電話や文書で督促するとともに、嘱託員による定期的な個別訪問を実施しました。また、高額滞納にならないように、適宜、職員と嘱託員が夜間・休日に個別訪問し、入居者の経済状況を把握し納付を指導しました。</p> <p>県営住宅を退去した入居者とその連帯保証人については、定期的に住所や生活保護受給状況を把握するとともに、適宜、財産調査を実施しました。また、電話や文書による督促を通じ、確実な分割納付を促しました。</p> <p>これらの取組により、令和2年度末現在 13,655,235 円あった過年度収入未済額は、令和4年3月末現在で 9,944,195 円まで縮減しました。</p> <p>また、令和3年度債権処理計画(回収対象)の目標額(県営住宅使用料等) 3,235,679 円に対し、令和4年3月末現在の実績額は 3,571,640 円であり、目標は達成できました。 (住宅政策課)</p> <p>d 【道路管理費負担金、河川使用料等】</p> <p>債務者に対して、督促状の送付、電話や訪問による催告を繰り返し行うなど、粘り強く未収金の徴収に努めました。</p> <p>令和3年4月27日付けで未収金対策についての通知文書を道路管理課、河川課、防災砂防課、港湾・海岸課の連名で発出し、早期納付に向けた取組を依頼しました。また、令和3年12月を未収金解消のための徴収強化月間とし、債務者への電話催告、訪問、預金調査などを実施し債権回収に努めました。 (道路管理課、河川課、港湾・海岸課、桑名建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、</p>
--

伊勢建設事務所、志摩建設事務所)

収入未済額が令和2年度末現在8,910,706円ありましたが、令和3年度末現在の収入未済額は、8,373,404円に縮減しました。

(桑名建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所)

なお、令和3年度債権処理計画(回収対象)の目標額2,026,491円に対し、令和3年度末現在の実績額は59,890円であり、粘り強く未収金の徴収に努めましたが、目標の達成はできませんでした。

(県土整備総務課、道路管理課、河川課、港湾・海岸課)

2 今後の方針(取組予定等)

①～②

a 不納欠損としたため、特になし。

b 今後も、分割納付が確実に継続されるよう、債務者の動向を注視していきます。

なお、分割納付期間においても定期的に預金調査を行い、未収金に充当できる財産が発見された場合は適正に対処していきます。(港湾・海岸課)

c 令和3年度と同様、新たな滞納金の発生防止と収入未済額の減少を目的に、入居者やその連帯保証人に対し、電話や文書で督促するとともに、嘱託員による定期的な個別訪問を実施します。

また、高額滞納防止のため、職員と嘱託員による夜間・休日の個別訪問により、入居者の経済状況を把握し、個々の入居者に応じた納付指導を行っていきます。

退去した入居者とその連帯保証人については、引き続き、住所や生活保護状況を把握するとともに、必要に応じ、財産調査を行っていきます。(住宅政策課)

d 引き続き、収入未済額の縮減に向け、未収金解消のための強化月間を設定するなど、債権回収の強化を図るとともに、占用許可時等に債務者へ期限内納付を依頼するなど、発生防止に向けた取組や預金差押えを進めていきます。

(道路管理課、河川課、港湾・海岸課、桑名建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 県土整備部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 収入事務 ① 物品売払収入の算定誤りにより歳入戻出を行っていた。 (松阪建設事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 売払物品（公共土木施設パトロール車）の引き渡し時に、見積依頼時の現況写真と現物が異なると相手方からの申し出があったため、歳入戻出により減額分の返還を行いました。 この原因は以下のとおりでした。 ・ 見積依頼時の現況写真は、本来引渡時に取り外す回転灯が載せてある状態であり、仕様書に取り外して引渡す旨を記載すべきところ、その記述なく見積依頼を行った。 このため、次の内容を再発防止として講じました。 ・ 物件売払いの仕様書を作成する場合、どのような状態で売払いを行うかを想定し、起案者以外の他者と仕様書の内容の確認を行ったうえで仕様書の作成を行う。 ・ 事後、同じ仕様書を流用して発注を行う場合を考慮し、誤りのあった仕様書を、本来見積時に提示すべき仕様書に修正を行う。
2 今後の方針（取組予定等） 同様の事案が再発しないよう、講じた措置について職員への周知徹底を行い、再発防止に努めていきます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア その他の支出事務</p> <p>① 携帯電話料金の払込書未処理による支払遅延があった。(県土整備財務課)</p> <p>② 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。(鈴鹿建設事務所)</p> <p>③ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。(松阪建設事務所)</p> <p>④ 修繕料の支払先誤りにより歳出戻入を行っていた。(松阪建設事務所)</p> <p>⑤ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。(志摩建設事務所)</p> <p>⑥ 通信運搬費の二重払いにより歳出戻入を行っていた。(伊賀建設事務所)</p> <p>⑦ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。(熊野建設事務所)</p> <p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 携帯電話料金について、支出命令決裁後、出納員による支出審査確定処理を行いました。当該支払いが「払込書払」であるにもかかわらず、「払込書」を三重県指定金融機関へ提出する手続きを失念していました。支払期限から約1か月後、相手方から督促通知が届き、未払いとなっていることが判明したため、支出手続きをやり直しました。</p> <p>今回の事案発生後、課内で情報共有・注意喚起を行うとともに、「請求書処理簿」を作成(令和2年10月1日から運用)し、請求書受領から支払確定、払込書送金依頼書提出有無のチェック等、支出手続きの進捗状況を職員間で確認し合えるようにしました。(県土整備財務課)</p> <p>② 『積算参考資料(本工事費内訳表)』等に明示される積算条件は、積算システムにより自動出力されますが、今回の電子調達システムに掲載した積算参考資料の条件が設計書の条件と一部が異なっていました。検算の過程で積算システム及び積算参考資料の修正を行なったものの、積算システム修正前に作成された古い積算参考資料がPPIに添付されたことが判明しました。</p> <p>積算参考資料等の修正を行った場合、新旧の添付誤りを避けるため、修正後のファイルのみを保存するよう運用を徹底するとともに、設計積算時及び電子調達システム添付時のチェックリストによる確認を徹底し、再発防止に努めました。(鈴鹿建設事務所)</p> <p>③ 設計金額が、諸経費を概算による率で積算していたことが判明したため、入札を中止しました。この原因は以下のとおりでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一度積算を行った設計金額を入札公告日に合わせ最新の単価適用となるように更新する場合、諸経費率が積算システムの初期状態である概算による率に戻ることを積算担当者が認識不足のまま積算を行った。 検算時上記誤りに気付かず検算を行った。 <p>このため、次の内容を再発防止策として講じました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一度積算を行った設計金額を最新の単価適用となるよう更新する場合、諸経費率を再度正しい率で適用し積算を行う必要があることを事務所内で情報共有しました。 検算時には諸経費率が分かる資料で確認し、検算を行うこととしました。(松阪建設事務所) <p>④ 支払先誤りについて、起案者による支出関係書類の確認が十分でなかったこと、決裁時に回議者、決裁権者による確認も十分でなかったことが重なったため、ミスが発生しました。</p> <p>起案者が支出関係書類の内容を確認したことが分かるよう、色鉛筆等でチェックし、また、回議者も同様に確認したことが分かるよう、他の者と異なる色を使用してチェックし、決裁者はその確認を行ったうえで決裁することとしました。(松阪建設事務所)</p> <p>⑤ 工事に係る入札案件において、開札時に入札金額が一部の業者で異なる金額になっていたため再度内容について確認したところ、特記仕様書に明示した条件と異なる積算内容で設計計上になっていることが判明したため、入札を中止しました。このことについては、事務所内で情報を共有し、検算時に条件のチェックを徹底することで再発防止に努めました。(志摩建設事務所)</p> <p>⑥ 決算時期に早めの請求を依頼したところ、通常とは別に請求書が送付され、その請求書で支払いを行いました。その後、同月分の通常の請求書が発行され、届きましたが、担当者が不在で、早めに請求を依頼した旨の情報が共有もされていなかったため、他の職員が翌月分の請求と勘違いして、二重に支払いを行ったものです。相手方からの指摘により判明し、歳出戻入を行いました。</p> <p>課内での情報共有の徹底を図るため定期的に課内の打合せを行うとともに、請求書と検査記録調書の突合や請求内容の確認等を複数人で行うようにしました。(伊賀建設事務所)</p>
--

⑦ 一抜け方式試行案件対象工事の1本目として開札を行ったところ、1者を除く残りの参加業者が最低制限価格と予定価格の間の同一金額での入札となっていたことから、再度積算内容を確認したところ、最新の積算基準を適用して積算をしていたが、積算参考資料には改定前の古い積算基準を適用していると誤表記をしていることが判明したため、入札を中止しました。

積算基準の適用版の確認が不十分であったことから、工事統括課で積算基準の「最新版一覧表」を作成し適時更新を行うこととし、競争入札審査会や所内の監督員会議等の機会に周知徹底を行い、設計者は、この「最新版一覧表」を常に確認し、適用する積算基準の適用版を理解した上で設計書作成を行い、検算及び決裁の過程では、この「最新版一覧表」により積算参考資料の「積算基準適用版」の表記に誤りが無いか複数名がチェックすることで、再発防止に努めました。
(熊野建設事務所)

2 今後の方針（取組予定等）

①～⑦

同様の事案が再度発生しないよう、引き続きチェック体制の強化や職員への周知の徹底を行い、適切な事務処理に努めます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 公有財産の管理</p> <p>① 道路管理瑕疵による事故が2件発生していた。(桑名建設事務所)</p> <p>② 道路管理瑕疵による事故が発生していた。(四日市建設事務所)</p> <p>③ 道路管理瑕疵による事故が発生していた。(鈴鹿建設事務所)</p> <p>④ 道路管理瑕疵による事故が3件発生していた。(伊勢建設事務所)</p> <p>⑤ 道路管理瑕疵による事故が発生していた。(志摩建設事務所)</p> <p>⑥ 道路管理瑕疵による事故が2件発生していた。(伊賀建設事務所)</p> <p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 1件はコンクリート側溝蓋の損傷が原因で車両が損傷した事案であり、事故後直ちに損傷個所にバリケードにて安全措置をとった後、現場側溝蓋の修繕を行いました。また、もう1件は路面にできた穴ぼこにはまり車両を損傷した事案であり、事故後直ちに事故現場の舗装修繕を行いました。(桑名建設事務所)</p> <p>② 車道を走行していた自転車が横断側溝の隙間により転倒した事案であり、事故後、直ちに応急措置した後、隙間を鋼製で溶接しました。(四日市建設事務所)</p> <p>③ 道路管理瑕疵の原因となった道路沿いの竹林等の伐採を行うとともに、同様に道路沿いで管理瑕疵の恐れのある個所について、事故防止の観点から土地所有者に伐採等を依頼しました。 また、職員に対して出張等に際しては、三重県が管理する道路を利用し、異常を発見した際は直ちに是正又は管理課・保全課に連絡するように周知しました。(鈴鹿建設事務所)</p> <p>④ 3件のうち2件は走行中の車両に倒れてきた木等が直撃した事案、残り1件は走行中の車両が倒木に接触した事案で、共に車両が損傷しました。 原因の倒木等については撤去しました。また、再発防止のため道路パトロールによる点検を強化しました。(伊勢建設事務所)</p> <p>⑤ 道路閉鎖のため設置した単管バリケードが想定外の強風により道路上を移動し、走行中の車と接触した事案であり、事故後、単管バリケードを隣接するガードレール等とロープで連結させ、強風でも移動しないよう措置しました。(志摩建設事務所)</p> <p>⑥ 倒木によって発生した事案について、事故現場周辺の樹木を伐採しました。また、穴ぼこによって発生した事案について、事故現場の舗装修繕を行いました。(伊賀建設事務所)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>①～⑥ 同様の事案が発生しないよう、道路パトロールを強化するとともに、道路の計画的な維持管理に努めていきます。</p>
--

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失（損傷）</p> <p>① 公用車の損傷（修繕額 180,950 円） (鈴鹿建設事務所)</p> <p>② 公用車の鍵の紛失（修繕額 16,610 円） (中南勢流域下水道事務所)</p> <p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① パトロール車に資材を積み込もうとしたところ、リアゲート左下の損傷を発見しました。このため、車両を使用した職員に聞き取りしましたが、損傷原因の特定には至りませんでした。</p> <p>車両を後退させる場合には同乗する職員が必ず誘導するなど事故防止に努めているところですが、再発防止策として、パトロール出発前後に車両点検を徹底することとし、所属職員に対して課内ミーティングで、より一層の安全運転と慎重な車両の取扱いを徹底するように注意喚起を図りました。(鈴鹿建設事務所)</p> <p>② 出張先から帰庁した職員の不注意により、出張で使用した公用車の鍵を紛失しました。</p> <p>警察へ遺失届の手続きを行うとともに、盗難防止対策としてハンドルロックを設置しました。</p> <p>(ハンドルロック設置までの間は始動できないようにバッテリーを外しました。)</p> <p>所内課長会を通じて全職員に情報共有し、物品の適正な使用、同乗者がいる場合は同乗者による鍵返却の最終確認を行わせるなどの再発防止の取組を行うとともに、課内会議などで職員の金品の適正管理に対する意識の向上を図りました。(中南勢流域下水道事務所)</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）</p> <p>①～②</p> <p>同様の事案が発生しないよう、引き続き、適正な管理、使用、事故防止に向けた注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。</p>
--

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 公共用地の未登記</p> <p>① 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 4,720 筆、1,214,538.50 m²ある。 (桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所)</p> <p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 28 年度に策定した過年度未登記土地の処理方針(平成 29 年 3 月 1 日施行)及び平成 29 年度以降の過年度未登記土地の処理に係る取組計画(以下、「取組計画」という。)に基づき、「処理可能なもの」について優先的かつ積極的に未登記処理を行いました。</p> <p>a 処理目標数及び取組成果</p> <p>45 筆を年間処理目標に定め、専門団体である三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等と連携し、処理に取り組んだところ 55 筆を処理しました。</p> <p>b 毎月の処理状況の把握</p> <p>月毎の進捗状況を把握し、進行管理を行いました。</p> <p>c 未登記担当者会議</p> <p>年 3 回開催し、意見交換や情報共有等を行いました。</p> <p>d 未登記処理ヒアリング</p> <p>各建設事務所の状況に応じて各 1～2 回訪問し、未登記処理可能な案件の把握等に努めました。</p> <p>e 取組計画の中間年であったため、これまでの取組を検証し、今後の 5 年間の取組目標について決めました。</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等と連携し、処理方針等に基づいて、処理可能な案件から優先的かつ積極的に未登記処理に取り組みます。</p> <p>平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間で 450 筆と定められた取組計画の処理目標に基づき、今後 5 年間も引き続き第二期として、毎年 45 筆の未登記処理を進めていきます。</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(4) 交通事故</p> <p>職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているため、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。</p> <p>① 物損事故 (負担割合: 県 100%、相手 0%) (物損額: 県 0 円、相手 111,100 円) (四日市建設事務所)</p> <p>② 物損事故 (負担割合: 県 100%、相手 0%) (物損額: 県 0 円 廃車、相手 788,658 円) (治療費等: 県 0 円、相手 192,917 円) (津建設事務所)</p> <p>③ 物損事故 (物損額: 県 199,672 円) (松阪建設事務所)</p> <p>④ 物損事故 (物損額: 県 277,244 円) (松阪建設事務所)</p> <p>⑤ 物損事故 (負担割合: 県 20%、相手 80%) (物損額: 県 137,674 円、相手 150,160 円) (伊賀建設事務所)</p>																
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>①～⑤</p> <p>これまで発生した事故の形態を分析したところ、バック中の事故が多かったことから、バックの際の同乗者による誘導を周知徹底するとともに、以下の取組を行いました。</p> <p>a 管理職等からの呼びかけ</p> <p>職員が公務で外出する際に、管理職等が安全運転の呼びかけを行い、注意不足による事故の防止を図りました。</p> <p>b 「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加</p> <p>交通マナーの向上と交通事故防止を目的として、運転免許を取得している 3 名でチームを組み、お互いに安全運転を呼びかけながら 123 日間の無事故・無違反に挑戦する「無事故・無違反チャレンジ 123」に 170 チーム 510 名の職員が参加し、交通安全意識の向上を図りました。</p> <p>c 安全運転助言検査の受検</p> <p>出納局が実施する安全運転助言検査を 878 名の職員が受検し、自身の運転適性を知り、安全運転意識を高めました。</p> <p>d 交通安全講習会等への参加</p> <p>交通安全講習会等に延べ 369 名の職員が参加し、安全運転意識の向上を図りました。</p> <p>e 過去の事故に関する傾向の分析及び注意喚起</p> <p>県土整備部における過去 5 年間の交通事故の発生状況について、事故形態及び発生時間帯等から傾向の分析を行い、「県土整備部における交通事故の現状」として取りまとめ、職員間で情報共有を図りました。</p> <p>f メールマガジン「交通安全通信」の発信</p> <p>県土整備部における事故の発生状況及び事故の発生防止策等に関する情報をメールマガジン「交通安全通信」として発信することにより、交通事故防止に関する注意喚起を行いました。</p> <p>g 啓発DVDの視聴</p> <p>公務中に加害事故又は自損事故を起こした職員に対して、交通安全に関する啓発DVDを視聴することを義務付け、再発防止を図りました。</p> <p>なお、令和 2 年度、3 年度における公用車の交通事故の発生件数は、次のとおりです。</p> <p>今後も職員の安全運転意識の向上を図るなど、引き続き交通事故防止の取組を推進していきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 2 年度</th> <th>令和 3 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自損事故</td> <td>10 件 (77%)</td> <td>7 件 (44%)</td> </tr> <tr> <td>物損事故</td> <td>3 件 (23%)</td> <td>8 件 (50%)</td> </tr> <tr> <td>人身事故</td> <td>0 件 (0%)</td> <td>1 件 (6%)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>13 件</td> <td>16 件</td> </tr> </tbody> </table>			令和 2 年度	令和 3 年度	自損事故	10 件 (77%)	7 件 (44%)	物損事故	3 件 (23%)	8 件 (50%)	人身事故	0 件 (0%)	1 件 (6%)	計	13 件	16 件
	令和 2 年度	令和 3 年度														
自損事故	10 件 (77%)	7 件 (44%)														
物損事故	3 件 (23%)	8 件 (50%)														
人身事故	0 件 (0%)	1 件 (6%)														
計	13 件	16 件														
<p>2 今後の方針 (取組予定等)</p> <p>①～⑤</p> <p>引き続き、交通事故防止に関する注意喚起等の取組、及び「無事故・無違反チャレンジ 123」や交通安全講習会への参加を通じた交通事故防止に関する注意喚起等を進め、交通事故の発生防止に着実に取り組んでいきます。</p>																

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 県土整備部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (5) その他 財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ① 金品亡失（損傷）報告書等の提出が遅延していた。 (都市政策課)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 課内職員に対し、金品亡失（損傷）時における取り扱いを示し、事案が発生した場合は速やかに報告書を提出するよう周知徹底を図りました。 (都市政策課)
2 今後の方針（取組予定等） ① 引き続き職員に注意喚起を行うとともに、金品亡失（損傷）が発生した場合は遅滞なく報告を行います。 (都市政策課)

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 デジタル社会推進局

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (社会全体のDX及び行政DXの推進)</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって、在宅勤務やオンライン会議等、非接触・非対面での新しい生活様式への対応が社会の要請になる中、社会や行政におけるデジタル活用の面で遅れが顕在化し、デジタル社会の形成による利便性の向上及び業務の効率化は迅速に取り組むべき課題となっている。また、AIやRPA等の新技術の導入や専門性の高い分野で活躍できる人材の育成や確保を進めることで、県内市町を含めた行政のDXの推進に努める必要が生じている。</p> <p>これまで、地域の課題解決や活性化の起爆剤として期待されているスタートアップ支援や空の移動革命の推進に取り組むとともに、行政のDXの推進に向けては、在宅勤務システムの導入等による県庁DXの推進や、県と市町で構成するスマート自治体推進検討会議の開催等による三重県全体での取組を進めてきたところである。</p> <p>今後は、国の動向を注視しつつ、市町と連携し、社会全体のDXと行政のDXの推進にかかる取組を迅速かつ効率的に進められたい。 (デジタル戦略企画課、スマート改革推進課、デジタル事業推進課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和3年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>社会全体のDXの推進では、県民の皆さんや事業者、市町・県庁各部署がDXに取り組む「第一歩」を踏み出すことを応援するため、DXを牽引する専門家や企業と連携した「みえDXセンター」を設置しました。また、創業・第二創業(スタートアップ)を促進するため、先輩起業家や三重県ゆかりのクリエイティブ人材等のネットワークを活用した支援により、スタートアップの育成が自律的・継続的に行われる「とこわかMIEスタートアップエコシステム」の構築を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い発生した、社会課題・地域課題の解決や「新たな日常」の実現に向けて、革新的なビジネスモデルの実証実験や社会実装の支援を行う、「クリ“ミエ”イティブ実証サポート事業」に取り組みました。さらに、ドローンや「空飛ぶクルマ」の活用により、交通や観光、防災等の地域課題を解決し、地域における生活の質の維持・向上等を図るため、実証実験の誘致や社会受容性の向上に努めました。</p> <p>行政のDXの推進では、コロナ禍における業務継続性を確保するため、引き続き、在宅勤務システムやWeb会議システムの利用促進を図りました。さらに、全所属に通信機能付きのモバイル端末を配付し、自宅端末を所有しない職員も在宅勤務システムが使用できる環境を準備しました。また、DX推進の核となる若手職員の育成を行うとともに、全所属でDXについての職場研修を実施し、職員間の意識、理解の差の解消を図りました。さらに、令和2年度までの「スマート自治体推進検討会議」を県と市町がより柔軟に意見交換できる新たな場とする「三重県・市町DX推進協議会」に改め、市町のDXがより促進されるよう、機運の醸成を図るとともに県と市町の一層の連携強化に取り組みました。 (デジタル戦略企画課、スマート改革推進課、デジタル事業推進課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>社会全体のDXの推進では、「みえDXセンター」に寄せられた相談に対し、DXの必要性等を啓発する市町職員向けセミナーの実施や社内においてデジタルツールを導入するにあたっての機運醸成方法など、課題解決に向けた支援を行いました。また、スタートアップ支援では、起業や新規事業展開をめざす18名の方を対象に、ノウハウの指導、先輩起業家等による面談支援を実施し、事業計画の確立と出口戦略の形成を支援するとともに、「クリ“ミエ”イティブ実証サポート事業」では、革新的なビジネスモデル等のアイデアを募集し、実証実験・社会実装の支援を実施しました。(国内外から86者の応募があり、12者が県内をフィールドとして実証実験を実施)</p> <p>さらに、昨年度に実施した環境整備調査及び飛行ルート策定の結果をふまえ、「空飛ぶクルマ」を活用した初期ビジネスモデルの策定やビジネスが地域に定着するための課題と対応策を検討しました。</p> <p>行政のDXの推進では、昨年8月下旬から9月にかけての緊急事態宣言下において、在宅勤務システムやWeb会議を積極的に活用し、出勤時とほぼ同等の業務を継続することができました。また、全所属での職場内研修を通じ、多くの職員にDXの必要性が認識されました。さらに、年4回の「三重県・市町DX推進協議会」に加え、定期的に全29市町と1対1個別相談を実施することで、市町が直面している課題や要望等を直接把握し、迅速な支援につなげることができました。 (デジタル戦略企画課、スマート改革推進課、デジタル事業推進課)</p>
<p>令和4年度以降(取組予定等)</p> <p>国においては、「デジタル田園都市国家構想」の実現をめざし議論が進められる中、県では、こうした動きに対応しつつ、デジタル社会形成を推進するため、市町が取り組むDXの促進、県民の皆さんや県内事業者等によるDXの取組への支援、デジタル技術を活用した地域課題の解決や新産業の創出等に取り組めます。</p> <p>社会全体のDXの推進では、引き続き「みえDXセンター」の取組を通して、多様な主体によるDX取組の推進につなげていきます。また、事業計画の磨き上げやマッチング機会の提供等を通じて、自律的・継続的なスタートアップの創出を促進するとともに、県内で発生している社会課題の克服のため、革新的な技術やサービスの社会実装をめざす事業者等の支援に取り組めます。さらに、ドローンや「空飛ぶクルマ」を活用した民間事業者による実証実験を通じた事業化や県内事業者による将来的なビジネスの展開を促進します。</p> <p>行政のDXの推進では、県庁DXの推進に向け、核となる人材の育成と職員全体の能力向上を図ることで、デジタル技術を活用した課題解決を積極的に進める組織づくりに取り組むとともに、業務効率化や生産性のさらなる向上、県民目線の行政サービス創出に向け、クラウドサービスへの移行や、県と市町・民間事業者等とのデータ連携を可能とする、DX推進基盤の整備等を行います。さらに、市町のDX推進を図るため、市町との連携を一層強化するとともに必要な支援を行います。(デジタル戦略企画課、スマート改革推進課、デジタル事業推進課)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 デジタル社会推進局

監査の結果

2 財務以外の事務の執行に関する意見

事務の執行について、改善を要望する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。

- (1) 県及び市町ホームページにおいて、一時閲覧できない状況があった。 (スマート改革推進課)

講じた措置

1 実施した取組内容

三重県自治体情報セキュリティクラウドにおいて、令和2年9月14日(月)及び令和3年2月3日(水)に発生しました障害について、次の対策を講じました。

(1) 令和2年9月14日(月)への対応

不具合の原因は、2台の冗長構成となっているネットワーク機器の1台(1号機)が停止し、本来はもう1台(2号機)に通信が切り替わるはずが、正常に動作せず、1号機経由での通信を継続し続けたことによるネットワークの停止です。

今回講じた措置として、停止した1号機の再起動を行ったことで正常稼働に復旧しました。なお、1号機については、ハードウェアの異常が見受けられなかったことから機器交換を見送った一方で、今回のように停止した場合でも確実に通信が行われるよう、9月28日(月)に冗長構成の見直しを行いました。

本作業以降、同様の不具合は発生していません。

(※) 冗長構成

情報システムの機器・装置を複数用意し、一部の機器等が故障しても運用を継続できるように構成したものの。

(2) 令和3年2月3日(水)への対応

不具合の原因は、2月3日に実施したネットワークメンテナンスの影響による通信の遮断です。

今回講じた措置として、メンテナンスを行うために事前に設定した内容を削除することで通信が復旧しました。復旧以降、同様の不具合は発生していません。

2 今後の方針(取組予定等)

引き続き、受託事業者による監視やメンテナンス時における動作検証等の徹底を求めています。

なお、自治体情報セキュリティクラウドは、令和3年度に再構築を実施しており、令和3年度中に現行システムから次期システムへの移行を行い、令和4年度から次期システムの運用を開始する予定です。

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 出納局

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (会計事務の支援)</p> <p>(1) 各所属における適正な会計事務を確保するため、きめ細かな相談とフォローアップ、事前・事後の検査、会計事務に係る各種研修を実施しているが、令和2年度の指導件数は227件で、前年度の140件から87件増加している。これは、2年4月から導入された内部統制制度の実効性を確保するため、文書指導基準を見直したことも要因であるが、依然として契約や支出の事務等を中心に軽微なミスや誤った事務処理等が発生している。</p> <p>このような状況を踏まえ、引き続き、会計事務担当職員にとって有益な支援となるよう、それぞれの状況やニーズに合った支援を行われたい。また、内部統制制度がより有効に機能するよう、既存の検査体制やシステムを効率的に活用しながら、基礎評価部局として指導・助言を行われたい。(会計支援課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>令和3年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 各所属からの会計事務に関する相談に対応するとともに、出納局検査(事前・事後)を実施し、不適正事務処理に対する指導を行いました。また、検査後のフォローアップや会計事務に携わる職員の習熟度に応じたOJT研修の充実を図りました。</p> <p>(2) 各種研修については、新型コロナウイルス感染症対策のため、一部の集合研修を中止し、eラーニングのコンテンツを整備して動画配信による自己学習に切り替えました。</p> <p>(3) 様々な研修の機会に、会計事務に携わる職員等の法令遵守・公金管理意識の徹底を行いました。また、ミスの多い事例の周知徹底を図るため「出納かわら版」に出納局検査における指導事例の解説及び解決策を掲載することにより、事務処理ミスの削減に努めました。</p> <p>(4) 出納局検査(事後)において、内部統制制度を踏まえた指導や評価を行っていくことで、会計事務の適正化に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 各種研修については、新型コロナウイルス感染症対策として、前年度に引き続き、一部集合研修を取りやめ、eラーニングを活用した動画配信としましたが、集合研修の参加者数は延べ684人と前年度の615人より69人増加しました。また、eラーニングには、延べ2,973人のアクセスがあり前年度の1,287人より1,686人増加しました。</p> <p>(2) 相談業務については、令和3年度の相談件数は8,050件【前年度8,466件】となりました。令和3年度の指導件数は136件と、前年度の227件より91件減少しました。</p> <p>(3) 各所属から提出された内部統制制度にかかるリスクマネジメントシートの共通リスク基礎評価部局として「財務に関する事務」の整備状況を評価しました。</p>
<p><u>令和4年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1) 適正な会計事務の確保のため、会計事務に関する相談対応、各種研修及びeラーニングのコンテンツ整備、メールマガジンの配信などにより、会計事務担当者のニーズに応じた会計支援を行います。また、出納局検査(事前・事後)を実施するとともに、検査後のフォローアップの充実を図ります。</p> <p>(2) 事後検査において、内部統制制度を踏まえた指導や評価を行うことにより、法令遵守の徹底を図り、会計事務の適正化に努めていきます。</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 出納局

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (物品の適正管理)</p> <p>(2) 金品亡失(損傷)については、令和2年度の報告件数は141件で、前年度の186件から自動車損傷を中心に45件減少しており指導効果は現れているが、パソコン損傷の件数は増加するなど、依然として職員の不注意等による金品亡失(損傷)が発生している。</p> <p>このため、引き続き職員や各所属に対して更なる注意喚起や交通安全意識を徹底するとともに、金品亡失(損傷)の減少につながる有効な対策を図りたい。(会計支援課)</p>
講じた措置
<p><u>令和3年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 令和3年5月31日に総務部長及び出納局長の連名で、知事部局の各所属に対して「金品の適正な管理について」の依命通知を、また、令和3年6月4日に教育長及び出納局長の連名で、教育委員会事務局内所属及び県立学校に対して「金品の適正な管理等について」の通知を行いました。</p> <p>(2) 損害額10万円以上で過失の度合いの大きな案件に対して文書指導を行いました。(令和3年度：文書指導11件(3月末))</p> <p>(3) 出納局が主催する各種研修において、近時の金品亡失(損傷)の状況等を説明し、金品の適正な管理、公金意識の徹底に努めました。</p> <p>(4) 公用車の事故を減少させるため、安全運転診断(2,373人)を実施しました。運転者が安全運転するうえで重要な安全運転の態度・意識の診断及び安全運転についてのアドバイスを受け、職員各自が運転する際に常に意識してもらうことで、運転技術の向上や交通安全意識の啓発に努めました。(8月～12月にかけて実施)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>総務部長、教育長等との連名による通知や出納局検査、各種研修会等、様々な機会を利用して意識啓発等を行っています。なお、令和3年度における金品亡失(損傷)の報告件数は157件と前年度の141件より16件増加しました。今後もパソコンの適正な使用についての啓発や安全運転にかかる研修などにより、職員に対して物品の適正な利用を啓発し、金品亡失(損傷)の減少に取り組みます。</p>
<p><u>令和4年度以降(取組予定等)</u></p> <p>令和3年度においても、依然として職員の不注意による金品亡失(損傷)が発生していることから、各種研修会等を利用し、金品の適正な管理を指導していきます。特に公用車やパソコンの損傷については、発生件数が多いため「出納かわら版」を活用し、発生状況や傾向等の情報を提供し、注意喚起を行います。また、発生状況に応じて関連部署と連携し発生防止に努めます。</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 企業庁

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (計画的な施設改良の推進等について)</p> <p>(1) 水道事業及び工業用水道事業においては、平成 29 年度から令和 8 年度までを計画期間とする三重県企業庁経営計画並びに水道施設改良計画及び工業用水道施設改良計画により、主要施設等の耐震化や老朽化した施設・設備の更新を実施している。また、近年の台風や集中豪雨等に伴う全国的な浸水被害、土砂災害被害及び長時間停電の発生状況や「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」(平成 30 年度～令和 2 年度)等を踏まえ、令和 2 年度は、浸水対策及び土砂災害対策の検討が必要な施設の特定を行うとともに、長時間停電対策として、非常用発電設備の更新工事に併せ、燃料貯蔵タンクの増量に着手している。</p> <p>今後も引き続き、主要施設等の耐震化や老朽化した施設・設備の更新を計画的に進めるとともに、令和 2 年 12 月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」等を踏まえ、浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策の取組を推進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(水道事業課、工業用水道事業課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>令和 3 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>三重県企業庁経営計画(平成 29 年度～令和 8 年度)、水道施設改良計画(平成 29 年度～令和 8 年度)及び工業用水道施設改良計画(平成 29 年度～令和 8 年度)(以下、「経営計画等」という)に基づき、主要施設や管路の耐震化等を計画的に推進しました。</p> <p>また、浸水対策及び土砂災害対策について対策の基本検討業務を行うとともに、長時間停電対策に取り組みました。</p> <p style="text-align: right;">(水道事業課、工業用水道事業課)</p> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道事業については、高野浄水場の 2 浄水処理施設の耐震補強工事を実施するとともに、鍛冶屋調整池の耐震詳細設計業務及び長谷調整池の耐震詳細診断業務を実施しました。 管路は、特に液状化が想定される地域に埋設されている被害率の高い管路など、約 3.7 km の布設替工事を完了する予定でしたが、日本水道協会品質認証の取得に関する水道管塗料の不適切行為事案により管材料の出荷が一時停止となったことから、工事の一部を完了できず、管路の耐震化の実績は約 2.5 km となりました。残る約 1.2 km は翌年度、早期に完了する見込みです。 また、浸水対策及び土砂災害対策については、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある水道施設のうち、現地調査により浸水しないことなどが確認できた施設を除いた 12 施設の基本検討業務を行い、対策が必要な施設は 9 施設(工業用水道との共有施設 1 施設を含む)であることを確認し、それらの対策案を検討しました。長時間停電対策については、令和元年度から実施していた南勢志摩水道用水供給事業の導水ポンプ所非常用発電設備の更新工事において、燃料貯蔵タンクの増量を実施し、令和 3 年度に完成しました。 工業用水道事業については、伊坂浄水場 4 浄水処理施設と山村浄水場(1 系) 4 浄水処理施設の耐震補強工事を実施し、全 3 浄水場(沢地、伊坂、山村)の 25 浄水処理施設の耐震化が完了しました。 管路は、重要度の高い主要幹線等、約 3.5 km を更新し、老朽化対策とともに耐震化を進めました。 また、浸水対策及び土砂災害対策については、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある工業用水道施設のうち、現地調査により浸水しないことなどが確認できた施設を除いた 9 施設の基本検討業務を行い、対策が必要な施設は 7 施設(水道との共有施設 1 施設を含む)であることを確認し、それらの対策案を検討しました。 なお、土砂災害警戒区域内にある施設については、対策が不要であることを確認しました。 <p style="text-align: right;">(水道事業課、工業用水道事業課)</p>
<p><u>令和 4 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>経営計画等に基づき、主要施設等の耐震化及び老朽化した施設・設備の更新を計画的に進めるとともに、浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策に取り組んでいきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道事業については、高野浄水場の残る 4 浄水処理施設の耐震化を進め、計画期間内に全 5 浄水場の全 49 浄水処理施設の耐震化を完了するよう進めていきます。また、計画期間内に調整池 3 池の耐震化を進めていきます。 管路は、被害率の高い管路など約 23.9 km の耐震化に加えて、布設後 40 年以上を経過した管路約 10.2 km をあわせた 34.1 km の耐震化を優先して進めていきます。 また、浸水対策及び土砂災害対策について、基本検討業務の結果を踏まえ、対策工事を進めていきます。 長時間停電対策については、非常用発電設備の更新工事に合わせ、燃料貯蔵タンクの増量を進めていきます。 工業用水道事業については、全 3 浄水場の 25 浄水処理施設の耐震化が完了したことから、今後は、浄水場の排水処理施設や配水池等の耐震化を進め、計画期間内に 6 施設の耐震化を進めていきます。 管路は、特に重要度の高い主要幹線や布設年度の古い配水管路、ライフラインユーザー向け配水管路などを中心に、約 22.1 km の耐震化を優先して進めていきます。 また、浸水対策及び土砂災害対策について、基本検討業務の結果を踏まえ、対策工事を進めていきます。 長時間停電対策については、非常用発電設備の更新工事に合わせ、燃料貯蔵タンクの増量を進めていきます。 <p style="text-align: right;">(水道事業課、工業用水道事業課)</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 企業庁

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (RDF焼却・発電事業の円滑な終了及び事業の総括について)</p> <p>(2) 三重ごみ固形燃料発電所でのRDFの焼却・発電は、令和元年9月17日をもって終了し、同年12月21日付けで電気事業法における「三重ごみ固形燃料発電所」を廃止したことから、令和2年度は施設の撤去に着手するとともに、RDF処理委託料の清算などを進めた。また、RDF焼却・発電事業の総括については、平成28年3月に「RDF焼却・発電事業のこれまでの総括」として報告をしているが、令和2年度においては最終的な総括等を行うための基礎資料の取りまとめなどに取り組んだ。</p> <p>今後は、引き続き円滑な事業終了に向けて取り組むとともに、関係部局と連携して、環境政策、安全及び事業構築・運営の各視点で事業全体の検証を行い、関係市町からの意見なども確認しながら、事業の最終的な総括に向けた取組を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(電気事業課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>令和3年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ RDF焼却・発電施設の撤去工事については、周辺環境や安全対策に十分配慮して撤去を進めるとともに、工事の情報をホームページへの掲載や地域住民への回覧により定期的に発信しました。 また、計画的に施設周辺の環境調査を実施しました。 ・ 県と関係市町で構成する「三重県RDF運営協議会総務運営部会」を開催し、令和3年度のRDF処理委託料の清算について、金額や事務手続等を確認していただきました。 ・ 事業の総括に向けて、関係市町等から事業に対する意見の聴き取りを行いました。それらを踏まえ、関係部局と連携して、事業構築、事業経営、環境政策及び安全の各視点で事業全体の検証を進めました。 <p style="text-align: right;">(電気事業課)</p> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設のうち発電施設及び貯蔵施設については、施設の解体が完了し、基礎杭の撤去を進めています。焼却施設については、炉内のダイオキシン類を含む付着物の除去が完了し、施設の解体を開始しました。汚染土壌については、土の入替えを完了しました。 また、地域住民や学識経験者等で構成する「RDF焼却・発電施設の撤去に伴う安全管理会議」を令和3年5月と令和4年2月に開催し、周辺環境の調査結果や安全対策の実施状況等を確認いただきました。 ・ 「三重県RDF運営協議会」の決議に基づくRDF処理委託料の清算金の支払を令和4年1月に完了し、3月に「三重県RDF運営協議会」を解散しました。 <ul style="list-style-type: none"> <令和2年度清算額 300,000,000円> <令和3年度清算額 413,420,701円> ・ 事業の総括については、令和4年3月に所管する常任委員会へ報告し、中間報告書を取りまとめました。 <p style="text-align: right;">(電気事業課)</p>
<p><u>令和4年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>引き続き、RDF焼却・発電事業の円滑な終了に向けて、周辺環境や安全対策に十分配慮して施設の撤去を進めるとともに、すべての業務が終了する令和5年3月に最終報告が行えるよう、関係部局と連携して事業の総括を進めます。</p> <p>また、電気事業の廃止及び財産の引継ぎについて関係部局と連携して進めます。</p> <p style="text-align: right;">(電気事業課)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 企業庁

<p>監査の結果</p> <p>2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。 (1) 酒気帯び運転による交通事故が発生していた。 (南勢水道事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容 所属の全職員に対して酒気帯び運転に至る経緯を説明し、交通法規を含めた法令遵守について周知徹底を図るとともに、次の取組を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 朝礼時の注意喚起 毎朝の朝礼時に、交通安全に係る注意喚起を行いました。・ 各種研修会への参加 安全運転管理者が外部講習に参加し、所内で交通安全研修を年2回実施しました。また、無事故・無違反チャレンジ123や安全運転診断アドバイスの外部ツールを活用し、交通法規遵守・交通安全に対する意識向上を図りました。・ 公用車運転時のアルコール検査 出張時にアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無を確認し、記録簿に記入することで、飲酒運転に対する意識向上に努めました。 (南勢水道事務所) <p>2 今後の方針(取組予定等) 引き続き、上記取組を継続していくことで、交通事故の発生防止に努めます。 (南勢水道事務所)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 企業庁

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① 収入未済額が令和2年度末現在 6,237,459 円あり、前年度と比べて 5,601,159 円増加していた。 (工業用水道事業課、北勢水道事務所)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① ・ 収入未済額のうち 636,300 円は、工業用水道料金であり、平成 26 年 7 月に「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」第 11 条第 1 項に基づく徴収停止を行い、毎年債務者の商業法人登記調査や財産調査、及び事業再開の可能性の調査等を行うなど、債務者の状況の確認を行ってきました。今年度においても同様の調査を行い、法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないことが確認できたため、同条例第 13 条第 1 項による債権放棄の手続を行いました。</p> <p>・ 収入未済額のうち 5,500,000 円は、給水予定企業の給水施設に係る工事負担金であり、令和 2 年 12 月 18 日に債務者の破産手続が開始され、破産管財人による手続が進められていることから、債権者集会に出席し、破産手続の進捗状況等の情報収集を行いました。 (工業用水道事業課)</p> <p>・ 収入未済額のうち 98,209 円は、工業用水道料金であり、催告を行った結果、令和 3 年 5 月 21 日に全額入金されました。</p> <p>・ 収入未済額のうち 2,950 円は、土地使用料であり、債務者が死亡のため、相続人の所在調査等を行いました。納付に至っていません。収入未済額が取立てに要する費用に満たないと認められることから「三重県公債権の徴収に関する条例」第 12 条第 3 号に基づく徴収停止手続を行いました。 (北勢水道事務所)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① ・ 収入未済額 5,500,000 円については、引き続き、債権者集会に出席し情報収集を行うとともに、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」に従い、適正な債権管理に努めます。 (工業用水道事業課)</p> <p>・ 収入未済額 2,950 円については、引き続き、「三重県公債権の徴収に関する条例」に従い、適正な債権管理に努めます。 (北勢水道事務所)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 企業庁

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア その他の支出事務</p> <p>① 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。</p> <p style="text-align: right;">(北勢水道事務所)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>ア その他の支出事務</p> <p>① 公共工事の総合評価案件で開札を行ったところ、入札参加者全者の入札金額が調査基準価格を下回ったことから、再度積算内容を確認した結果、設計書の計上内容に誤りが判明したため、入札を中止しました。</p> <p>従来から積算業務の正確性を図るため、チェックシートを作成し適宜内容の見直しを行い、複数の職員で積算内容を確認するなどしてきましたが、今回の事案が発生したことから、改めて職員への注意喚起やチェックリストの見直しなどを行い、再発防止に取り組みました。</p> <p style="text-align: right;">(北勢水道事務所)</p>
<p>2 今後の方針 (取組予定等)</p> <p>ア その他の支出事務</p> <p>① 同様の事案が再度発生しないよう、定期的に積算やチェック方法の研修を実施することとし、職員の意識向上とスキルアップを図り、適切な事務処理に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(北勢水道事務所)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 企業庁

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 財務管理等の状況 財務管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 公共用地の未登記 ① 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ1筆、13.20㎡ある。 <p style="text-align: right;">(北勢水道事務所)</p>
講じた措置
1 実施した取組内容 ア 公共用地の未登記 ① 当該未登記土地については、水道管を布設するために売買契約を締結しましたが、契約相手方の相続の関係で所有権移転登記が困難な案件となり、売買代金の支払も完了していませんでした。 しかし、その後、当該土地を企業庁で取得する必要がなくなり、当該売買契約を合意解除したことで未登記は解消されました。 <p style="text-align: right;">(北勢水道事務所)</p>
2 今後の方針(取組予定等) ア 公共用地の未登記 ① 今後とも、未登記事案が発生することがないよう用地買収を進めます。 <p style="text-align: right;">(北勢水道事務所)</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 病院事業庁

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (病院事業の健全な経営と中期経営計画の推進)</p> <p>(1) 令和2年度病院事業会計については、新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)の影響による入院・外来患者数の減少により、医業損益は前年度に比べ約4億730万円悪化したが、感染症対策に係る国からの交付金等により一般会計繰入金が増加したことなどから、収益的収支は約4億4,091万円の黒字となった。また、未処理欠損金(累積欠損金)は改善があったものの、依然として約88億円と多額である。</p> <p>「三重県病院事業 中期経営計画(平成29年度～令和2年度)」の成果目標については、感染症の影響もあり、達成項目は計画期間内で最も少なくなった。そのような中、令和3年度からの次期中期経営計画については、令和2年度において策定予定であったが、中期的な見通しが困難な状況であったことから、令和3年度の計画については、計画期間を1年間延長し単年度計画として策定した。</p> <p>このため、感染症の状況を踏まえ、感染症が事業運営に与える影響に留意しながら、計画の目標達成に向けて取り組み、医業収益の確保を図るなど、経営の健全化に努めるとともに、各病院がそれぞれの役割・機能を十分に発揮できるよう、各病院を取り巻く環境や求められる医療ニーズを踏まえ、次期中期経営計画を策定された。</p> <p>こころの医療センターでは、一般会計繰入金の増加により、平成28年度以来4年ぶりとなる黒字となった。適切かつ円滑な病床管理による診療単価の増加等の成果が出ており、引き続き、経営の健全化に努められたい。また、今後も精神科医療の中核病院として、精神科救急・急性期医療及び認知症治療、依存症治療等の専門的医療を提供するとともに「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という精神科医療の方向性を踏まえ、多様な医療ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供に努められたい。</p> <p>一志病院では、8年連続の黒字であるため、引き続き、健全な経営に努められたい。また、地域の過疎化、高齢化が進み、住民の医療ニーズがより一層高まっている中、総合診療医やプライマリ・ケアを担う人材育成に取り組むとともに、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践に取り組むなど、引き続き、地域に最適な医療サービスの安定的な提供に努められたい。</p> <p>志摩病院では、令和4年度からの新たな指定管理に係る基本協定を締結したことから、これを見据え、志摩地域の中核病院として、地域のニーズや状況に応じた役割・機能を提供できるよう、準備を進められたい。また、医師の確保や診療機能の充実強化等に取り組むことにより、経営改善が着実に進められるよう指定管理者に対する指導や支援を行われたい。(県立病院課)</p> <p>講じた措置</p> <p><u>令和3年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響により患者数は厳しい状況となっていますが、引き続き、同感染症への対応も含めて県立病院として求められる役割・機能を担っていただけるよう、院内感染防止に取り組みながら、診療機能の維持と収益の確保を図りました。</p> <p>経営の健全化を進めるにあたっては、病院長もしくは運営調整部長を構成員とする毎月の会議などを通じて、成果目標に対する達成状況や課題を的確に把握し、課題への対応方策等について協議・調整を行いました。</p> <p>指定管理者制度を導入している志摩病院については、毎月、指定管理者から業務の聴き取りを行うとともに、定期的に病院運営に関する協議を行い、診療機能の充実・強化に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>こころの医療センターでは、病病連携、病診連携などにより新規患者の受入増に取り組むとともに、ニーズに合わせた適切かつ効率的な病床運用等により入院診療単価の向上(R2:18,365円→R3:19,777円(見込))に努めました。また、地域定着支援を強化するための院内会議を開催するなどして長期入院患者の地域移行を促進するとともに、訪問看護や入所施設事業所と連携して退院後の地域定着を支援しました。</p> <p>一志病院では、総合診療医の育成拠点施設として、研修医や医学生を延べ415人、看護実習生等を延べ303人受け入れるなど、地域医療を担う人材の育成に積極的に取り組みました。また、保健・医療・福祉の地域内関係者のネットワークの構築や、通院が困難な患者に対する訪問診療・訪問看護等の在宅療養支援により、地域に最適な医療サービスを安定的に提供しました。</p> <p>志摩病院では、令和2年8月から小児科に常勤医師を配置するなど、外来診療機能の回復を図りました。また、救急・総合診療科の常勤医師を増員し、外科系救急患者への対応を強化するとともに、木曜日を除く平日日勤帯に一部の小児救急(対象は1歳以上)を実施するなど、救急診療機能の充実に努めました。また、地域医療支援病院として地域の医療機関と密接に連携するとともに、へき地医療拠点病院として離島への巡回診療を継続するなど、地域医療の確保に貢献するとともに、回復期機能を担う地域包括ケア病棟の運用や通所リハビリテーション事業の実施など、地域の中核病院として多様なニーズに対応しました。</p> <p><u>令和4年度以降(取組予定等)</u></p> <p>次期中期経営計画については、新型コロナウイルス感染症の今後の状況や令和4年3月に総務省が公表した公立病院の経営強化に向けた新たなガイドラインの内容をふまえて策定していきます。</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 病院事業庁

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 ① 収入未済額が令和2年度末現在 57,795,688 円あった。 (県立病院課、こころの医療センター、一志病院) ② 督促状の送付が遅延していた。 (一志病院) ③ 督促状で指定する納期限を誤っていた。 (一志病院)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>1 実施した取組内容 ア 収入未済 ① 過年度医業未収金の縮減に向けては、発生防止対策と回収対策の両面から対策を進めました。 (1) 発生防止対策 入院病棟、会計、地域支援室等において、患者の支払に関する情報の共有を徹底しながら、早期の対応(入院中の面談、公費負担制度の説明及び申請のサポート、早期支払の働きかけ等)を行うよう努めました。また、債務者からの支払がない場合、連帯保証人も含めた督促や弁護士法人への委託等を実施し、過年度未収金として発生しないよう、早期の回収に努めました。 (2) 回収対策 「三重県債権管理マニュアル」及び「医業未収金対策の指針」に基づき、文書、電話及び臨戸訪問等による連帯保証人を含めた督促・催告を継続的に行い、債権回収に努めました。 また、回収困難な債権には、積極的に弁護士への回収業務委託を活用するとともに、委託先と情報共有を徹底することで、債務者等からの回収を進めることができました。 なお、債務者の現状について面談等を通じて適時把握し、個々の事情に応じた福祉制度の活用の提案も随時行いながら、粘り強く丁寧な回収に取り組みました。 これらの取組により、令和2年度末における収入未済額 57,795,688 円について、令和4年3月末までに 5,424,693 円を回収しました。 (県立病院課、こころの医療センター、一志病院) ②～③ 督促状の送付について、納付の時期の翌日から起算して二月以内に送付するよう確認し、定期的な送付を徹底しました。また、督促状で指定する納期限について、規定を改めて確認し、正しく設定することを徹底しました。あわせて、複数の職員での確認を徹底し、再発防止に努めました。 (一志病院)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等) ア 収入未済 ① 今後も未収金の発生を可能な限り抑制していくとともに、「三重県債権管理マニュアル」及び「医業未収金対策の指針」に基づいた対応を継続していきます。また、県立病院課と各病院で定期的に情報共有を図りながら必要な対策を実施することにより、債権回収に努めていきます。 (県立病院課、こころの医療センター、一志病院) ②～③ 引き続き、複数職員での確認や職員への関係規定の周知徹底を行い、適切な事務処理に努めます。 (一志病院)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 病院事業庁

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア その他の支出事務 ① 資金前渡交付何に履行確認の記録がなかった。 (一志病院)
講じた措置
1 実施した取組内容 ア その他の支出事務 ① 資金前渡に係る必要な事務手続について所属内で改めて確認を行うとともに、複数の職員での確認を徹底し、再発防止に努めました。 (一志病院) 2 今後の方針 (取組予定等) ア その他の支出事務 ① 引き続き、複数の職員による確認を徹底し、適切な事務処理に努めます。 (一志病院)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 病院事業庁

監査の結果
2 財務の執行に関する意見 (3) 人件費 人件費について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ① 返納を要する通勤手当の認定誤りがあった。 (一志病院)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 職員の休業時における通勤手当の不支給処理が行われていなかったため、是正を行いました。また、所属内において手当の認定に係る関係規定について再確認を行うとともに、複数の職員による確認を徹底し、再発防止に努めました。 (一志病院)
2 今後の方針 (取組予定等) ① 休業、退職時の各種手当の取扱いについて、引き続き複数職員による確認を徹底するとともに、職員への関係規定の周知徹底を行い、適切な事務処理に努めます。 (一志病院)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 病院事業庁

<p>監査の結果</p> <p>2 財務の執行に関する意見</p> <p>(4) 交通事故</p> <p>職員の不注意による公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。</p> <p>① 物損事故 (物損額：県 122,585 円) (こころの医療センター)</p> <p>② 人身事故 (負担割合：県 20%、相手 80%) (物損額：県 65,975 円、相手 136,688 円) (治療費等：県 0 円、相手 24,186 円) (こころの医療センター)</p> <p>③ 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 137,500 円) (一志病院)</p> <p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>①～③ 各部署の長が出席する会議において、公用車の運転に伴う事故防止及び金品の適正な取扱いについて注意喚起を行うとともに、全職員に対して安全運転を心がけるよう周知徹底しました。 (こころの医療センター、一志病院)</p> <p>2 今後の方針 (取組予定等)</p> <p>①～③ 引き続き、院内の会議など様々な機会を通じて、公用車の安全運転及び金品の適正な取扱いについて注意喚起を行い、意識の向上を図ります。 (こころの医療センター、一志病院)</p>
--

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 議会事務局

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (政務活動費の適正な執行)</p> <p>(1) 政務活動費は、政務活動費の交付に関する条例及び同条例施行規程に基づき交付されるとともに、政務活動費ガイドラインにより運用されている。 令和2年度分の政務活動費について、これらの規定に照らし適正に執行されているか確認したところ、政務活動費としての支出の根拠が不明確なものや収支報告書に添付された書類が不十分なものがあった。 このため、議会事務局においては、政務活動費の一層適正な執行の確認に努められたい。(総務課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和3年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① ガイドラインに照らして支出の根拠が不明確なものがあった件については、不要な添付書類を削除する収支報告書修正届の提出を受けるとともに、12月22日開催の代表者会議でガイドラインを改正し、不明確な部分を詳細に規定しました。</p> <p>② 収支報告書に添付された書類が不十分なものがあった件については、収支報告書修正届及び不備のあった添付書類の提出を受けました。 これらに伴い、関連資料の修正を行い、報道資料提供を行うとともに、修正後の資料をホームページに掲載しました。</p> <p>③ 政務活動費収支報告書の確認のため、注意を要する項目等のチェックリストを作成するとともに、管理職職員を含めた役割分担を整理し、チェック体制の強化を行いました。(総務課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>政務活動費の状況について、適切な資料を公開しました。なお、この措置による政務活動費の返還及び追加支払等は発生しておりません。(総務課)</p>
<p>令和4年度以降(取組予定等)</p> <p>政務活動費収支報告書の確認について、新たに内部統制リスクマネジメントシートに位置付けるとともに、チェックリストの活用、担当職員に加えて管理職職員の複数体制によるチェック、収支報告書の閲覧開始前の再度確認など、一層のチェック体制の強化を図ることにより、再発防止に努めます。(総務課)</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 教育委員会事務局

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (服務規律の徹底及び不適切な事務処理の再発防止)</p> <p>(1) 令和2年度の懲戒処分は、前年度の5人から増加し、8人が処分されており、そのうち3人がわいせつ行為、1人が窃盗により免職処分となる深刻な事態となっている。</p> <p>また、不適切な事務処理については、生徒に係る個人情報の記載がある書類の紛失事案等が発生している。これらの事案は、公教育に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、教職員に対する法令遵守及び服務規律の更なる徹底に取り組むとともに、発生した事案の原因や背景を分析し、効果的な対策を講じることにより、再発防止に努められたい。 (教育財務課、教職員課、特別支援教育課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>令和3年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 各県立学校に「学校信頼向上委員会」を設置し、管理職と教職員が、児童生徒との関わり方や教職員同士の関係性を議論し、学校として取り組む事項を「信頼される学校であるための行動計画」に位置づけました。</p> <p>② 講師等の研修を見直し、教員としての心構えや講師の服務等について、校長等が研修を行いました。また、常勤講師等には、総合教育センター主催の常勤講師等研修を受講させ、受講後、レポートを提出させました。</p> <p>③ 4月から6月にかけて、新任校長・教頭研修をはじめ、年次別研修等をオンラインで実施し、事例を示しながら服務規律の確保の徹底を図るとともに、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。</p> <p>④ 「不適切な指導」、「不適切な発言」を題材とした研修資料を作成、配布し、各県立学校において少なくとも年に1回はコンプライアンス・ミーティングを実施し、教職員一人ひとりに、各事例に至った原因・背景、不祥事を起こさないために必要なことについて考える機会を設けました。</p> <p>⑤ 9月から10月にかけて、県立高等学校及び特別支援学校高等部の生徒を対象に、教職員による「わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」を実施し、状況を把握するとともに、回答をふまえ各学校で生徒に対する言動を見直す機会を設けました。</p> <p>⑥ 9月、教職員一人ひとりが不祥事根絶を自分事として捉えられるよう、服務に関する基本事項や不祥事を種別ごとに考えさせる事例シート、不祥事発生に係る原因・背景や対応策などをまとめた「教職員向けコンプライアンス・ハンドブック」を県立学校及び市町等教育委員会に配布しました。</p> <p>⑦ 教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について通知し(6月、12月)、研修会や職員会議等において全職員へ周知し、その徹底を図りました。また、知事選挙、衆議院議員選挙に当たり、教育の中立性を疑わしめる行為により、県民の教育に対する信頼を損なうことのないよう周知徹底しました。</p> <p>⑧ 生徒に係る個人情報の記載がある書類の紛失事案に対しては、再発を防止するため、各県立特別支援学校に対し、校長会で個人情報の適正な管理を徹底するように指導を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 管理職と教職員が学校として取り組む事項を議論することにより、学校全体で、児童生徒とのかかわり方や教職員同士の関係性を見直す機会となりました。</p> <p>② 講師等の研修を見直すことにより、臨時的任用講師に加え、非常勤講師等に対しても、服務規律の確保についての周知徹底と教育公務員としての意識の向上につなげました。</p> <p>③ 教職6年次研修等において、規律違反の具体的事例などを取り上げ、服務規律の確保についての周知徹底と教育公務員としての意識の向上につなげました。また、新任管理職対象のオンライン研修において、コンプライアンスについての研修を行い、各学校における法令遵守の体制づくりなどを考える機会となりました。</p> <p>④ 研修資料を活用し、コンプライアンス・ミーティング等、全職員で話し合う機会を持ち、服務規律の確保の徹底と教育公務員としての意識の向上につなげました。</p> <p>⑤ 全県立学校において、「わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」の結果を職員会議等で教職員に提示し、生徒が性的に不快感や嫌悪感を抱く教職員の身体接触や言葉がけは、教職員の意図にかかわらず、セクシュアル・ハラスメントに該当することを改めて確認しました。</p> <p>⑥ 教職員向けコンプライアンス・ハンドブックを活用し、コンプライアンス・ミーティング等、全職員で話し合う機会を持ち、服務規律の確保の徹底と教育公務員としての意識の向上につなげました。</p> <p>⑦ 不祥事の根絶について、教職員一人ひとりが再認識するよう周知徹底を図るとともに、学校の政治的中立性の確保に留意し、選挙運動等の禁止制限規定に違反する行為の防止につなげました。</p> <p>⑧ 生徒に係る個人情報の適正な管理を徹底し、個人情報の記載がある書類の紛失事案の防止につなげました。</p>
<p>令和4年度以降(取組予定等)</p> <p>① 文書等による各学校への通知や県立学校長会議や市町等教育長会議等において具体的事例を捉えて、綱紀粛正及び服務規律の確保について周知徹底します。また、コンプライアンス・ミーティングの新たな題材を作成、開催を行うことで、教職員が不祥事を自分事として捉え、規律違反の再発防止に取り組みます。</p> <p>② 初任者研修等の各種研修の内容を改善し、コンプライアンス、服務規律の確保について教職員に訴えます。</p> <p>③ 県立学校において設置した「学校信頼向上委員会」をより機能的なものとし、各学校が策定した「信頼される学校であるための行動計画」を着実に実行することにより、不祥事の根絶に取り組めます。</p> <p>④ 「わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート」の継続と調査対象の拡大を検討します。</p> <p>⑤ 個人情報の適正な管理を徹底するためには継続的な取組が必要であることから、令和4年度以降も、引き続き、個人情報の適正な管理についての意識啓発や注意喚起に取り組めます。</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 教育委員会事務局

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (学力の向上)</p> <p>(2) 令和3年度における本県の「全国学力・学習状況調査」の結果は、小中学校校合わせた4教科中3教科で全国平均正答率を下回り、質問紙調査では全国と比較して、平日の学習時間や、授業時間以外の読書時間が少ない状況であった。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大の防止対策のため、オンライン授業等、ICTを活用した学習の必要性がより一層高まっているが、ICTの活用には技術面やセキュリティ面での専門的知識が必要とされる。</p> <p>これらのことから、学習指導要領で求められている資質・能力の育成を目的とした授業改善、学習内容の理解・定着を目的としたみえスタディ・チェックのCBT(Computer Based Testing)化、生活習慣・学習習慣・読書習慣の改善を目的とした学校・家庭・地域が一体となった環境づくりを進めるとともに、ICT活用に向けた教職員への研修の実施や、市町へのアドバイザーの派遣等により、県全体で効果的なICT教育が行える体制を整備し、学力の向上に取り組まれない。</p> <p>(小中学校教育課、学力向上推進プロジェクトチーム、研修推進課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>令和3年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 学習指導要領で求められている資質・能力を育成するための授業改善がさらに進むよう、国の調査官等を招聘し、公開授業に対する講評や講演による授業改善研修会をオンラインで開催しました。(10月～1月)</p> <p>② 令和3年度第2回みえスタディ・チェック(令和4年1月)から、CBTで実施しました。みえスタディ・チェック終了後、児童生徒は自分の端末ですぐに設問ごとの正解・不正解を確認することができるとともに、各自の解答状況に応じた問題に取り組めるようになりました。</p> <p>③ 学校・家庭・地域が一体となった学習習慣等の確立に向け、三重県PTA連合会の公式アカウントに家庭学習の習慣化を啓発する動画を提供(1月)するとともに、「みえの学力向上県民運動」のホームページにも動画を掲載し、広く県民に啓発しました。さらに、学習習慣を身につけるための家庭での取組等を記載したポスターを県内コンビニ等に配付(2月)しました。</p> <p>④ ICTの活用に向けては、教育コンテンツ分野(2名)とセキュリティ分野(1名)のアドバイザー、教員向けに授業支援ソフトの使用方法等の研修を実施する「初期段階対応GIGAスクールサポーター」(以下、サポーター：民間企業に委託)の派遣を行いました。また、小中学校におけるICT利活用に係る県教育委員会と市町教育委員会の情報共有・意見交換等を目的として、「小中学校におけるICT教育推進連絡会議」(以下、連絡会議)を開催しました。アドバイザーについては、4市町への派遣を含め、連絡会議等での講演・助言等、39回派遣しました。サポーターについては、延べ7回派遣しました。</p> <p>⑤ ICT活用に向けた教職員研修については、指導の実践スキルをより高める研修、学校や地域で中心的役割を担う教員を育成する研修、市町個別の課題に対応した研修を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 授業改善研修会(小学校国語・算数、中学校国語・数学)に約500名が参加し、「育成をめざす資質・能力を明確にした授業づくり」や「学習評価の在り方」等について学び、授業改善に生かしています。</p> <p>② みえスタディ・チェックをCBTで実施したことにより、一人ひとりの定着度に合わせた学習が可能となりました。教員は児童生徒一人ひとりや学校、学級の課題、経年比較、どの問題でどれぐらいの児童生徒がつまづいているのかをすぐに把握でき、早期からの個に応じたきめ細かな指導や授業改善に生かしています。</p> <p>③ 三重県PTA連合会が動画を広報紙で周知するなど、保護者や地域に対し、家庭学習を習慣化する意識を高める取組につながりました。</p> <p>④ 連絡会議は4回開催し、セキュリティアドバイザーから児童生徒の端末持ち帰りの注意点等について助言を得、緊急時の端末持ち帰りに対応できる市町が増え、やむを得ず登校できない児童生徒に対してもオンラインでの学習保障が行われました。</p> <p>⑤ 指導の実践スキルをより高める研修10講座は、初任者を含め474名が受講し、学校や地域で中心的役割を担う教員を育成する研修は、29市町から推薦された86名の教員を対象に年間延べ7回実施しました。また、市町個別の課題に対応した研修については6会場で実施し352名が受講しました。</p>
<p>令和4年度以降(取組予定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みえスタディ・チェックをCBTで実施するとともに、国語、算数・数学の単元別ワークシートや、経年課題について学び直しができるワークシートを学習端末に提供し、つまづきの克服につなげます。みえスタディ・チェックにおいて、学習や生活等に関する質問をCBTで実施し、その内容を分析して、早い段階からの課題に対応した取組を進めます。学校・家庭・地域がともに学び、議論する機会を提供するとともに、学習習慣等の確立に向け、学習端末を活用した児童生徒の主体的な取組を促進します。 ・アドバイザーについては、令和4年度も継続し、市町教育委員会や小中学校等に対して派遣します。連絡会議についても引き続き開催し、県教育委員会と各市町教育委員会で情報共有・意見交換等を進めていきます。さらに、各学校や県及び市町教育委員会が作成した教材等をクラウド上のデータベース(令和3年2月から運用開始)に共有できるシステムを活用して、教員のよりよい授業実践に役立つように取組を進めていきます。 ・市町教育委員会が抱える課題や学校での活用状況を丁寧に把握しながら、すべての教員が学習端末を効果的に用いて指導できるよう、工夫と改善を重ね、実践的な研修を行っていきます。

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 教育委員会事務局

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (安全で安心な学びの場づくりの推進)</p> <p>(3) 令和2年度における公立小中学校及び県立学校におけるいじめの認知件数は3,764件(元年度3,447件)と増加傾向にあり、いじめが原因で児童等の生命、心身に重大な被害が生じた事案や不登校となった事案が発生している。</p> <p>また、令和2年度における公立小中学校及び県立学校における不登校児童生徒数は3,199人(元年度3,085人)と依然として高い水準にあり、新型コロナウイルス感染症の感染回避による長期欠席も発生している。</p> <p>これらのことから、いじめの深刻化や、不登校等の長期化を防ぐため、児童生徒が抱える課題に対する教職員の対応力の向上、スクールカウンセラー等の専門家との連携による教育相談体制の充実、学校・地域住民・家庭その他の関係者との連携の強化により早期発見、早期対応に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の防止対策に徹底して取り組むことにより、安全で安心な学びの場づくりを推進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(生徒指導課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>令和3年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① いじめの定義に則って正確に認知することで早期対応できるよう、いじめアンケートを改善するとともに、いじめの認知漏れを防ぐためのチェックリストを作成し、各学校での活用を促しています。また、中高生を対象に、多言語でも相談できる「子どもSNS相談みえ」を実施しました。</p> <p>② 専門業者によるインターネット上の不適切な書き込み等の検索、監視等を年3回(8月下旬、11月上旬、1月上旬)実施するとともに、新型コロナウイルス感染症に係るインターネット上の不適切な書き込み等の検索、監視を年間通して平日に実施しました。また、SNSなどでの不適切な書き込み内容を投稿できるアプリ「ネットみえ〜」を運用しました。</p> <p>③ 公募で集まった県内の中高生が、絵本作家等によるワークショップを通じて、「いじめ」をテーマとした小学生対象の紙芝居を創作しました。完成した紙芝居は、希望する小学校で、創作した中高生が自ら読み聞かせ上演を行います。</p> <p>④ 県内3地域(鈴鹿市、津市、名張市)の教育支援センターにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置して、不登校児童生徒への、臨床心理や福祉の専門的見地からの支援を進めるとともに、学校と連携した訪問型支援を行いました。</p> <p>⑤ 教職経験の多寡に関わらず、不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた適切な支援が進められるよう、県内全ての公立学校の教員が共有できる不登校対応事例データベースシステムを構築し、運用を開始しました。</p> <p>⑥ 不登校児童生徒の保護者が、不安や悩みを抱え込むことなく、必要な情報を得て適切な支援につながる機会として県内6会場で不登校相談会を実施しました。</p> <p>⑦ 学校での新型コロナウイルス感染症にかかる感染防止対策を徹底するため、「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定しています。また、校内の消毒作業などのためにスクール・サポート・スタッフをすべての公立学校に配置できるよう措置しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 学校からは、アンケートやチェックリストの活用により、いじめの認知がしやすくなったとの意見が寄せられています。また、「子どもSNS相談みえ」には、令和4年3月末までに、延べ577件の相談が寄せられました。</p> <p>② 令和4年3月末現在で、ネットパトロールでは747件の不適切な書き込みを検知しており、ネットパトロールには74件の投稿(うち子どもに関わる投稿13件)が寄せられました。これらについては、学校や市町教育委員会等の関係機関と連携して対応しました。</p> <p>③ 中高生が紙芝居を創作する過程で、いじめについて自ら考えることにより、主体的に行動する力を育むことができました。読み聞かせ後、小学生が感想を発表し合うことで、いじめについての理解を深めます。</p> <p>④ 令和4年3月末現在で、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが関わった児童生徒数は、3地域合計で188名となっており、心理や福祉の専門的見地から、必要な支援を行うことができました。</p> <p>⑤ 令和3年12月中旬に運用を開始し、現在、500事例を目標に対応事例を収集しており、各学校における不登校児童生徒への対応や、校内研修等にも活用できるよう、取組を進めています。</p> <p>⑥ 6地区合わせて139名の参加があり、「同じ状況にある親同士の交流が大変よかった」、「プラス思考で考えることで、子どもの良い面がたくさんあることに気づいた」などの感想が寄せられました。</p> <p>⑦ スクール・サポート・スタッフの配置により感染症対策を徹底するとともに、教職員の負担を軽減し、生徒と向き合う時間を確保することができました。</p>
<p><u>令和4年度以降(取組予定等)</u></p> <p>① 高校段階で不登校などにより学校や社会との関わりが希薄となっている子どもたちに学習支援や社会的自立に向けた支援を行うため、県立の教育支援センター設置に向けた実証研究を行います。</p> <p>② 不登校などにより社会との関わりが希薄となっている生徒が、義務教育修了後も、福祉など地域の関係機関から適切な支援を受けられるよう、教育支援センターにスクールソーシャルワーカーを配置し、適切な関係機関につながります。</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

<p>監査の結果</p> <p>2 財務以外の事務の執行に関する意見</p> <p>事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。</p> <p>(1) 県立高等学校において、生徒指導での不適切な発言があった。(教職員課)</p> <p>(2) 県立高等学校において、生徒に対するわいせつ事案が2件あった。(教職員課)</p> <p>(3) 県立特別支援学校において、生徒指導での体罰及び暴言があった。(教職員課)</p> <p>(4) 決裁を受けずに誤った金額で収納処理をしていた。(北星高等学校)</p> <p>(5) 学校給食において、異物混入事案があった。(聾学校)</p> <p>(6) 学校給食において、異物混入事案があった。(城山特別支援学校)</p> <p>(7) 生徒に係る個人情報の記載がある書類の紛失事案があった。(杉の子特別支援学校)</p> <p>(8) 学校給食において、異物混入事案があった。(特別支援学校玉城わかば学園)</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 校長は、全職員に対して事案の周知を行うとともに、人権教育課から講師を招いて研修会を行う等、再発防止に取り組みました。(教職員課)</p> <p>(2) 校長は、校内でのコンプライアンス・ミーティング等を行い、わいせつ行為の根絶に向け取組を行うとともに、教職員に対し、わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関わるセルフチェックを行う等、再発防止に取り組みました。(教職員課)</p> <p>(3) 校長は、全職員に対して事案の周知を行うとともに、体罰に関する研修会や校長による講話を行う等、再発防止に取り組みました。(教職員課)</p> <p>(4) 当該職員に対して嚴重注意を行うとともに、事務室内の全職員は出納局主催の「コンプライアンス研修」を受講して会計事務におけるコンプライアンスの意識向上を図りました。また、収納処理前に複数職員で事務担当者が作成した内訳表と収納金額の確認を行いました。(北星高等学校)</p> <p>(5) 異物の混入のリスクを低減するため、葉物野菜の梱包材は、納入業者があらかじめ除去してから納入することとしました。また、検収時の食材確認や洗浄を確実にし、調理段階、また配膳時に目視による異物の確認を行うなど、再発防止に努めました。(聾学校)</p> <p>(6) 調理器具及び衣服等に紙片等の異物が付着していないか、より一層の目視確認を行うとともに、衣服へのローラー掛けをより一層徹底し、再発防止に取り組みました。(城山特別支援学校)</p> <p>(7) 本事案の発生後、ファイルを紛失した生徒及び保護者に対して、校長及び担任教諭が状況を説明し謝罪しました。また、全保護者に対して保護者説明会を開催し、状況及び再発防止策について説明しました。</p> <p>事案以降、行事等の施設会場設営の際や大掃除の場面において、教職員全員でファイルを検索しながら、日々業務を進めました。</p> <p>本校、分校とも再発防止策として、個人情報の管理では、紙ベースでの保管を廃止し、データで管理する方式へ変更しました。管理しているデータベースは、アクセスするためのパスワードを設定し管理を徹底しました。</p> <p>教職員による個人情報の持ち出しについては、従前から管理職の許可を得ていましたが、口頭で対面による申し出とし、対応後の報告も義務付け、管理をさらに徹底しました。</p> <p>教職員が常に個人情報の扱いに細心の注意を払うことができるよう、「個人情報の管理に関するセルフチェックシート」を学期ごとに実施するとともに、管理職から定期的に個人情報の管理徹底について周知を行いました。(杉の子特別支援学校)</p> <p>(8) 食材の入った袋の一部が破れビニール片が混入したことから、食材納品時点の検収時に袋についても点検、確認をすることとしました。また、調理、配膳の際にも異物混入に注意を払い再発防止に努めました。(特別支援学校玉城わかば学園)</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>(1) 教職員の言動により子どもを傷つけることは許されないものであることを、改めて県立学校長会議や市町等教育長会議等で徹底します。(教職員課)</p> <p>(2) 職員会議や面談等ですべての教職員に対して、児童生徒と適切に関わるよう徹底するとともに、県立学校長会議や市町等教育長会議等で不祥事根絶の取組を引き続き進めるよう周知徹底します。(教職員課)</p> <p>(3) 各県立学校に「学校信頼向上委員会」を設置し、管理職と教職員が、児童生徒との関わり方や、教職員同士の関係性等を議論し、学校として取り組む事項を検討し、各学校の「信頼される学校であるための行動計画」に位置付け、校長のリーダーシップのもと、教職員一人ひとりが不祥事根絶を自分事として取り組むよう周知徹底します。(教職員課)</p> <p>(4) 引き続き室内で注意喚起を行い、会計規則等を遵守し、適正な収納事務に努めていきます。(北星高等学校)</p> <p>(5) 異物混入が発生しないよう引き続き職員の意識向上を図り、食材の検収から調理中、配膳に至るまで目視による確認を行い、再発防止に努めます。(聾学校)</p> <p>(6) 同様の事案が再度発生しないよう引き続き職員の異物混入に対する意識の向上を図り、注意喚起を行っていきます。(城山特別支援学校)</p>

- (7) 引き続きファイルの検索を継続するとともに、個人情報の管理について同様の事案が発生しないよう、管理職による注意喚起及び研修会における事例検討やチェックシートなどの実施を通じて再発防止に努めます。
(杉の子特別支援学校)
- (8) 引き続き食材の検収、調理、配膳に至るまで児童生徒の安心安全な給食のため、特に注意を払います。
(特別支援学校玉城わかば学園)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 教育委員会事務局

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① 収入未済額が令和2年度末現在 132,830,046 円あった。 (教育財務課、福利・給与課、高校教育課、人権教育課、桑名北高等学校、いなべ総合学園高等学校、四日市工業高等学校、白子高等学校、石薬師高等学校、津西高等学校、飯野高等学校、みえ夢学園高等学校、白山高等学校、相可高等学校、昂学園高等学校、伊賀白鳳高等学校)</p> <p>② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。(教育財務課、福利・給与課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>①②</p> <p>【三重県高等学校等修学奨学金返還金】 電話や文書による催告、居宅訪問の実施のほか、債権回収業者に対して、75 件（令和3年度）を新規委託しました。 上記により回収に至らなかった者について、民事訴訟法に基づく支払督促申立てを5件行いました。(教育財務課)</p> <p>【雑入（三重県高等学校等修学奨学金返還金に係る費用及び遅延損害金）】 電話や文書による催告、居宅訪問の実施のほか、民事訴訟法に基づく支払督促申立てを3件行いました。(教育財務課)</p> <p>【雑入(教職員恩給及び退職年金過年度戻入)】 当該未収金については、受給者の死亡連絡が遺族から行われず、恩給が過払いとなったことにより発生したのですが、平成20年9月17日から、支払いに際して「住民基本台帳ネットワーク」を利用して受給者の生存状況を確認することにより、過払いの発生防止に努めています。引き続き債務者本人への訪宅・文書連絡により生活状況を調査し、定期的な納付を継続するとともに、生活状況が改善した場合は納付額を増額するよう勧奨を行いました。(福利・給与課)</p> <p>【雑入（退職手当返納金）】 当該未収金は元公立学校職員が退職した後、在職期間中に懲戒免職処分に相当する行為をしたことが判明して退職手当の返納を命じたことから発生したものです。督促に応じない債務者に対して、自主返納が見込めないことから、弁護士事務所と事務委任契約を締結し、預金の照会、預金口座及び業務委託料の差押えを行いました。(福利・給与課)</p> <p>【高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金】 滞納者に対して電話や文書及び家庭訪問による催告を行い、未収金の回収に努めました。(高校教育課)</p> <p>【大学等進学資金貸付金返還金】【高等学校等進学奨励金返還金】 債務者に対して電話や文書及び居宅訪問により催告するなど返還を促し、未収金の回収に努めました。(人権教育課)</p> <p>【高等学校授業料】 電話や文書による催告、学校における面談、居宅訪問等を実施しました。また、教育長名による最終催告や相続人調査等を実施しました。 (教育財務課、桑名北高等学校、四日市工業高等学校、石薬師高等学校、飯野高等学校、みえ夢学園高等学校、白山高等学校、相可高等学校、昂学園高等学校、伊賀白鳳高等学校)</p> <p>【雑入（自動販売機光熱水費負担金）】 納入義務者は納期限内に納付済であることを確認しましたが、収納金融機関から県に収納されるまで2週間を要したため収入未済となりました。(いなべ総合学園高等学校) 県外の金融機関での納付であったことから県に収納されるまで日数を要し、収入未済となりました。納入通知を行う際には収納金融機関から県に収納されるまで日数を要する旨の注意喚起を行い、未収金の発生防止に努めました。(白子高等学校) 納入通知書を4月2日に当該事業所伊勢支社に発送していたにもかかわらず、県に収納されたのが5月7日であったため、収入未済となりました。事業者を確認したところ、関東圏にある経理部に直接送付すれば間に合うとのことであったので、令和4年度からは経理部に直接送付することにしました。(昂学園高等学校)</p> <p>【学校体育施設使用料】 令和3年4月より新しく導入されたコンビニからの納付を行ったところ、納入義務者は期限内に納入したものの県が収納する日まで日数を要し収入未収となったことから、県の収納が完了となるまでに要する時間を考慮した納入期限を設定するよう徹底しました。(津西高等学校)</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）</p> <p>①②</p> <p>【三重県高等学校等修学奨学金返還金】</p>

滞納者に対しては、電話や文書による催告、居宅訪問を継続して実施し、滞納期間が長期化している債権については、債権回収業者への委託、弁護士への委任、民事訴訟法に基づく支払督促、民事執行法に基づく預貯金等の差押えにより回収を図ります。(教育財務課)

【雑入（三重県高等学校等修学奨学金返還金に係る費用及び遅延損害金）】

遅延損害金等の滞納者は元金にも多額の滞納がある場合がほとんどであることから、債務者の滞納状況を考慮しながら、元金の納付に支障がないよう回収を進めます。元金、遅延損害金等双方の納付がない滞納者については、弁護士への委任、民事訴訟法に基づく支払督促、民事執行法に基づく預貯金等の差押えにより回収を図ります。(教育財務課)

【雑入（教職員恩給及び退職年金過年度戻入）】

今後も住民基本台帳ネットワークを活用する等、こまめに生存確認を行い過払いの発生防止に努めます。また、収入未済の債権については債務者の生活状況を定期的に調査し、自主納付の継続及び納付額の増額について交渉を続けていきます。(福利・給与課)

【雑入（退職手当返納金）】

今後も債務者の状況把握を行うなど債権管理に努めるとともに、引き続き預貯金等の差押えにより回収を図ります。(福利・給与課)

【高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金】

今後も「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」及び「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき、債務者が在籍していた高等学校と連携しながら滞納者の現状把握を行うなど債権管理に努めるとともに、返還金の回収に努めます。(高校教育課)

【大学等進学資金貸付金返還金】【高等学校等進学奨励金返還金】

「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」及び「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づき債権管理を行うとともに、文書、電話、居宅訪問による督促を行い、収納促進に努めます。(人権教育課)

【高等学校授業料】

滞納がある在学生については、電話や文書による催告、学校における面談により早期の回収に努めます。長期の滞納者については、定期的な住所確認を実施し、電話や文書による催告、居宅訪問のほか、弁護士への委任、民事訴訟法に基づく支払督促、民事執行法に基づく預貯金等の差押えにより回収を図ります。(教育財務課、桑名北高等学校、四日市工業高等学校、石薬師高等学校、飯野高等学校、みえ夢学園高等学校、白山高等学校、相可高等学校、昂学園高等学校、伊賀白鳳高等学校)

【雑入（自動販売機光熱水費負担金）】

年度末の電気使用量をもとに金額を算出する必要があるため、4月下旬の納入期限を早めることは困難ですが、できるだけ早期納付を促します。(いなべ総合学園高等学校)

納入通知書送付時に債務者へ早期納付を促す等、同様の未収金が発生しないよう努めます。(白子高等学校)

今後は早期に納入されるよう、事業所の経理部門に直接納入通知書を送付し、再発防止に努めます。(昂学園高等学校)

【学校体育施設使用料】

引き続き、期限内に県への収納が完了するよう適切な納期限を設定するとともに、早期の支払について周知を徹底し、再発防止に努めます。(津西高等学校)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 教育委員会事務局

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 収入事務</p> <p>① 日本スポーツ振興センター共済負担金の徴収停止手続き漏れにより歳入戻出を行っていた。 (津工業高等学校)</p> <p>② 学業その他証明手数料について、収入証紙の消印日誤りがあった。 (久居農林高等学校)</p> <p>③ 高等学校生産物売払収入について、納入通知書の送付が遅延していた。 (久居農林高等学校)</p> <p>④ 高等学校授業料の徴収停止手続き漏れにより歳入戻出を行っていた。 (名張高等学校)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>① 生徒が転学、退学した際に行うべき事務についてチェックリストを作成し、事務処理漏れが生じないように確認を行い、再発防止に努めました。 (津工業高等学校)</p> <p>② 証明書交付の決裁において、収入証紙納付書の納付年月日と消印日との突合を重点的に行いました。 (久居農林高等学校)</p> <p>③ 事務職員が納入通知書を発行後、担当教員が納入義務者に送付していましたが、発行から送付までを事務職員が行い遅延が発生しないようにしました。 (久居農林高等学校)</p> <p>④ 収入状況届出の審査結果が通知された際に、前回の不認定者の認定状況を確認し、授業料の徴収の有無について確認することとしました。 (名張高等学校)</p> <p>2 今後の方針（取組予定等）</p> <p>① 引き続き確認を徹底し、事務処理漏れが生じないよう適正な事務処理に努めます。 (津工業高等学校)</p> <p>② 引き続き収入証紙納付書の納付年月日と消印日との突合を重点的に行います。 (久居農林高等学校)</p> <p>③ 引き続き取組を継続し、再発防止に努めます。 (久居農林高等学校)</p> <p>④ 各年度での認定状況について把握できる Excel データを作成し、生徒の授業料の徴収有無が一目で分かるようにして、再発防止に努めます。 (名張高等学校)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 教育委員会事務局

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>① 【子どもたちのインターネットトラブル防止事業におけるアプリ作成・管理業務委託】 ・予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (生徒指導課)</p> <p>② 【エレベーター保守点検業務委託】 ・予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (あけぼの学園高等学校)</p> <p>③ 【ガスヒーポンメンテナンス契約1期分】 ・予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (特別支援学校西日野にじ学園)</p> <p>④ 【エレベーター保守点検業務委託契約】 ・予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (特別支援学校東紀州くろしお学園)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容</p> <p>① 予定価格算定時の積算根拠について、複数で確認しながら業務を実施することとし、また課内でこの事案を共有し注意喚起を行いました。 (生徒指導課)</p> <p>② 予定価格の算定基礎となる資料を起案に添付して積算根拠を明確にするとともに、他の契約でも同様の事例が発生しないよう、所属内で情報共有しました。 (あけぼの学園高等学校)</p> <p>③ 過去の契約事例または事業者からの参考見積等を踏まえて、積算根拠の説明資料を添付することとしました。 (特別支援学校西日野にじ学園)</p> <p>④ 事業者からの参考見積の徴取、市場価格調査などにより適切な積算根拠算定を行い、執行伺いに資料を残すことを徹底しました。 (特別支援学校東紀州くろしお学園)</p> <p>2 今後の方針 (取組予定等)</p> <p>① 引き続き予定価格算定時には詳細な根拠を作成する必要があることを課内で共有し、再発防止に努めます。 (生徒指導課)</p> <p>② 書類作成の際には必要書類や内容を十分に確認し、再発防止に努めます。 (あけぼの学園高等学校)</p> <p>③ 今後の新規案件についても、過去の契約事例または事業者からの参考見積等を踏まえて、積算根拠の説明資料を添付することとします。 (特別支援学校西日野にじ学園)</p> <p>④ 決裁での複数職員によるチェックの徹底や会計研修への参加により適正な事務処理に努めます。 (特別支援学校東紀州くろしお学園)</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 旅費 ① 【幼稚園研修・撮影】 ・文書により復命していなかった。 (研修推進課)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 県外出張等については、旅行完了後文書による速やかな復命を行うよう、課内職員に周知徹底を行いました。 (研修推進課) 2 今後の方針 (取組予定等) ① 引き続き適正な事務処理に努めます。 (研修推進課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 教育委員会事務局

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ウ その他の支出事務	
① 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。	(生徒指導課)
② 消耗品費の支出先誤りにより歳出戻入を行っていた。	(亀山高等学校)
③ 資金前渡交付伺に履行確認の記録がなかった。	(久居農林高等学校)
④ 資金前渡交付伺に履行確認の記録がなかった。	(明野高等学校)
⑤ 委託料の支払先誤りにより歳出戻入を行っていた。	(上野高等学校)
⑥ 備品購入費の支払額誤りにより歳出戻入を行っていた。	(紀南高等学校)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 入札業務を行う際は、仕様書の作成から開札まで複数で確認しながら業務を実施することとし、また課内でこの事案を共有し再発防止に努めました。	(生徒指導課)
② 財務会計システムで支払先を誤って入力していたため、複数の職員による確認を徹底しました。	(亀山高等学校)
③ 領収書受領時において、履行確認の記録記載の確認を重点的に行いました。	(久居農林高等学校)
④ 資金前渡の交付を受け支払を行った際には、履行確認日の記載を行うよう周知徹底しました。	(明野高等学校)
⑤ 二重に請求があった場合でも適正に対応するため、請求書を受領したときは、契約書と齟齬がないか複数職員で確認を行い、適正な支出に努めました。	(上野高等学校)
⑥ 無停電電源装置(備品購入費)について、業者側から送られた請求書の金額に誤りがあることに気付かず支払を行ってしまい、歳出戻入に至ったものであったので、より慎重に請求内容を確認するようにしました。	(紀南高等学校)
2 今後の方針(取組予定等)	
① 引き続き取組を継続し、徹底に努めます。	(生徒指導課)
② 引き続き複数の職員による確認を徹底し、再発防止に努めます。	(亀山高等学校)
③ 引き続き履行確認の記録記載の確認を重点的に行います。	(久居農林高等学校)
④ 引き続き履行確認日の記載を行うよう周知徹底し再発防止に努めます。	(明野高等学校)
⑤ 引き続き業務委託契約書の条項に沿って、適正な事務処理に努めます。	(上野高等学校)
⑥ 引き続き請求金額に関して、事務職員全員で確認し再発防止に努めます。	(紀南高等学校)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(3) 財産管理等の状況	
財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 公有財産の管理	
① 土地使用料の調定処理が遅延していた。	(神戸高等学校)
② 教育財産の貸付に係る教育財産使用許可(貸付)台帳を整理していなかった。	(尾鷲高等学校)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 複数出納員、物品取扱員の全ての事務職員で確認、点検を実行しました。	(神戸高等学校)
② 台帳を作成するとともに、教育財産規則について事務室職員内で周知を図りました。	(尾鷲高等学校)
2 今後の方針(取組予定等)	
① 引き続き取組を継続し、再発防止に努めます。	(神戸高等学校)
② 引き続き教育財産規則に基づき適正な事務処理に努めます。	(尾鷲高等学校)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 教育委員会事務局

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失 (損傷)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① パソコンの損傷 (損害額 193,226 円) (川越高等学校) ② パソコンの損傷 (損害額 241,516 円) (四日市高等学校) ③ パソコンの損傷 (損害額 127,116 円) (四日市西高等学校) ④ パソコンの損傷 (損害額 102,843 円) (津工業高等学校) ⑤ 書籍の紛失 (損害額 1,760 円) (みえ夢学園高等学校) ⑥ パソコンの損傷 (損害額 250,976 円) (松阪工業高等学校) ⑦ パソコンの損傷 (損害額 168,036 円) (尾鷲高等学校) ⑧ パソコンの損傷 (損害額 103,796 円) (木本高等学校)
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該職員へ嚴重注意をするとともに、職員会議で全職員に対して改めて執務机上でのパソコンの取り扱いについて注意喚起を行いました。また、教育財務課長通知を改めて全職員に対して配信し、執務机上の整理整頓をはじめ、机上に飲み物等を置く場合の留意点について周知を図りました。(川越高等学校) ② 再発防止策として、職員会議において、全職員に対し、日ごろから机上の整理整頓に努めるとともに、机上での飲食について細心の注意を図るよう、徹底指導しました。(四日市高等学校) ③ 書籍の整理中、不注意で隣席の机にあった飲料入り容器を倒したことが原因であったため、職員会議等において、パソコンの近くに飲み物の容器を置かないことや、やむを得ない場合でも蓋付き容器を使用することなどの注意喚起を行い再発防止に努めました。(四日市西高等学校) ④ 飲み物をキーボード上にこぼしたことが原因であったため、全職員に対し、パソコン等の電子機器の近くに飲み物を置かないことや、日頃からパソコン周辺の整理整頓、物品の適正な管理、取り扱いに細心の注意を払うよう注意喚起を行い、再発防止に努めました。(津工業高等学校) ⑤ 今回の事例を所属内で共有し、関係職員に管理の徹底を行うとともに、備品冊子であることが明らかになるよう、冊子一つ一つに備品シールを貼りました。(みえ夢学園高等学校) ⑥ パソコンの損傷は以前にも発生しており、折に触れ、全職員に対しパソコンの取り扱いについて注意するよう指導しているところですが、今回の事案を受け、改めて「パソコン周辺の整理整頓を行う」、「パソコン周辺に飲み物等を置かない」等、県有財産の取扱いについて細心の注意を払うようにとの周知を行いました。(松阪工業高等学校) ⑦ 管理職による事故発生時の状況及び日頃の管理方法について聴き取りを行うとともに口頭での嚴重注意を行いました。また、再発防止のため、職員会議等で情報共有及び注意喚起を行いました。(尾鷲高等学校) ⑧ パソコンの近くで飲み物の容器を倒してしまったことが原因であることから、パソコン周辺に飲み物を置かないことやパソコン周辺の整理整頓を行うことなど、職員会議において再発防止に向けての注意喚起を行いました。(木本高等学校) <p>2 今後の方針 (取組予定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 引き続き全教職員に対し、機会あるごとに注意喚起を行い、適切な物品管理に努めます。(川越高等学校) ② 引き続き機会あるごとに全職員に対して注意喚起を行い、物品の適正管理に努めます。(四日市高等学校) ③ 物品の適正な管理について、職員会議や電子掲示板等により定期的に注意喚起を図るとともに、机上の整理整頓について、隣席の職員が互いに確認・注意し合う職場環境づくりを進めていきます。(四日市西高等学校) ④ 引き続き機会あるごとに全職員に対して注意喚起を行い、物品の適正な管理に努めます。(津工業高等学校) ⑤ 引き続き適正な管理と使用意識の向上を図り、再発防止に努めていきます。(みえ夢学園高等学校) ⑥ 引き続き機会あるごとに教職員に対して注意喚起を行い、物品の適正管理を徹底します。(松阪工業高等学校) ⑦ 引き続き職員会議等の機会を通じ、注意喚起を行い、物品の適正管理に努めます。(尾鷲高等学校) ⑧ 引き続き機会があるごとに全教職員に対して注意喚起を行い、物品の適正な管理に努めます。(木本高等学校)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (4) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているため、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 ① 物損事故 (負担割合: 県 100%、相手 0%) (物損額: 県 0 円、相手 214,500 円) (飯南高等学校)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 職員会議等を活用して、全職員に対して安全運転に努めるよう注意喚起を行いました。 (飯南高等学校) 2 今後の方針 (取組予定等) ① 引き続き職員会議等の機会を活用して、全職員に対し安全運転に努めるように注意喚起を行うことで交通事故の未然防止に努めます。 (飯南高等学校)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (5) その他 財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ① 学校諸費を誤って県に収納していた。(北星高等学校)
講じた措置
1 実施した取組内容 ① 収納処理前に複数職員で事務担当者が作成した内訳表により授業料と学校諸費の金額確認を行いました。(北星高等学校) 2 今後の方針(取組予定等) ① 引き続き収納事務においては複数職員による内訳の確認を徹底し、再発防止に努めます。(北星高等学校)

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (服務規律の徹底及び不適切な事務処理の再発防止)</p> <p>(1) 令和2年度の懲戒処分については、前年度の2人から1人増加し3人が処分されており、そのうち1人は虚偽の捜査報告書を作成し検察庁へ関係書類として送致したことにより減給処分となっている。 これらの事案は、警察に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、警察職員に対する法令遵守及び服務規律の更なる徹底に取り組むとともに、発生した事案の原因や背景を分析し、効果的な対策を講じることにより、再発防止に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(警務部警務課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>令和3年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 警察学校における教育訓練 警察学校では採用時における職務倫理や基本実務の教育訓練を実施しているほか、専門業務分野への登用や昇任時の各段階において、職務倫理の再教育や適正な職務を執行するための教育訓練を実施しました。</p> <p>(2) 職場における教育訓練 警察署等の職場では、個々の警察職員の能力や職務に応じた個人指導、研修会のほか実践的な訓練を通じて職責の自覚を養い、警察職員に求められる高い倫理観の醸成を図りました。</p> <p>(3) 厳正な監察等による諸対策の推進 警察庁による警察本部と警察署を対象に行われる監察のほか、県警の監察部門においても、各所属における職務倫理と服務に関する取組や規律の保持状況を確認し、必要な指導を行い改善を図るとともに実際に発生した非違事案の原因や背景等を踏まえた対策を推進しました。また、全国警察において情報共有している懲戒処分事案の情報を活用した、所属幹部による職務倫理や服務に関する指導を行いました。</p> <p>2 取組の成果 警察学校や職場における教育訓練により、警察職員として求められる高い倫理観の醸成等を図りました。また、警察庁や県警の監察部門による監察による指導事項については、所属で改善を図り是正しました。そのほか、非違事案ごとに、本部長通達の発出、警察署に対する巡回指導、各種研修会の実施等の再発防止対策を推進しました。</p>
<p><u>令和4年度以降(取組予定等)</u></p> <p>コンプライアンス推進監を新設し、服務規律の徹底や適切な職務の遂行に向けた教養等、コンプライアンスの推進に関する取組を強化するとともに、引き続き、上記取組を実施して再発防止に努めます。</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (犯罪の抑止及び検挙力の向上)</p> <p>(2) 令和2年の「刑法犯」の認知件数は8,560件(前年比-1,762件)となり、戦後最小値を更新した。また、県民に重大な危害を及ぼす重要犯罪の認知件数は71件(前年比-6件)、重要窃盗犯の認知件数は1,015件(前年比-253件)と減少している。</p> <p>しかし、特殊詐欺については、認知件数122件(前年比+30件)、被害額4億2,820万円(前年比+2億8,590万円)と大幅に増加しているほか、ストーカー・配偶者暴力事案については、認知件数915件(前年比+50件)と増加に転じている。</p> <p>これらのことから、県民が「安全・安心」を実感できる地域社会の実現に向け、引き続き、地域や関係機関と連携し、犯罪の抑止及び検挙力の向上に取り組まれない。</p> <p>(生活安全部生活安全企画課、刑事部刑事企画課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>令和3年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 犯罪の抑止</p> <p>各地域の犯罪情勢を分析し、その結果に基づき警察活動を強化するとともに、地域住民、関係団体等と連携・協働した犯罪防止に向けた取組、自主的な防犯活動の促進を図るための防犯ボランティア団体等に対する防犯情報の提供や物品の支援、通学路において登下校時の子供の見守り活動を実施する「子ども安全・安心の店」の拡充、コロナ禍の影響を受けないリモート形式による防犯教室の実施による継続した子供の防犯教育等、安全で安心なまちづくりに向けた取組を推進しました。</p> <p>(2) 検挙力の向上</p> <p>犯罪に対する検挙力の向上のため、捜査支援分析課を新設し、捜査情報に対する高度な分析等を実施するとともに、迅速・的確な初動捜査の推進、科学技術の活用等、捜査力と執行力の総合的な充実・強化のための取組を推進しました。</p> <p>(3) 特殊詐欺対策の推進</p> <p>特殊詐欺被害を防止するため、県民の警戒心・抵抗力を向上させる直接的・個別的な防犯指導、広報啓発活動の推進、常時留守番電話設定の活用や防犯機能を備えた機器設置の働き掛けによる犯人からの電話を直接受け取れないための環境整備の促進、金融機関やコンビニエンスストア等と連携した水際対策の推進に努めるとともに、犯行グループの検挙や犯行ツール対策を推進しました。</p> <p>(4) ストーカー・DV事案対策の推進</p> <p>被害者やその家族等の安全確保を最優先に、関係法令を駆使した加害者の検挙、ストーカー規制法に基づく警告や禁止命令等による加害行為の防止及び一時避難先の公費負担や位置情報提供システムの貸与等の被害者に対する支援を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 犯罪の抑止</p> <p>令和3年中の刑法犯認知件数は7,410件(前年比-1,150件)と減少し、重要窃盗犯の認知件数も750件(前年比-265件)と減少しました。</p> <p>(2) 検挙力の向上</p> <p>重要犯罪の検挙率は89.7%(前年比-10.3ポイント)ですが、重要窃盗犯の検挙率は92.0%(前年比+32.0ポイント)となり、刑法犯全体の検挙率は46.2%(前年比+4.2ポイント)と上昇しました。</p> <p>(3) 特殊詐欺対策の推進</p> <p>令和3年中の特殊詐欺の被害件数は110件(前年比-12件)、被害額は約1億9,250万円(前年比-約2億3,560万円)であり、被害件数、被害額ともに減少しました。</p> <p>(4) ストーカー・DV事案対策の推進</p> <p>令和3年中のストーカー事案の相談等件数288件(前年比+62件)中、42件(前年比+15件)を検挙し、41件(前年比-7件)の警告・禁止命令等を実施し、193件(前年比+14件)の支援を行いました。</p> <p>また、DV事案の相談等件数751件(前年比+62件)中、116件(前年比+30件)を検挙し、223件(-73件)の支援を行いました。</p>
<p><u>令和4年度以降(取組予定等)</u></p> <p>引き続き、上記取組を実施して、犯罪の防止及び検挙力の向上に努めます。</p>

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (交通事故の発生抑止対策の推進)</p> <p>(3) 令和2年の交通事故死者数は73人(前年比-2人)となり、統計が残る昭和29年以降の最少を更新した。また、負傷者についても3,732人(前年比-956人)と減少している。</p> <p>しかし、人口10万人当たりの交通事故死者数は全国ワースト4位の状況であるとともに、飲酒運転事故件数は37件(前年比+1件)となっており、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」の目標値である交通事故死者数71人以下、飲酒運転事故件数32件以下を達成していない。また、交通事故死者数のうち高齢者の死者数は39人(前年比-3人)と減少しているが、高齢者の占める割合は53.4%(前年比-2.6ポイント)と5割を超えている。</p> <p>このため、引き続き、関係機関と連携を図り、高齢者が関係する交通事故の抑止対策に重点を置いた取組を推進するとともに、各種交通指導取締りを強化するなど、交通事故の発生抑止に取り組みたい。</p> <p style="text-align: right;">(交通部交通企画課)</p> <hr/> <p>講じた措置</p> <p>令和3年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 交通死亡事故等抑止対策の推進</p> <p>令和2年中の交通死亡事故の特徴(高齢死者が約5割、交通弱者(歩行中・自転車乗用中)が約5割、シートベルト非着用死者が約5割、飲酒運転が5件発生)を踏まえた総合的な交通死亡事故等抑止対策を推進しました。特に「歩行者保護対策」、「高齢者対策」を重点に掲げ、関連違反の取締りを始め、関係機関・団体等と連携した取組を強化しました。</p> <p>(2) 交通事故防止に資する交通指導取締りの推進</p> <p>重大事故に直結する人対車両の交通事故を防止するため、横断歩行者妨害違反や通学路等を中心に可搬式速度違反自動取締り装置(移動オービス)を活用した速度違反取締りを強化するとともに、運転者の遵法意識に起因する違反の取締りを実施しました。また、妨害運転については、その悪質性、危険性を鑑み、車間距離保持義務違反、追越しの方法違反等の取締りを強化しました。特に高速道路においては、県警航空隊のヘリコプターと地上の警察車両が連携した空陸一体の取締りを実施しました。</p> <p>(3) 交通安全教育・広報啓発活動の強化</p> <p>ア 歩行者優先義務と正しい横断の徹底に向けた取組</p> <p>横断歩道における歩行者保護意識の浸透を図るため、運転者に対しては、各種取締りのほか、法定講習等を通じて歩行者優先の交通ルールの徹底を図るとともに、歩行者側に対しても、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促す「横断歩道“ハンドサイン”キャンペーン」を令和3年7月から開始しました。</p> <p>イ 高齢運転者対策の推進</p> <p>過去1年間に3回以上の交通事故を起こした70歳以上の運転者を対象とした個別指導を実施したほか、関係機関・団体と連携した安全運転サポート車の普及啓発を実施しました。</p> <p>ウ 新型コロナウイルス感染症に配慮した取組</p> <p>子どもの保護を目的とした登下校時間帯における街頭指導を始め、各種街頭活動に注力するとともに、リモート型の交通安全教育を新たに実施したほか、テレビ・県警ツイッター等の広報媒体を活用した交通事故抑止に資する広報啓発を実施しました。</p> <p>(4) 安全・安心な交通環境の整備</p> <p>交通の安全と円滑を確保するため、更新基準を超過した信号制御機の更新や摩耗した横断歩道の塗り替え等老朽化した交通安全施設等の更新に注力しました。また、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するためゾーン30を整備したほか、自動車専用道路等の開通による交通量の減少など交通環境の変化等により効果の低下した交通規制の見直しを行うなど、計画的な交通安全施設等の整備に努めました。加えて、令和3年6月に千葉県八街市の通学路における痛ましい交通事故を受け、関係機関が連携して実施した通学路の合同点検結果に基づき迅速な交通環境整備に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>令和3年中の交通事故死者数は、過去最少の62人(前年比-11人)でしたが、第11次三重県交通安全計画において掲げた令和7年までに死者数を55人以下とする目標については達成に至らず、また人口10万人当たりの死者数は全国ワースト6位(前年ワースト4位)となりました。なお、人身事故件数は2,722件で17年連続の減少、死傷者数は3,400人で16年連続の減少となりました。</p> <p>高齢者の死者数は、40人(前年比+1人)で全死者数に占める割合は64.5%(前年比+11.1ポイント)、65歳以上の高齢運転者による死亡事故(原付以上の車両運転者が第1当事者)は19件(前年比-1件)で構成比は37.3%(前年比+7.4ポイント)、交通弱者(歩行中・自転車乗用中)の死者数は31人(前年比-4人)で全死者数に占める割合は50.0%(前年比+2.1ポイント)と前年を上回りましたが、飲酒運転による死亡事故は1件(前年比-4件)で原付以上第一当事者に占める割合は2.0%(前年比-5.5ポイント)、シートベルト非着用死者は4人(前年比-8人)で非着用率は18.2%(前年比-34.0ポイント)といずれも前年を下回りました。</p> <hr/> <p>令和4年度以降(取組予定等)</p> <p>引き続き、上記取組を実施して交通事故の発生抑止に努めます。</p>
--

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。 (1) 虚偽の報告書を作成し、検察庁へ関係書類として送致していた。(警務部警務課)
講じた措置
1 実施した取組内容 警察署等に対する巡回指導を順次実施し、幹部職員に対して捜査管理の徹底等を指示するとともに、執務資料を発出し、本件事案を全所属で情報共有し、各種教養等で活用するなどして再発防止を図りました。 2 今後の方針(取組予定等) 引き続き、指導教育の徹底を図り、再発防止に努めます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

<p>監査の結果</p> <p>3 財務の執行に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 収入未済</p> <p>① 収入未済額が令和2年度末現在34,702,021円あり、前年度と比べて4,429,051円増加していた。 (警務部会計課、交通部交通規制課、交通部交通指導課)</p> <p>② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (警務部会計課、交通部交通規制課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>【警察施設等の損壊に係る損害賠償金】(警務部会計課、交通部交通規制課)</p> <p>収入未済額が増加した主な要因は、交通事故による信号機等の損壊に係る損害賠償金の未収金が3件発生したため、いずれの債務者も自動車保険に未加入で生活にも困窮していることから一括弁済ができず、分割納付により弁済しています。</p> <p>ア 交番、留置施設を損壊した債務者のうち、刑事収容施設に収容中である者については、債権回収ができず、収容先に収容状況の確認を行うなど所在調査に努めています。 令和3年5月に所在が判明した者については、現在、分割納付により弁済中です。(会計課)</p> <p>イ 交通信号機・大型道路標識を損壊した債務者については、定期的に電話や訪問による催促、納付指導を行い、債権の一部を回収しました。(交通規制課)</p> <p>【放置違反金】(交通部交通指導課)</p> <p>ア 放置違反金未納の車両使用者に対し、車検拒否・車両使用制限命令を受けることがあることを記載した放置違反金納付命令書を発出しました。それでも納付しない場合は、車検拒否・滞納処分(財産の差押え)を行うことを記載した督促状を発出し、放置違反金の納付を催促しました。</p> <p>イ 督促状によっても納付しない場合は、再度、滞納処分を行うこと等を記載した差押予告状を発出するとともに、電話又は車両使用者宅の訪問による面接を実施し、放置違反金の納付を催促しました。</p> <p>ウ 差押予告後の未納者に対しても、引き続き、粘り強く催促するとともに、滞納処分を念頭に放置違反金の早期徴収に努めました。</p> <p>エ 放置違反金サポート員を雇用し、未収となっている放置違反金の早期徴収に努めました。</p> <p>オ 令和2年度末現在の放置違反金の未済額は、3,744,632円でしたが、上記取組等により、過年度分の未収金について、1,515,000円(3月末暫定値)を徴収しました。</p> <p>【自動販売機光熱水費負担金】(警務部会計課)</p> <p>債務者は納付期限(4月23日)に納付しましたが、県外金融機関であったため出納閉鎖期間である4月30日までに三重県の収納データに反映されなかったものです。 県外金融機関での納付、土日祝日等の金融機関休業日も考慮し、余裕のある納付期限の設定を行います。</p> <p>2 今後の方針(取組予定等)</p> <p>引き続き、上記取組を実施して適正な事務処理に努めます。</p>

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア その他の支出事務 ① 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。 (警務部会計課)
講じた措置
1 実施した取組内容 入札等の事務を行う関係職員に対し、関係書類の作成時には、より慎重な確認を行うよう指導するとともに、入札方法等の誤りを無くすため、予定価格については複数人で確認するよう改めました。 2 今後の方針 (取組予定等) 上記取組を継続するとともに、契約、支出担当職員に対し、関係法令等の教養を定期的に行い、適正な事務の実施に努めます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 金品亡失(損傷) ① 白バイ用アンテナの損傷(損害額130,900円) (交通部交通機動隊)
講じた措置
1 実施した取組内容 今回の事案を所属内で情報共有し、白バイに係る作業をする際の留意事項について確認し、県有物品等の適正な管理・使用について注意喚起を行いました。 2 今後の方針(取組予定等) 引き続き、県有財産の適正な管理・使用について意識の向上を図り再発防止に努めます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(4) 交通事故	
職員の不注意による公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。	
① 物損事故	(負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 294,800 円) (警務部厚生課)
② 物損事故	(負担割合：県 80%、相手 20%) (物損額：県 51,225 円、相手 326,867 円) (生活安全部少年課)
③ 物損事故	(負担割合：県 20%、相手 80%) (物損額：県 41,870 円、相手 129,075 円) (地域部地域課)
④ 物損事故	(負担割合：県 20%、相手 80%) (物損額：県 58,320 円、相手 42,200 円) (刑事部組織犯罪対策課)
⑤ 物損事故	(物損額：県 110,000 円) (刑事部組織犯罪対策課)
⑥ 物損事故	(負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 71,223 円、相手 545,105 円) (交通部交通機動隊)
⑦ 人身事故	(負担割合：示談中) (物損額：示談中) (治療費等：示談中) (いなべ警察署)
⑧ 人身事故	(負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 413,956 円) (治療費等：示談中) (四日市北警察署)
⑨ 物損事故	(負担割合：県 20%、相手 80%) (物損額：県 173,415 円、相手 284,111 円) (四日市南警察署)
⑩ 物損事故	(負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 74,067 円、相手 585,398 円) (四日市南警察署)
⑪ 物損事故	(負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円廃車、相手 278,300 円) (四日市南警察署)
⑫ 物損事故	(物損額：県 164,302 円) (津警察署)
⑬ 物損事故	(負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円廃車、相手 202,606 円) (津南警察署)
⑭ 物損事故	(負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 455,950 円、相手 242,000 円) (松阪警察署)
⑮ 人身事故	(負担割合 (物損額)：県 80%、相手 20%) (負担割合 (治療費等)：県 100%、相手 0%) (物損額：県 318,778 円、相手 655,280 円) (治療費等：県 0 円、相手 139,461 円) (松阪警察署)
⑯ 物損事故	(物損額：県 0 円廃車) (鳥羽警察署)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
交通事故の防止対策として、次のとおり、交通事故の発生実態を踏まえた指導教育、訓練を行うなど、継続的に各種取組を推進しました。	
(1) 車両運転技能検査時における事故防止教養	
警察車両を運転する際に必要となる車両運転技能検査の受検時に、受検者に対し、警務部警務課の幹部による公用車事故の現状を踏まえた教養のほか、実車を用いた運転技能訓練を実施しました。	
各所属においても、発生した交通事故の形態に応じた運転技能訓練、同乗指導、安全教育を実施しました。	
(2) 適切な業務管理	
日々、幹部が職員の勤務状況、健康状態等を把握し、公用車を運転する職員に対して、運転経路、気象条件等に応じた安全運転確保のための具体的指示を行っています。	
(3) 再発防止教育・運転技能検証等の実施	
公用車による事故当事者やその同乗者を運転免許センターに召致し、運転適性検査、事故防止教養等を行い、交通事故防止に対する職員の意識高揚を図っているほか、各所属においても、事故原因に基づいた指導及び訓練を実施しました。加えて、運転免許センターの技能試験官が、事故当事者の運転技能を検証して具体的な助言・指導を実施しているほか、各所属においても、同検証結果に基づく指導教育を実施しました。	
(4) 執務資料の発出	
公用車事故に関する執務資料を発出し、事故の発生状況や形態等を周知するとともに、事故形態に応じた訓練・指導等を強化しました。	
2 今後の方針 (取組予定等)	
引き続き、上記の取組を継続して、公用車の交通事故の未然防止に努めます。	

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 警察本部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (5) その他 財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められた。 ① 金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延していた。 (桑名警察署)
講じた措置
1 実施した取組内容 財務執行の主管課である会計課と関係課との連携に不足があったことから、報告書の提出の失念につながったものであり、同種事案が発生しないように報告手順の再徹底を周知するとともに、会計課と関係課との連携を密にして金品亡失（損傷）報告書を速やかに作成、提出するなど、再発防止に努めました。 2 今後の方針（取組予定等） 引き続き、上記取組を実施して適正な事務処理に努めます。

監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、三重県知事から令和2年度包括外部監査の結果について措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定により次のとおり公表します。

令和4年5月6日

三重県監査委員	伊	藤	隆
三重県監査委員	下	野	幸助
三重県監査委員	木	津	直樹
三重県監査委員	内	田	典夫

令和2年度 包括外部監査結果に対する対応結果

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
I 地域医療提供体制の確保		
1 医療介護連携体制整備事業費		
<p>(1) 事例検討会の実施回数の減少について【指摘】</p> <p>委託契約の仕様書では事例検討会を県内2か所以上で実施することとされていたが、新型コロナウイルスの影響により、実施されたのは1回のみにあつたにもかかわらず、変更契約および業務委託費の減額が行われなかった。</p> <p>その理由について、県の意思決定過程を明確に記録すべきである。</p>	<p>今後同種の事業を実施する際には、誤解を招くことのないよう、県の意思決定を明確に記録することとしました。</p>	医療保健部
<p>(2) 業務委託費の予定価格の算定について【意見】</p> <p>従前から実施されている事業について特段の変更がない場合、県の予定価格と業者の見積金額は過年度の業務委託費を踏襲することとなりがちであると思料される。実施報告書をチェックし、業務遂行に要する時間が設計での想定より短縮できると判断できる場合等には、次年度の予定価格を減額することにより、経費の縮減を図ることができると思料される。</p>	<p>今後継続的に業務委託を実施する場合は、過年度の実績報告状況を確認するなど、より一層精査することとしました。</p>	医療保健部
<p>(3) 仕様書上の勤務時間について【指摘】</p> <p>令和元年度は、委託契約の仕様書において、業務補助職員を2時間勤務・月18日程度で1年間、県立一志病院に配置することとされているが、2時間の勤務のため年間216日も配置するとの仕様は現実離れしたものであり、通勤手当が賃金の50%もの金額に達している点も、不合理な予定価格の算定であると言わざるを得ない。現実的な勤務形態を念頭に置いた予定価格の算定がなされるべきである。</p>	<p>本業務は、プライマリ・ケアセンター業務と関連するものであり、当該業務補助職員は、プライマリ・ケアセンター業務と同一の職員が兼務してまいりました。そのため、賃金については、プライマリ・ケアセンター事業と按分(2:1)して算定し、通勤手当についても、賃金同様に按分して支給する取扱いとしてまいりました。</p> <p>今後同種の事業を実施する際には、仕様書に分かりやすい記載をするよう配慮します。</p>	医療保健部

<p>(4) 業務内容と対価の算定について【指摘】</p> <p>令和2年度の委託契約の仕様書において、①資料の作成、②事例検討会の実施、③その他、多職種連携に資する取組の業務を行うため、業務補助職員を半日勤務・月10日程度で1年間、県立一志病院に配置することとされているが、実際の業務量を考慮すると、仕様書の業務内容が予定価格を適切に算定するに足るものが疑問である。</p>	<p>仕様書の業務内容について、受託者は業務補助職員が年間を通じて多職種連携に資する取組を進めていたことから、会議や研修会等の開催、事前作業や当日対応の業務があり、業務内容に応じた予定価格の算定であったと考えています。 なお、業務補助職員の業務内容の仕様に関しては、上記3の対応結果に記載したとおりであり、今後同種の事業を実施する際には、仕様書に分かりやすい記載をするよう配慮します。</p>	<p>医療保健部</p>
<p>2 医療審議会費</p>		
<p>(5) 委託業務の範囲の縮小について【意見】</p> <p>地域医療安心度調査にかかる業務委託の仕様において、当初、①調査対象者の抽出、②調査票等の印刷及び発送、③調査票のデータ入力業務内容とされたが、入札不調により、①・②の2点に仕様を変更し、③を直営としたうえで入札を行い契約締結に至った。結果、報告書の作成が完了していない状況であるため、仕様や予定価格を見直すなどの対応により、報告書の作成までを委託業務の範囲に加えるべきであった。</p>	<p>今後同種の事業を実施する際には、業務委託内容について予算措置を含め精査し、適切な積算を行った上で対応することとしました。</p>	<p>医療保健部</p>
<p>3 回復期病床整備事業費補助金</p>		
<p>(6) 回復期病床整備事業補助金に係る返還金（消費税仕入控除税額）の返還時期について【意見】</p> <p>補助金交付要領において、事業完了後、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には事業者はその旨報告しなければならぬとされているが、平成29年度事業者の消費税仕入税額控除に係る返還金について、事業者の報告は令和元年9月であった。速やかに報告をしない事業者に対し適切な指導を行うなど、報告の遅れが生じないよう努めるべきである。</p>	<p>提出期限を過ぎた補助事業者に対し、督促電話だけではなく、文書により早急に提出を求めするなど、補助事業者に対する適切な指導を行っていくこととしました。</p>	<p>医療保健部</p>

4 医師確保対策事業費	
(7) みえ地域医療メディカールスクール【意見】	
(7) みえ地域医療メディカールスクール【意見】	
<p>県内の中高生を対象とした体験セミナーの参加者募集について、公立高校に対しては県内全校に対して周知がなされたが、私立高校に対しては自治医科大学医学部入試の前年度志願者が多い4校に絞って周知が行われていたため、公立・私立を問わず公平な参加機会を確保されたい。</p>	<p>令和3年度から、私学課を通じて全私立高校に対して体験セミナーの参加者募集について周知を行う等、公平な参加機会の確保に努めています。</p>
(8) 総合診療医広域育成拠点整備事業【指摘】	
<p>総合診療医育成のための指導医確保を目的とする本事業について、診療科の体制が不安定になっている状況背景下、大学病院側としては令和元年度の補助金申請については見送る予定であったが、県側より再検討を促したところ交付申請書の提出があった。県からの働きかけによって本事業を継続する必要性があったのかは疑わしい。 また、申請書に計上された人件費が、補助対象である「臨時職員」の雇用に関するものか確認できる資料は添付されておらず、精査が必要であったものと考ええる。</p>	<p>地域医療の維持にとっては、総合診療医の継続した育成が必要であり、三重大学病院において実施を予定していた総合診療医確保のための取組が、補助要件と合致していることが確認されたことから、当該補助事業を活用したと認識しています。 今後、三重大学病院が実施する総合診療医の資質向上や連携強化の取組に係る経費について、引き続き支援していきます。 また、補助金の申請及び補助対象への支出が適正であるか確認を行っていきます。</p>
(9) 新生児医療担当医確保支援事業補助金【意見】	
<p>補助金の交付決定を受けた医療機関に求められる事業報告には「新生児担当医手当支給実績」を添付することが求められているが、誤って「分娩手当支給実績」の様式を用いているものが存在した。誤った補助金支出につながる恐れもあることから、より厳格な確認を望みたい。</p>	<p>令和3年度から厳格に様式の確認を行っています。</p>

<p>(10) 臨床研修医定着支援事業（MMCの行う事業）への補助について【意見】</p>	<p>県内全ての基幹型臨床研修病院が相互に研修協力病院となつて研修医の選択肢を広げるプログラム（MMCプログラム）について県は補助を行っているが、臨床研修医に対するアンケート調査（研修先病院を選択した理由）では、同プログラムの魅力は非常に少なかつた。また臨床研修の後、県内で専攻医として専門医研修を受ける者の割合は70%台に留まっている。このため、詳細なアンケート調査・分析を行い、事業の効果を確認すべきである。</p>	<p>県内で専攻医として専門医研修を受ける者の定着率を上げていくため、事業効果を的確に把握できるよう、令和4年度に実施するアンケートの項目や設問の見直しを行っています。</p>	<p>医療保健部</p>
<p>(11) 産科医等確保支援事業について【指摘】</p>	<p>令和元年度の産科医師偏在指標を見ると、県単位で見ても全国平均より上（47都道府県中15位）であり、また二次医療圏単位で見ても県内4地区全において相対的医師少数区域には該当しない。 県担当課は、産科医師の過酷な労働環境改善には必須の事業と説明するが、少なくとも補助金の交付根拠となる「地域医療推進課関係補助金交付要領」第2条に示される“産科医師が減少する現状”等の趣旨からすれば、不当といわざるを得ない。</p>	<p>医師偏在指標は、医師数を相対的に比較するために算出したもので、絶対的な充足状況を表す指標ではありません。本県では、人口10万人対産婦人科医師数は全国平均を下回っており、また、比較的若い医師が多く、若い医師が通常より多く働くことで産科医療を支えていると推察されます。このことから、令和元年度に策定した医師確保計画において、本県は全ての圏域で産婦人科医師の増加を図ることを方針としており、本事業は県の産婦人科医確保の方針に則つた必須の事業であると考えています。 なお、令和2年度に、補助金交付要領の目的規定について、最新の本県の状況に即した内容となるよう明確にしました。</p>	<p>医療保健部</p>

<p>5 医師等キャリア形成支援事業費</p>	<p>(12) 地域医療構想区域の医師偏在指標策定委託事業について【指摘】</p> <p>県では「医師確保計画」の策定にあたり、国から提供される三次医療圏と二次医療圏の医師偏在指標だけでは不十分であると考え、独自に「地域医療構想区域」の医師偏在指標を算定するため業務委託を行った。三重県において「二次医療圏」と「地域医療構想区域」が一致していないことが原因であるが、必要性についてより慎重な判断をすべきであった。</p>	<p>医師確保計画の策定にあたっては、医師確保が医療機関の統合・再編等の方針によっても左右されることから、地域医療構想調整会議等において議論された、医療機関ごとの分化・連携の方針等をふまえ、地域における医療提供体制の向上に資する形で地域医療構想との整合を図っています。国から示された二次医療圏、三次医療圏の指標は、地域医療構想区域と異なり、区域ごとの指標の算定が困難であるため、指標算定業務は必要と判断していません。</p>	<p>医療保健部</p>
	<p>(13) 医師偏在対策としての地域枠・地元出身枠の設定について【意見】</p> <p>医師確保及び医師偏在対策としては、地域枠・地元出身枠をより有効に活用した入学試験を行うことが非常に重要であることから、地域枠合格者の県内定着状況や学力面について情報を収集し、地域枠の定数変更等について検討し大学側に意見・要請すべきである。</p>	<p>今後も、地域医療対策協議会において、医師確保や偏在対策のために必要な地域枠に関する各種の情報収集について検討するとともに、地域枠の県内定着状況等の情報についても、同協議会において、データの提示や公開等の取組を進めます。</p>	<p>医療保健部</p>

<p>6 看護職員確保対策事業費</p>	<p>(14) 看護分野における国際連携 【指摘】</p> <p>看護職員4名を対象に行われた英国への海外派遣研修について、参加者の宿泊費及び日当を含む旅費については、研修の実施要領、及び県の外国旅行の旅費の取り扱いに関する通知に基づき、勤務先での役職を参考に、県職員の等級別基準職務表に当てはめ支給された。(支給額は要領に基づき1/2)。</p> <p>しかし、宿泊費について、参加者としての立場は全員が平等であり、実際に要した宿泊費も同額であったことから、支給金額に差を設けることは不当であると考えられる。</p> <p>また、要領には日当支給に関する記載は明記されておらず、参加者はいずれも県職員ではなく県の出張規程も適用されないことから、日当を支給する法的根拠は存在しない。</p>	<p>医療保健部</p>
	<p>本事業は「地域包括ケアシステムの深化・推進」のリーダーを育成し、研修終了後、研修生が成果を県内に普及するとともに、三重県で取組を展開することが目的です。</p> <p>研修生は「職員等の旅費に関する条例施行規則第11条」に規定するその他の者として位置づけ、県の旅費制度に基づき執行しました。県の旅費制度では、一般職に属する職員の例により計算した旅費および宿泊に関する経費の1/2を県が負担するものです。</p> <p>また、外国旅行の場合は、「職員等の旅費に関する条例第32条」の規定により国家公務員等の旅費に関する法律の規定を準用して支給しました。</p> <p>宿泊費についても、県条例に基づき総務部人事課長の承認を受けて支給しており、日当についても、同様に同法律の規定に準じて支給しました。</p>	<p>医療保健部</p>
<p>(15) 看護師等修学資金返還金督促状発行綴 【意見】</p> <p>修学資金の貸与申請書類については、主債務者側にて連帯保証人欄も埋めた状態で県に提出する形式であり、厳密な保証意思の確認が行われていない。保証人の印鑑証明書の提出を求める等、意思確認措置を講じることが必要ではないかと思われる。</p>	<p>令和3年度から、連帯保証人に対し免許証等の本人確認書類や住民票の提出を求め、保証意思の確認に努めています。</p>	<p>医療保健部</p>

<p>(16) 新人看護職員研修事業補助金(交付申請・決定等) 【意見】</p>	<p>補助金申請機関から提出される「対象経費の支出予定額算出内訳」の中に「人件費」の項目が存在するが、「人件費」について各職員の前年度給与と支払実績額に基づいて算出していただくため、当年度に入職した職員については給与額ゼロとしたケースがあり、補正を促すべきであった。</p>	<p>今後は、提出された書類を十分に確認するとともに、必要に応じ補正を促すなど、補助金事務の適切な実施に努めます。</p>	<p>医療保健部</p>
<p>7 小児夜間医療・健康電話相談事業費</p>			
<p>(17) 再委託の制限について 【指摘】</p>	<p>特記事項において再委託が制限されていた個人情報処理以外の事務についても、契約書において再委託の制限を明示し、受託者が任意に再委託することをあらかじめ制限するのが望ましい。</p>	<p>一般的には、委託業務での再委託は制限されていませんが、あらかじめ県へ再委託の申請を行い、承諾を得た場合はその限りではありません。 令和3年度の契約から、再委託の制限を契約書に明示しました。</p>	<p>医療保健部</p>
<p>(18) 再委託理由の検討について 【意見】</p>	<p>再委託に関し承諾願の内容だけでは明らかではない点について、受託者に対し聴取りを実施するなど、問題がないか検討すべきであった。</p>	<p>令和3年度からは、受託者への聴取りや受託者と担当医師との間の業務委託契約書の写しを提出させる等、再委託の内容に問題がないか検討し、疑念を抱かれることの無いよう努めています。</p>	<p>医療保健部</p>
<p>8 小児・周産期医療体制強化推進事業費</p>			
<p>(19) 履行確認の漏れについて 【意見】</p>	<p>実施報告書において①共通用紙による搬送先及び搬送数、②緊急搬送の実績とその体制末の時点では記載することができない事項とのことであるが、確認が可能な範囲の報告を得て履行確認すべきであったと考える。</p>	<p>仕様書において「共通用紙による搬送先及び搬送数」及び「緊急搬送の実績とその体制末の時点では記載されるべき事項との期限が3月末3月末時点で把握できる数値を年度内に報告することから、令和3年度からは、報告するよう指示を行いました。</p>	<p>医療保健部</p>

<p>9 救急医療体制推進・医療情報提供充実事業費</p>	
<p>(20) 三重県救急医療情報システムの市町負担金の算出について 【指摘】</p>	
<p>要領において「システムに係る経費の各市町負担額は、人口割合に応じて算定する」とされているにも関わらず、システムのうちコールセンター運営委託料については、国庫補助金を除いた委託料の1/2を人口割合で按分、残り1/2は市町のコールセンター利用割合に応じて算定されていた。市町の救急担当課長会議で決定されたとのことであるが、要領と実際の運用が乖離するのは望ましくなく、さらに当時の決定資料が見当たらないことからすると、現状の運用根拠が不明確であるため、現状の運用に合わせるよう要領を改定するのが望ましい。</p>	<p>運用に沿うよう、令和3年度に要領を改定しました。</p>
<p>10 医療法等施行事務費</p>	
<p>(21) 医療広告ガイドライン抵触事例への対応について 【意見】</p>	
<p>令和元年7月、コンサルティング会社から県に対しガイドラインに抵触する医療広告に関する情報提供及び指導依頼がなされたもの、10月にコンサルティング会社から状況確認のメールがあるまで対応が行われておらず、管轄の保健所を通じ指導がなされ、当該広告の修正が確認されたのは令和2年2月であった。 指導時期について明確な定めはないものの、なるべく早期の対応に当たることが望ましい。</p>	<p>医療保健部代表アドレスからのメール転送漏れが原因であったことから、今後は事務処理ミスの再発防止に努めます。</p>

II がん対策その他健康対策の推進	
1 がん医療基盤整備事業費	
<p>(22) がん診療設備整備補助金に係る返還金（消費税仕入控除税額）の返還時期について【意見】</p> <p>平成29年度事業に関して、2事業者から、それぞれ平成30年8月、31年1月に消費税仕入控除税額の報告がなされ、県が納付通知をしたのが令和2年3月であった。 県が報告を受けて納付通知を出すまで1年超経過しており、出来る限り速やかな処理が望ましい。</p>	<p>提出された書類の確認、校正、厚生労働省との調整等の事務処理に時間を要しましたが、令和3年度から、補助事業者に対して的確に案内を行うとともに、報告を受けた場合は、速やかに事務処理を行うこととしました。</p>
2 がん患者等相談支援事業費	
<p>(23) 相談体制について【指摘】</p> <p>相談支援事業について、仕様書では、専任相談員1名、相談員兼事務員1名、事務員兼相談員1名の人員を配置することとされている。 しかし、令和元年度以降は常勤の相談員が存在せず、非常勤の相談員のみが存在する状態になっていたため、受託者に対し、仕様書に記載された相談員を手配するよう要請すべきである。</p>	<p>仕様書において、専任相談員1名は常勤とまでは求めていないため、非常勤2名での対応も問題はないと考えています。また、常勤、非常勤かは不問としています。 今後も、仕様書に定めた相談員を配置し、適切にがん相談支援センターが運営されるよう受託者に指示します。</p>
III 感染症の予防と拡大防止対策の推進	
1 防疫対策事業費	
<p>(24) 入札指名者（随意契約候補者）内申書の記載について【意見】</p> <p>随意契約にかかる相手方の選定について、医療保健部競争入札等審査会に対する内申書では会長以下5名の委員があらかじめ印字されていたが、うち1名の委員の押印がなく、委員名の消去も行われておらず、委員の出欠状況が分からないため、明確にすべきである。</p>	<p>現在は、委員の出欠状況が明確になるよう、確認を徹底してしています。</p>

<p>(25) 麻しん風しん対策会議について【意見】</p> <p>平成31年4月に「麻しん対策会議」が「麻しん風しん対策会議」に改正されるまでは、風しんの発生動向等を把握する役割は「公衆衛生審議会感染症部会」によって担われていた。</p> <p>しかし、平成26年3月に「風しんに関する特定感染症予防指針」が告示され、都道府県において「風しん対策会議」を設置するものとされていたことなどからすれば、もともと早期に「風しん対策会議」を設置または「麻しん風しん対策会議」に改正されることが望ましかった。</p>	<p>令和3年度以降は、同様の改正があった場合には、速やかに改正を行います。</p>	<p>医療保健部</p>
<p>2 エイズ等対策費</p>		
<p>(26) 委託事業における委託費の用途について【意見】</p> <p>委託事業の実績報告内訳書において、契約締結時の見積にはなかった「電子計算機の購入」が含まれていたが、事業内容からは必要性が明らかではなく、汎用性のある資産であることから、用途の確認を行うなど妥当性の検討を行うべきであったと考える。</p>	<p>令和3年度以降は、汎用性のある資産の購入について、実績報告書で用途の確認を徹底するようにしています。</p>	<p>医療保健部</p>
<p>3 結核対策事業費</p>		
<p>(27) X線業務従事者被ばく線量の測定に係る業務委託について【意見】</p> <p>X線撮影業務に従事する県職員の被ばく線量の測定に係る委託について、測定開始年度以降隣県の同一事業者との間で、「測定データの蓄積・管理が行えること」、及び「有事の際に即時対応が可能（県内業者なし）」を理由とし随意契約を行っているが、随意契約をすべき理由を改めて検討する必要がある。</p>	<p>個人被ばく線量の測定ができる事業所は国内で数社しかなく、危機管理上、迅速に対応するためにも隣県に営業所があることは絶対必要であり、唯一この条件を満たす当該事業所と随意契約を行いました。</p>	<p>医療保健部</p>
<p>(28) 1者入札の有効性の審査依頼書の記載について【意見】</p> <p>1者入札における競争性の確保について、審査依頼書の回答欄には「～競争性が確保されている（されていないとおそれがある）と認められるので通知します。」と印字されており、いずれかを消去する必要があるとところ消去が漏れていたため、留意すべきである。</p>	<p>現在は、書類作成時の確認を徹底しています。</p>	<p>医療保健部</p>

<p>(29) 結核医療を担う呼吸器内科医等の確保・育成支援事業における初期臨床研修ローテーションにおける呼吸器内科に関する指導研修について【指摘】</p>	<p>初期臨床研修ローテーションにおける呼吸器内科に関する指導研修では、呼吸器内科で扱う全ての呼吸器疾患について研修が行われ、特に結核医療に限られない研修が行われている。当該指導研修を「結核医療を担う呼吸器内科医等の確保・育成支援事業」とすることについて再考すべきである。</p>	<p>「結核医療を担う呼吸器内科医等の確保・育成支援事業」(以下、「本事業」。)において、指摘のあった指導研修は、令和3年度から対象外としていきます。 また、本事業では、「結核医療を担う県内の医療従事者への研修」や「結核医療の連携体制構築に向けた相談対応や事例検討」を行うよう、委託先と契約を行いました。</p>	<p>医療保健部</p>
<p>(30) 設計書の消費税計算について【指摘】</p>	<p>委託事業の設計金額について、個々の費用の合計額に消費税額を加算する形で算出されたため、切手代については消費税相当分が二重計上された金額となっていた。</p>	<p>資料に記載されていた「税込」は誤記であり、消費税の二重計上ではありませんでした。現在は、資料の記載内容に誤りがないよう、精査を行っています。</p>	<p>医療保健部</p>
<p>(31) システム改修費用について【意見】</p>	<p>風しんの抗体検査事業について、各市町の関連システムの改修費用の1/2が市町の負担となっていた(残り1/2は国費)。 システム改修について各市町がそれぞれ別個に業者と契約を締結しており、その費用は1市町当たり平均で約100万円となっている。各市町で重複して費用が発生しているのは、システムが標準化されおらずそれぞれ独自の仕様となっているためであり、合理性を欠くと考える。</p>	<p>風しん抗体検査の各市町の関連システムについては、市町が有する既存の予防接種台帳と連動し、検査事業の記録を実施しているため、市町毎の契約となっています。 風しん抗体検査の関連システムは、各市町独自の仕様となっており、標準化することは困難です。</p>	<p>医療保健部</p>

IV 医薬品等の安全・安心の確保	
1 薬物乱用防止対策事業費	
(32) くすりの正しい使い方の教室の委託業務の内容について【意見】	<p>三重県薬剤師会への委託業務である「くすりの正しい使い方の教室」について、仕様では対象学校数30校とされているが、実際には、多数の学校から開催要望があるため、委託費の枠を超えて薬剤師会費用による実施分も含め令和元年度は143校で開催されていた。</p> <p>業務完了報告書は30校分のみ提出されているため、報告書が提出されるまでは、どの学校で行われた教室が委託事業であるのか分からない。また、このままでは全校分について結果の報告を受け、事業実施を確認する必要があると考えることから、実施要領や仕様を見直す必要があると考える。</p>
(33) 薬物乱用防止教室の結果報告について【意見】	<p>県が実施主体である「くすりの正しい使い方の教室」について、受講の感想などに関するアンケート調査等を行い、その結果を翌年以降の講義内容に活かすことが望ましい。</p> <p>また、民間団体が実施主体である「ダメ。ゼッタイ教室」についても、できる限りアンケート調査の実施を促すことが考えられる。</p>
(34) 薬物乱用防止に係るホームページの掲載内容について【意見】	<p>県のホームページにて、国の「第四次薬物乱用防止五か年戦略」等までについては掲載されているが、その後の更新が行われておらず、平成30年8月に策定・公表された「第五次薬物乱用防止五か年戦略」や第四次薬物乱用防止五か年戦略等のフォローアップについても掲載すべきである。</p>
医療保健部	令和3年度から委託事業分については、募集期間が終了した時点で実施計画の報告を求め、教室開催前の段階で、どの学校が委託対象の30校であることを県が把握できる運用としました。 <p>実施要領については、令和3年度に実施に合った内容へ修正しました。</p>
医療保健部	令和3年度から、県が実施主体である「くすりの正しい使い方の教室」については、各校の状況に応じてアンケート調査等を行い、その結果を翌年以降の講義内容に活かす運用としました。 <p>また、民間団体の独自事業の「ダメ。ゼッタイ教室」についても、アンケート調査の実施について提案しました。</p>
医療保健部	更新作業が滞っていたため、更新しました。

<p>(35) 三重県医療保健部薬務感染症対策関係表彰要綱について【意見】</p> <p>要綱内で「審査会」と「選考委員会」という用語が併存しているが、同一のものであれば統一すべきである。</p>	<p>「選考委員会」に統一しました。</p>	<p>医療保健部</p>
<p>(36) 不正大麻・けし撲滅運動について【意見】</p> <p>国の要綱では、都道府県における実施事項として児童・生徒に対する啓発指導が挙げられているが、県では、保健所実習生に対するチラシ配布をこの啓発指導として挙げており、要綱とずれがある。小・中学校等の児童・生徒に対する啓発指導についても検討すべきである。</p> <p>また、「不正大麻・けし撲滅運動」の啓発について、一部の市町で広報へ掲載されていたが、他の市町でも協力を得られるよう積極的な働きかけを行うべきである。</p>	<p>従来から、小中学校等の児童・生徒については、対象期間中のポスター掲示や薬物乱用防止教室の中でも啓発指導を行っています。加えて保健所実習生についてもチラシ配布により啓発を行っているところです。</p> <p>また、「不正大麻・けし撲滅運動」の啓発について、多くの市町に広報への掲載協力を得られるよう取組んでいきます。</p>	<p>医療保健部</p>
<p>(37) 不正けしの除去について【意見】</p> <p>三重県の発見・除去数は、全国でも最多な部類に入る（全国に占める割合は、平成29年度：9.96%、平成30年度：20.14%）が、原因はけしの自生数が多いためとされており、除去活動について一層の強化、工夫を図ることが必要であると考えます。</p>	<p>三重県は、元来けしの自生数が多い地域であります。そのため、県民参加による大麻・けしクリーンアップ運動（4月～6月）等、県独自の取組を進めているところです。今後も継続して取組を進めます。</p>	<p>医療保健部</p>
<p>2 血液事業推進費</p>		
<p>(38) 三重県の献血率について【意見】</p> <p>三重県の献血率は、全国でも最下位クラスであり、特に10代・20代の若年層においては平成29・30年度ともに最下位である。</p> <p>特に若年層に関し、献血率が低い具体的な要因を究明し、他の都道府県の取組も参考に、献血率向上のための対策をより一層進めるべきであると考える。</p>	<p>今後も引き続き、順位上位の都道府県の取組等も参考にしつつ、学校関係者への働きかけを行うなど、取組を進めていきます。</p>	<p>医療保健部</p>

3 薬局機能強化事業費	
(39) 補助金に係る消費税の返還について【意見】	<p>「薬局機能強化事業費補助金交付要領」に基づき報告において、いずれの事業者も補助金返還相当額は0円とされており、その理由は特定収入割合が5%を超えているためであるが、要領にはその旨が記載されておらず、0円とする法的根拠がない。よって、交付要領等において、「公益法人等であり、特定収入割合が5%を超えている場合は返還義務がない」旨を明記すべきである。</p>
4 薬事審査指導費	
(40) 家庭用品の試買検査【意見】	<p>試買検査について、国の要領では、試買計画の策定に際し隣接都道府県市との連絡を密にし、より一層の効率化を図るよう努力することと定められているが、四日市市とのみ連絡を取り合っている状況であるため、国の要領に沿うよう、隣接県の担当者とも連絡を行うべきである。</p>
(41) 随意契約候補者内申書の記載について【意見】	<p>随意契約の委託先の選定にかかる審査会の答申において、選定業者番号の記載が漏れていたのに注意されたい。</p>
(42) 薬と健康の週間事業について【意見】	<p>「薬と健康の週間」の広報について、ポスター掲示を行ったが、ホームページへの掲載、報道機関への資料提供も検討するべきである。</p>
5 激甚災害時毒物劇物総合対策費	
(43) 毒物劇物盗難防止等ガイド及び危害防止規定作成マニュアルの配布について【意見】	<p>県内各保健所にて事業者に対して配布を行っているが、ホームページへの掲載を検討するべきである。</p>
医療保健部	<p>令和3年度、交付要領の説明資料において、「公益法人等であり、特定収入割合が5%を超えている場合は返還義務がない」旨を明文化しました。</p>
医療保健部	<p>令和3年度から、近隣県が加入する協議会に参加し、情報共有することとしました。</p>
医療保健部	<p>現在は、記載漏れがないよう、確認を徹底しています。</p>
医療保健部	<p>令和3年度から、ポスター掲示のほか、ホームページへの掲載し広報することとしました。</p>
医療保健部	<p>令和3年度から、ホームページに掲載し、ダウンロードできるようにしました。</p>

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
